

第3次尾鷲市環境基本計画 素案

2022（令和4）年12月

尾 鷲 市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の期間	3
第2章 尾鷲市の状況	4
第1節 尾鷲市の社会・経済の状況	4
第2節 尾鷲市の環境の状況	7
第3節 市民及び事業者の意識	10
第4節 第2次尾鷲市環境基本計画の総括と課題	17
第3章 計画の目標	20
第1節 望ましい環境像	20
第2節 施策の体系	22
第4章 基本計画	23
第1節 自然環境	23
第2節 生活環境	26
第3節 循環型社会	29
第4節 脱炭素社会	31
第5節 環境教育・環境学習	33
第5章 計画の推進	35
第1節 計画の推進体制	35
第2節 各主体の役割	36
第3節 計画の進行管理	36
[参考資料]	37
・ 環境基本計画の策定経過	
・ 尾鷲市環境審議会委員名簿	
・ 市民アンケート調査結果	
・ 事業者アンケート調査結果	
・ 用語集	

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

1. 世界の動向

近年、環境を取り巻く状況はめまぐるしく変化しています。世界各地では、記録的な豪雨による洪水、干ばつや熱波などの極端気象によるリスクが顕在化している中、2020（令和2）年からは、温室効果ガスの排出削減に向けた新たな国際的枠組「パリ協定」の取組みが開始されています。また、自然の開発や気候変動により、種の絶滅が急激に進んでいることから、生物多様性の損失を抑制し、回復させるための行動が重要度を増しています。さらに、途上国を中心とした急速な都市化と人口増加に伴う大量生産・大量消費による廃棄物の増加、食料や資源の獲得競争が懸念されることから、欧州諸国を中心に循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現に向けた動きが活発となっています。

2015（平成27）年9月の国連サミットでは、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、SDGsでは「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性

のある社会の実現のため、
経済、社会、環境の3つの
側面を統合的に解決する
考え方方が示されました。



2. 国の動向

わが国では、2018（平成30）年4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」において、めざすべき社会の姿として、“地域循環共生圏”の創造、“世界の範となる日本”的確立”、“これらを通じた持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現”が掲げられました。「第五次環境基本計画」では、少子高齢化・人口減少社会、耕作放棄地や荒廃森林の増加、生物多様性の低下や生態系サービスの劣化など、複合的な課題の解決に向け、特定の環境施策が複数の異なる経済・社会的課題をも統合的に解決することを目指す、分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）が示されています。

3. 県の動向

三重県では、2020（令和2）年3月に「三重県環境基本計画」を改定し、SDGsの考え方を取り入れて、全ての主体の協創により、持続可能な社会の実現に向け、環境、経済、社会の統合的向上に取り組んでいくことし、2050年におけるめざすべき姿「自律的かつレジリエント（強靭）な、より高位の持続可能な社会」と、計画の目標年度である2030年度にめざすべき姿「スマート社会みえ」が掲げられています。

また、2019（令和元）年12月には脱炭素社会の実現に向けて2050年までに県域からの温室効果ガス排出量をゼロにすることを目指す「ミッションゼロ 2050 みえ」が宣言され、2021（令和3）年3月には2050年の脱炭素社会の実現を目指した「三重県地球温暖化対策総合計画」が策定されました。

4. 市の動向

尾鷲市では、2003（平成15）年3月に第1次となる「尾鷲市環境基本計画」を策定し、2013（平成25）年3月には「第2次尾鷲市環境基本計画」を策定して、環境保全・創造に取り組んできました。

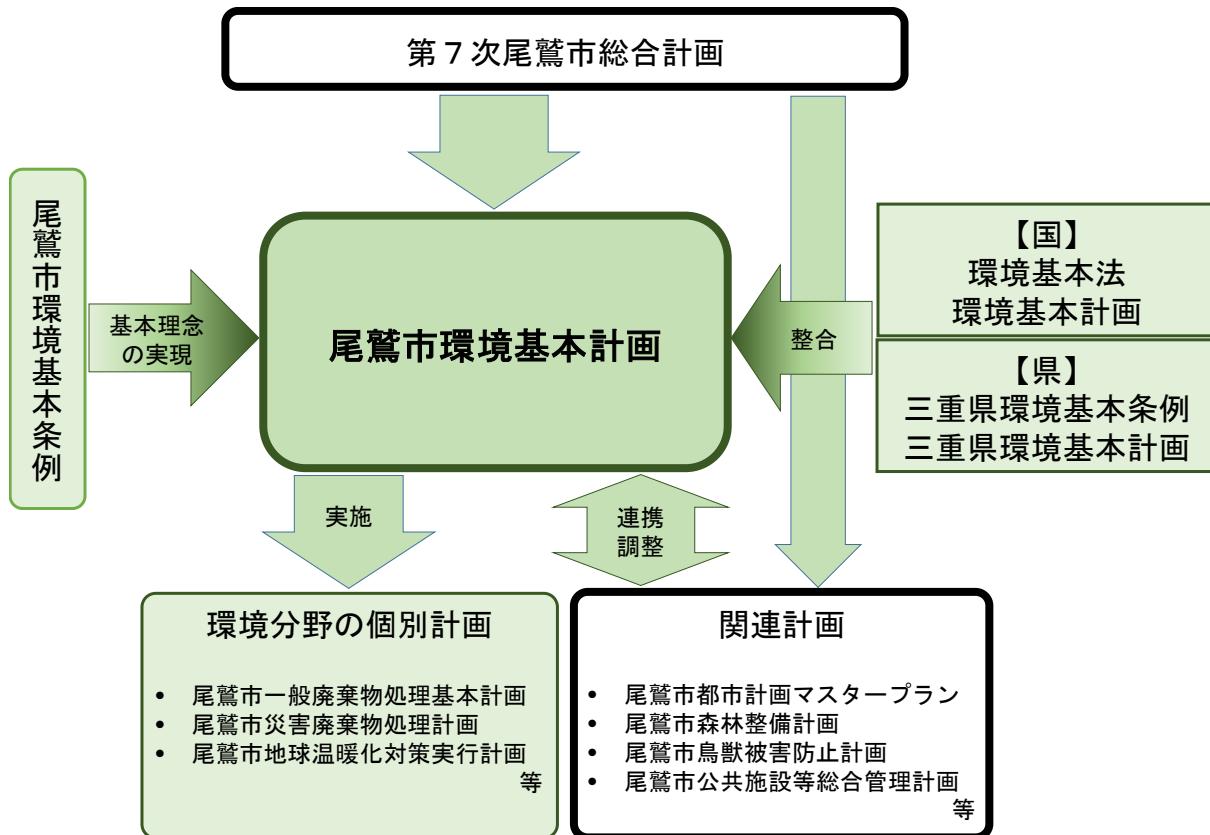
しかしながら、この間に急速な人口減少・少子高齢化をはじめとした人口問題、中部電力尾鷲三田火力発電所の廃止などに伴う産業構造の変化、経済のグローバル化やI・O・T・A・I等先進技術の進展、新型コロナウイルス感染症の流行、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。今後の環境政策は、SDGsの考え方も活用し、環境問題はもとより経済・社会的な問題も統合的に解決していく必要があります。

また、「第2次尾鷲市環境基本計画」は目標年次を2022（令和4）年度としており、計画を見直す時期となったことから、これまでの環境基本計画の流れや、尾鷲市の自然的・社会的な条件を踏まえ、尾鷲市を取り巻く環境・経済・社会の諸課題に対応しつつ、持続可能な社会の形成を目指して、今後の環境政策の基盤となる計画を策定することとしました。

第2節 計画の位置づけ

環境基本計画は、「尾鷲市環境基本条例」第8条にその策定が義務付けられています。

尾鷲市の他計画との関係は、「尾鷲市総合計画」を最上位計画とし、総合計画から展開する各種計画の環境に関する施策や事業について、横断的に整合を図るもので



第3節 計画の期間

この計画の期間は、2023（令和5）年度から2032（令和14）年度の10年間とします。

その間、社会情勢などの変化に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第2章 尾鷲市の状況

第1節 尾鷲市の社会・経済の状況

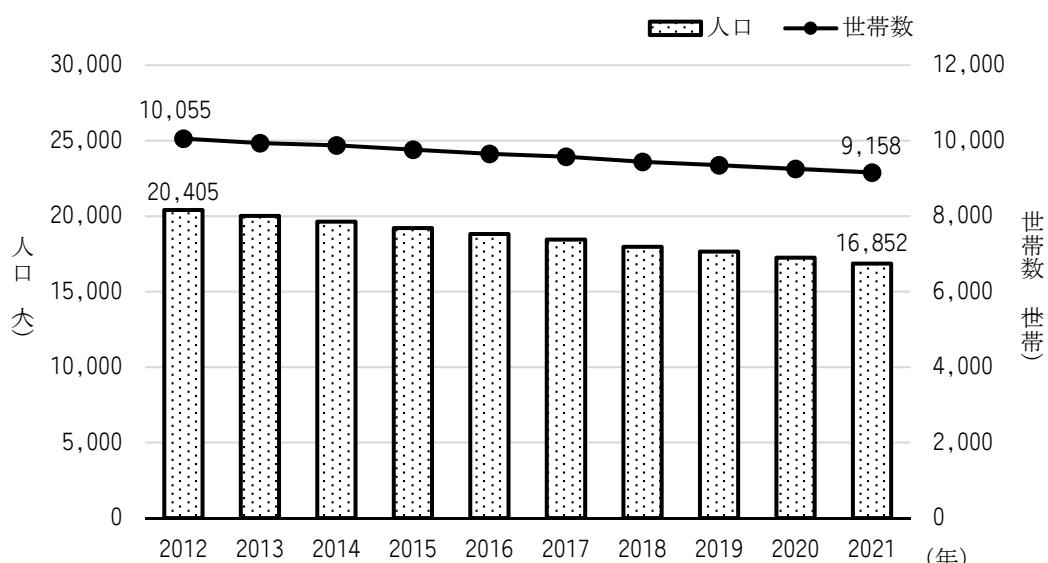
1. 沿革

尾鷲市は、紀伊半島・東紀州地域の中央に位置し、三方が山に囲まれ、東側は太平洋（熊野灘）を臨んでいます。海岸線は陸地が沈降し、海水が侵入して形成された典型的なリアス海岸で、尾鷲湾や賀田湾など多数の湾が入り組み、自然の良港を形成しています。

また、海・山の豊かで美しい自然環境に支えられ、一次産業や歴史・文化資源が発展・継承され、ブリやマダイをはじめとする豊かな海の幸や日本農業遺産第1号に認定された「尾鷲ヒノキ」などの特産品、いにしえより「熊野詣で」、「伊勢詣で」などで旅人が往来した熊野古道は「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録されるなど、多くの観光資源や魅力を有しております、近年は、これらの資源を活かした取組みにより、まちづくりを進めています。

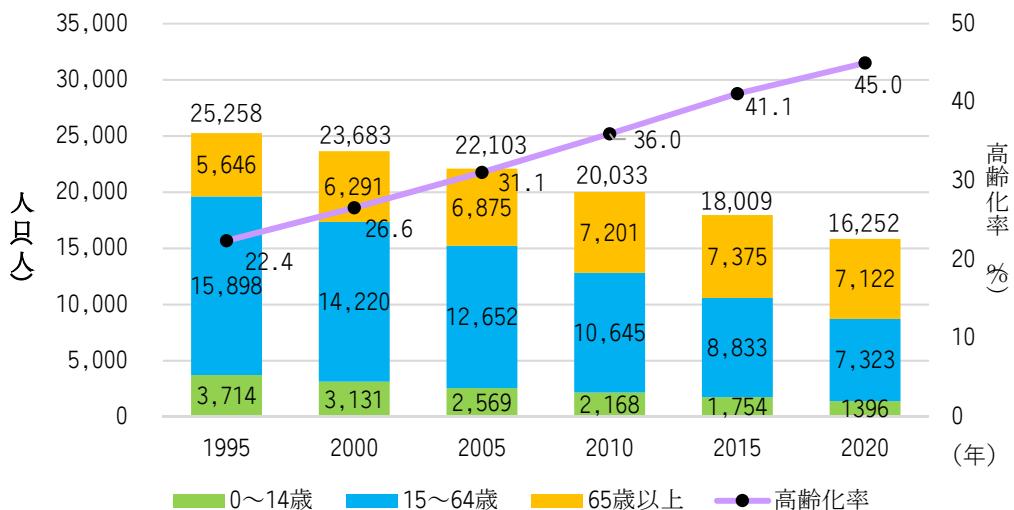
2. 人口・世帯数

尾鷲市の人口及び世帯数は、進学、就職による若年層の流出や企業活動の縮小などにより減少傾向が続いている、2012～2021年までの10年間で、人口は約3,500人減少しています。また、少子高齢化も進んでおり、高齢化率は、2020年時点で45.0%まで上昇しています。



出典：尾鷲市統計書（尾鷲市、2022年）より作成

【人口と世帯数】

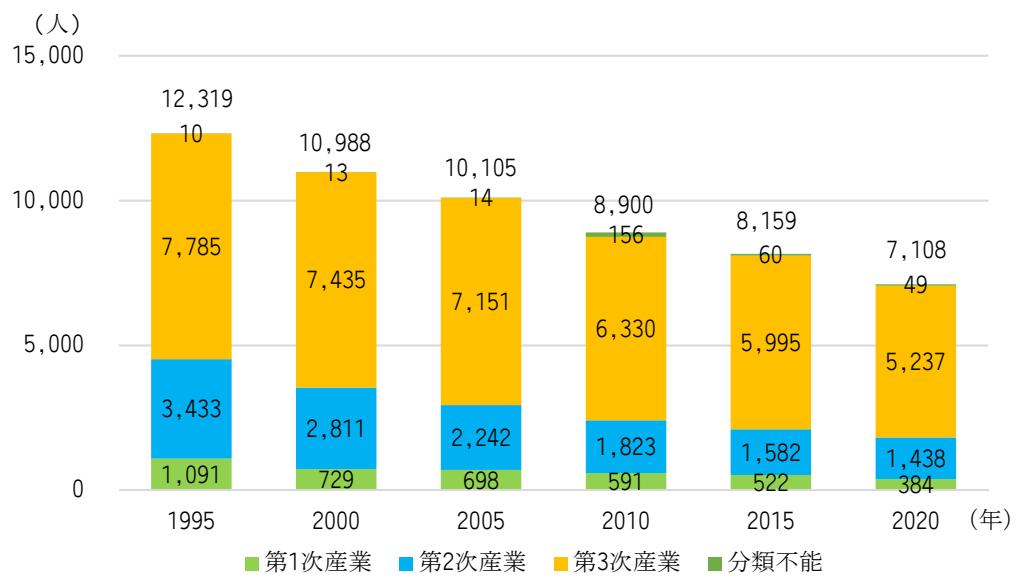


出典：国勢調査（総務省ウェブサイト）より作成

【年齢3区分人口推移】

3. 産業

第1次産業から第3次産業までを合わせた就業者数は、1995年の12,319人から2020年には7,108人まで大きく減少しています。産業別に見ると、第1次産業は1995年には8.9%（1,091人）を占めていましたが、以後徐々に減少し2020年には5.4%まで減少する一方、第3次産業の全体に占める割合は徐々に大きくなっています。

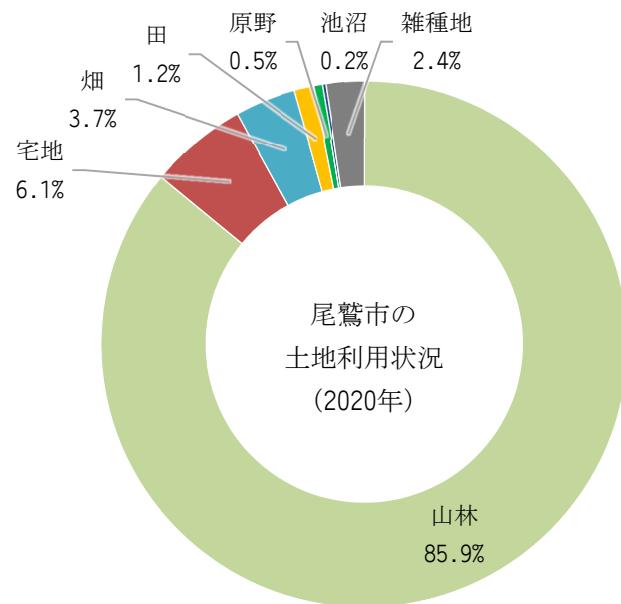


出典：国勢調査（総務省ウェブサイト）より作成

【産業別就業者数】

4. 土地利用

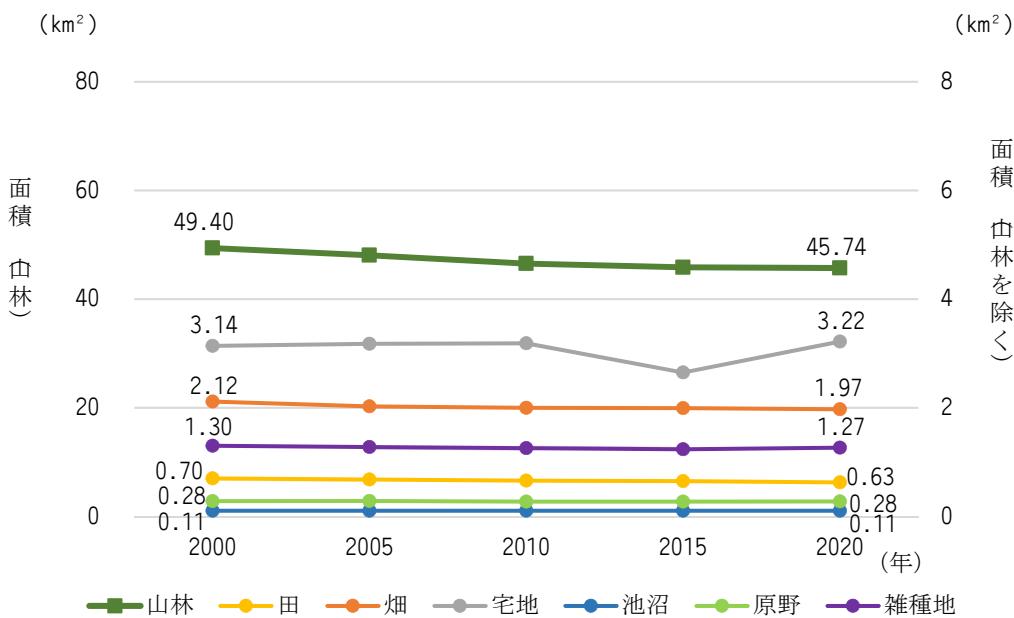
尾鷲市は、民有地総面積の約9割が山林で占められています。2000年以降は、山林面積が約3.7km²減少し、その他の面積はほぼ横ばいとなっています。



注：地目別民有地面積より作成しました。

出典：三重県統計書（三重県ウェブサイト）より作成

【土地利用状況】



注：地目別民有地面積より作成しました。

出典：三重県統計書（三重県ウェブサイト）より作成

【土地利用状況の推移】

第2節 尾鷲市の環境の状況

1. 自然環境

尾鷲市は、市域の約9割以上が緑豊かな森林に覆われ、また、沿岸部には変化に富んだアリス海岸が形成されるなど、美しく豊かな自然環境に恵まれています。森林は木材など林産物の供給のほか、水源のかん養、山地災害の防止、自然環境の形成などの機能により生活の基盤として重要な役割を果たしてきています。現在においても、その多くは適正な管理のもと健全な森林形成がなされていますが、近年の木材状況や林業の後継者不足等の要因から、一部の林地では管理がなされず放置されるものも増加しています。これらの林地は、野鳥や昆虫など様々な生物の生息環境として極めて重要な自然環境であり、その保全・整備を通じた生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進が求められています。

2. 生活環境

尾鷲市においては、大気環境や水環境などに関する環境基準は概ね確保されているものの、工場や事業場などの事業活動や生活様式の多様化から引き起こされる、悪臭や騒音、河川・海域などの公共用水域の水質汚濁、地下水や大気の汚染、廃棄物の不法投棄等に伴う生活環境の悪化が社会問題化しています。

尾鷲市の苦情の発生状況は、過去10年では悪臭が最も多く4~16件となっています。その他、大気汚染、水質汚濁、騒音及び不法投棄等の苦情も寄せられています。

年 度	大気汚染	水質汚濁	騒 音	振 動	悪 臭	不法投棄	その他	計
2011	1	—	—	—	8	1	—	10
2012	—	—	2	—	4	2	—	8
2013	3	1	—	—	11	1	1	17
2014	2	1	1	—	16	—	—	20
2015	1	—	1	—	7	—	—	9
2016	—	1	1	—	8	1	2	13
2017	—	—	3	—	12	1	—	16
2018	—	—	1	—	7	—	—	8
2019	—	—	1	—	8	—	—	9
2020	—	—	1	—	14	—	—	15

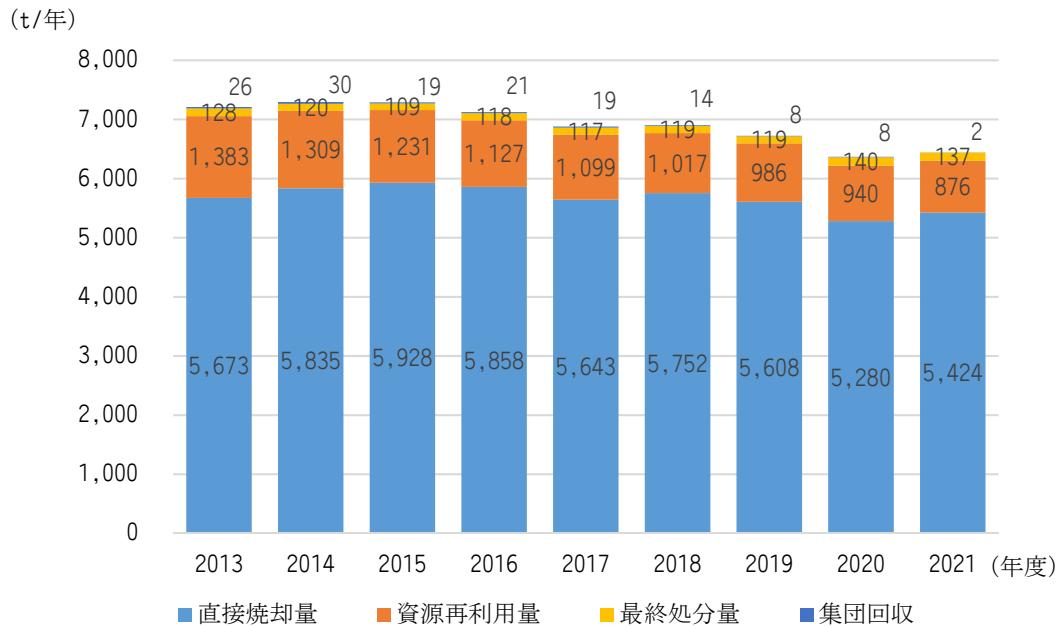
出典：尾鷲の環境 2020年度版（尾鷲市、2022年）

【苦情の発生状況】

3. 循環型社会

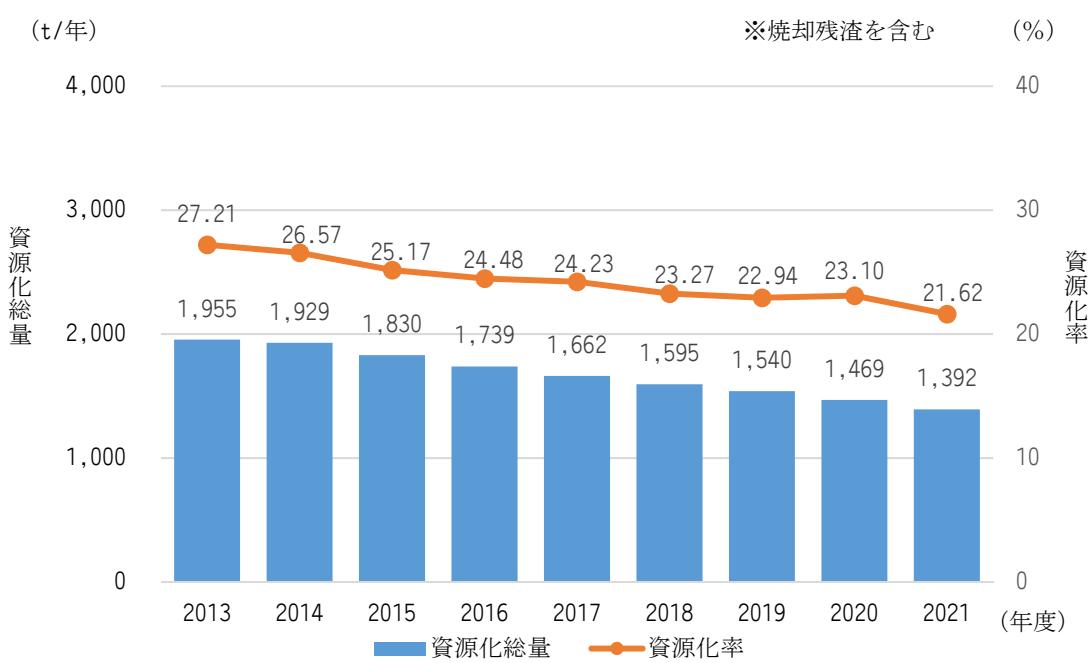
尾鷲市のごみ処理量（家庭系ごみ+事業系ごみ）の推移は、減少傾向となっています。2021年度の総ごみ量（直接焼却量、資源再利用量及び最終処分量の合計）は6,437t/年で、そのうち直接焼却量が5,424t/年と最も多く、次いで資源再利用量が876t/年となっています。

また、尾鷲市の資源化総量及び資源化率の推移も減少傾向となっていて、2021年度の資源化総量は1,392t/年、資源化率は21.62%となっています。



出典：尾鷲市清掃事業の概要（尾鷲市、2014～2022年）より作成

ごみ処理量（家庭系ごみ+事業系ごみ）の推移



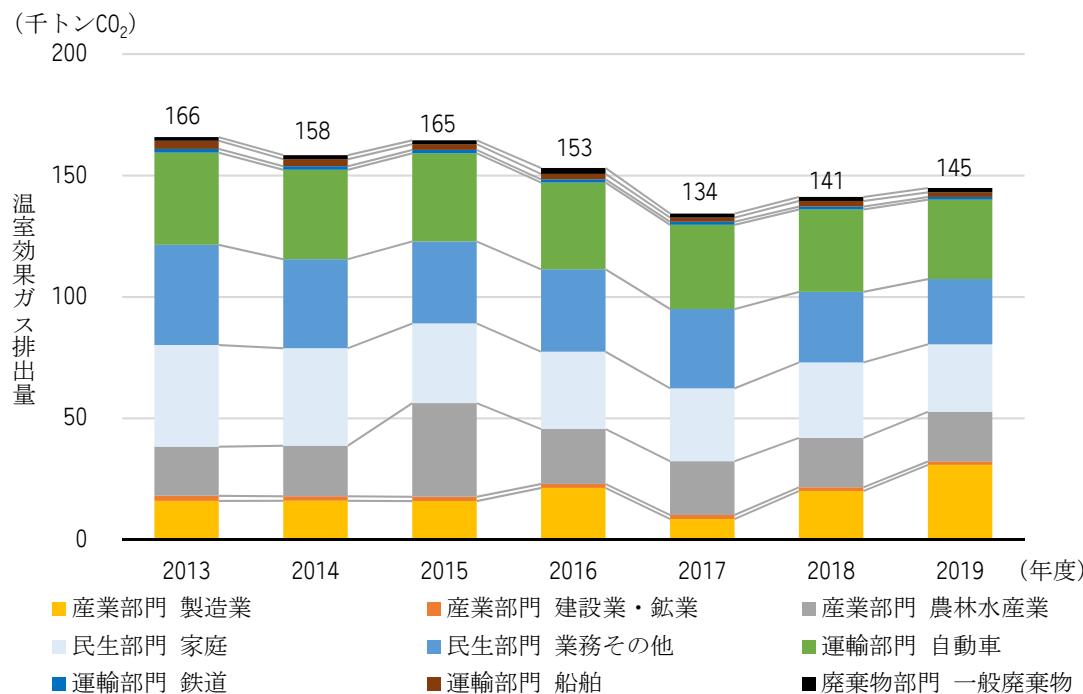
出典：尾鷲市清掃事業の概要（尾鷲市、2014～2022年）より作成

資源化総量及び資源化率の推移

4. 地球環境

温室効果ガス排出量の把握は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（環境省、2022年）を参考に、その他市町村で特に把握が望まれるとされるエネルギー起源CO₂（エネルギー転換部門除く）及び非エネルギー起源CO₂の一般廃棄物を対象としました。

尾鷲市の温室効果ガス排出量は、2013～2017年度にかけて減少傾向でしたが、近年はやや増加傾向となっています。



出典：地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト（環境省ウェブサイト）より作成

【温室効果ガス排出量の推移】

5. 防災

尾鷲市では、環境省の「災害廃棄物対策指針」（2014年）に基づき、2016年3月に「尾鷲市災害廃棄物処理計画」を策定し、発生量推計、処理施設、処理フロー、仮置場、組織体制、関係機関等の連携など、災害廃棄物の処理にあたって必要となる具体的な内容を示して、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理体制の構築に向けた取組みを進めています。

2021年5月には、災害廃棄物を円滑に処理するための計画等の策定及び策定支援、災害廃棄物等の撤去・積込・収集運搬に関する事項、災害廃棄物等の処理に関する事項を定めた「災害廃棄物等の処理に関する基本協定」を大栄環境株式会社との間で締結しました。

また、「尾鷲市災害廃棄物処理計画」は、現在、改定に向けた検討を行っています。

第3節 市民及び事業者の意識

市民、事業者の環境に対する意識を把握し、尾鷲市環境基本計画に反映するために、市民、事業者を対象としたアンケート調査を実施しました。

市民アンケートは、尾鷲市に住民登録のある世帯主の中から1,000人を無作為抽出し、郵送による発送と回収を行った結果、回収率は43.7%でした。2012年度に実施したアンケート調査では、今回同様1,000人に発送し、回収率は38.6%でした。市民アンケートについては、2012年度に実施した調査の結果との比較も行っています。

回答者の属性は、以下のとおりでした。

- ◇ 性別は、女性の方が多くなっていました。
- ◇ 年齢は、70代以上が最も多く30.9%で、次いで60代で23.8%でした。
- ◇ 職業は、会社員・公務員・団体職員が最も多く33.4%で、次いで無職が31.1%でした。
- ◇ 世帯構成は、夫婦のみが最も多く41.6%で、次いで二世代同居が33.4%でした。
- ◇ 尾鷲市での居住年数は、30年以上が最も多く63.8%でした。

事業者アンケートは、尾鷲市に本社・営業所を置く事業者の中から200件を無作為で抽出し、郵送による発送と回収を行った結果、回収率は57.5%でした。

回答者の属性は、以下のとおりでした。

- ◇ 業種は、サービス業が最も多く22.6%で、次いで卸売業・小売業が17.4%、建設業、宿泊業・飲食サービス業がいずれも8.7%の順でした。
- ◇ 従業員数は、4人以下が最も多く42.6%で、次いで10～29人が27.8%、5～9人が17.4%の順でした。
- ◇ 尾鷲市での事業年数は、30年以上が最も多く65.2%、次いで20～29年が14.8%、10～19年が13.9%の順でした。

調査対象	配布数	回収数	回収率
市民	1,000	437	43.7%
事業者	200	115	57.5%

1. 市民アンケート調査

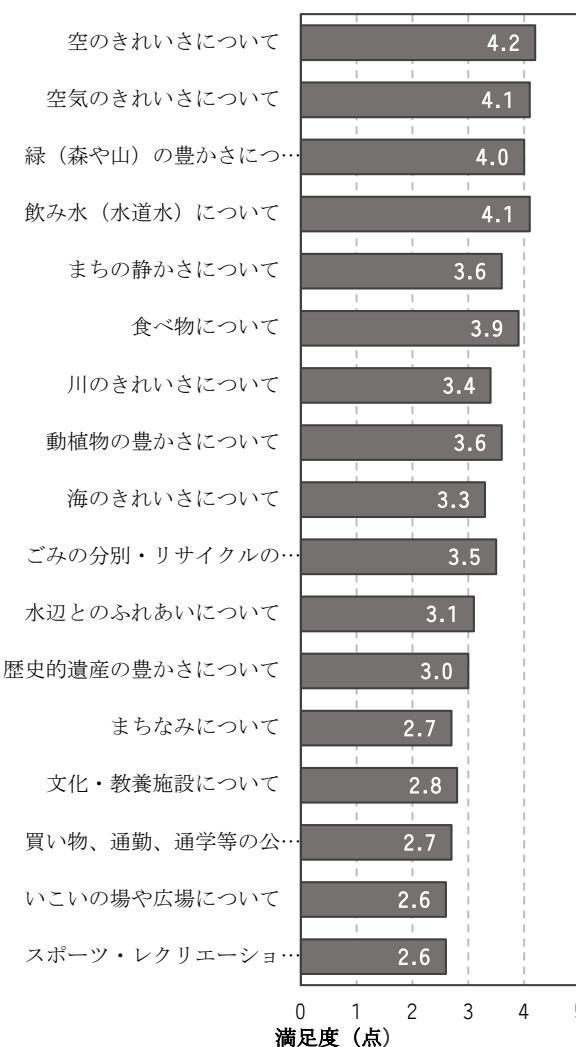
●尾鷲市の現在の環境に対する満足度

満足度を、前回（2012年に行った意識調査）と今回（2022年）で比較しました。

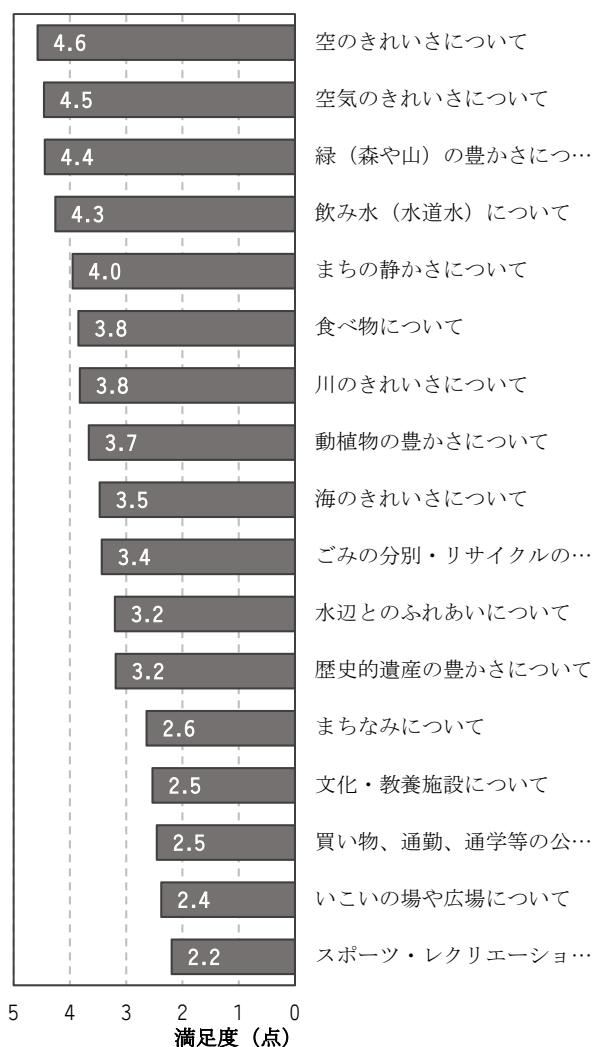
「満足」=5点、「やや満足」=4点、「どちらともいえない」=3点、「やや不満」=2点、「不満」=1点として、各項目の度合いを得点化し、「満足度」として算出しました。

- ・前回同様、満足度が高かったのは「空のきれいさについて」、「空気のきれいさについて」で、満足度が低かったのは「スポーツ・レクリエーション施設について」、「いこいの場や広場について」でした。
- ・前回に比べ最も満足度が上がったのは、「空のきれいさについて」、「空気のきれいさについて」、「緑（森や山）の豊かさについて」、「まちの静かさについて」、「川のきれいさについて」でした。
- ・前回に比べ最も満足度が下がったのは、「スポーツ・レクリエーション施設について」で、次いで「文化・教養施設について」でした。

【前回（2012年）】



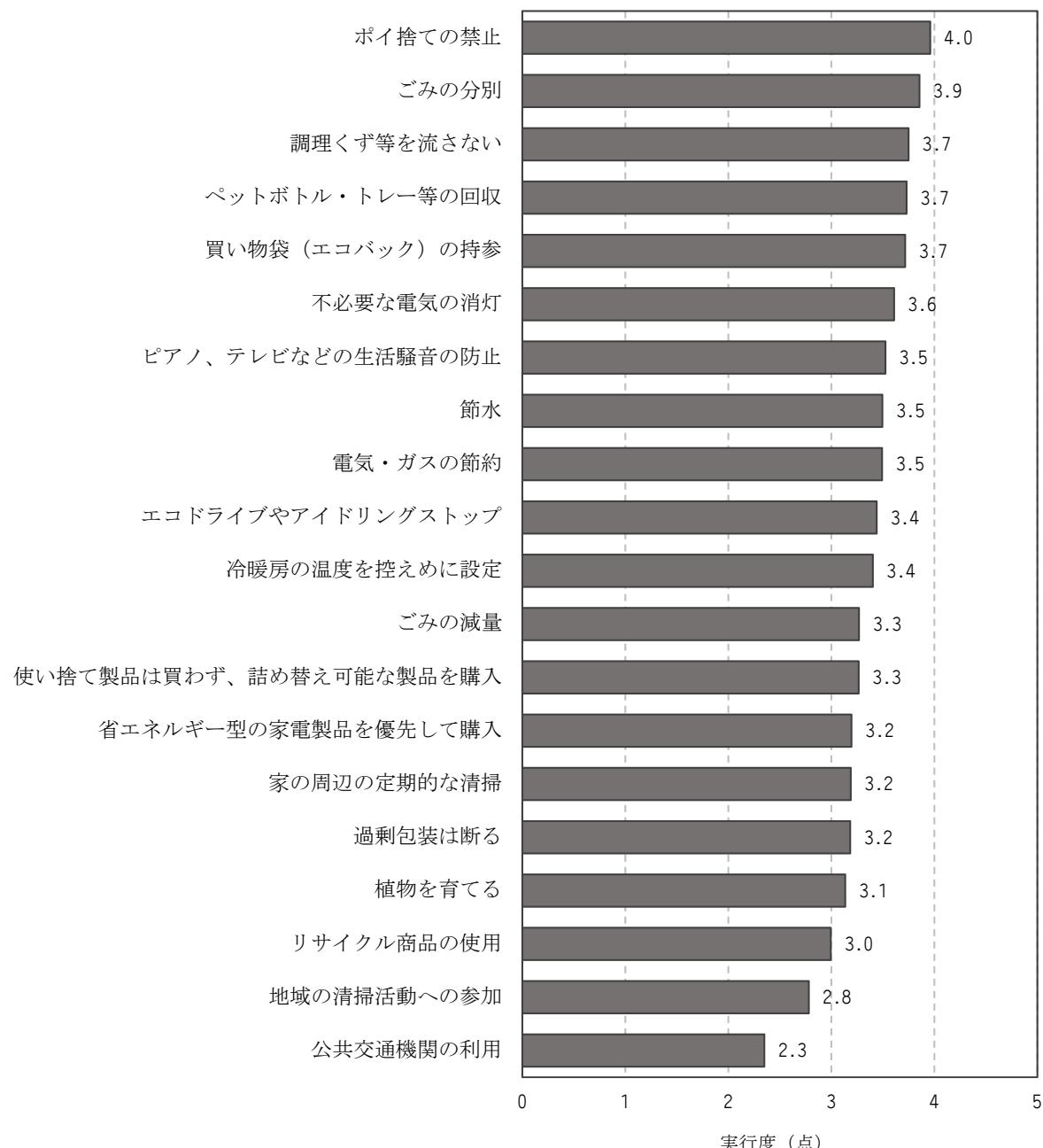
【今回（2022年）】



●市民の環境に対する行動

「常に実行」=4点、「時々実行」=3点、「今後実行する」=2点、「今後も実行しない」=1点として、各項目の取組み度合いを得点化し、「実行度」として算出しました。

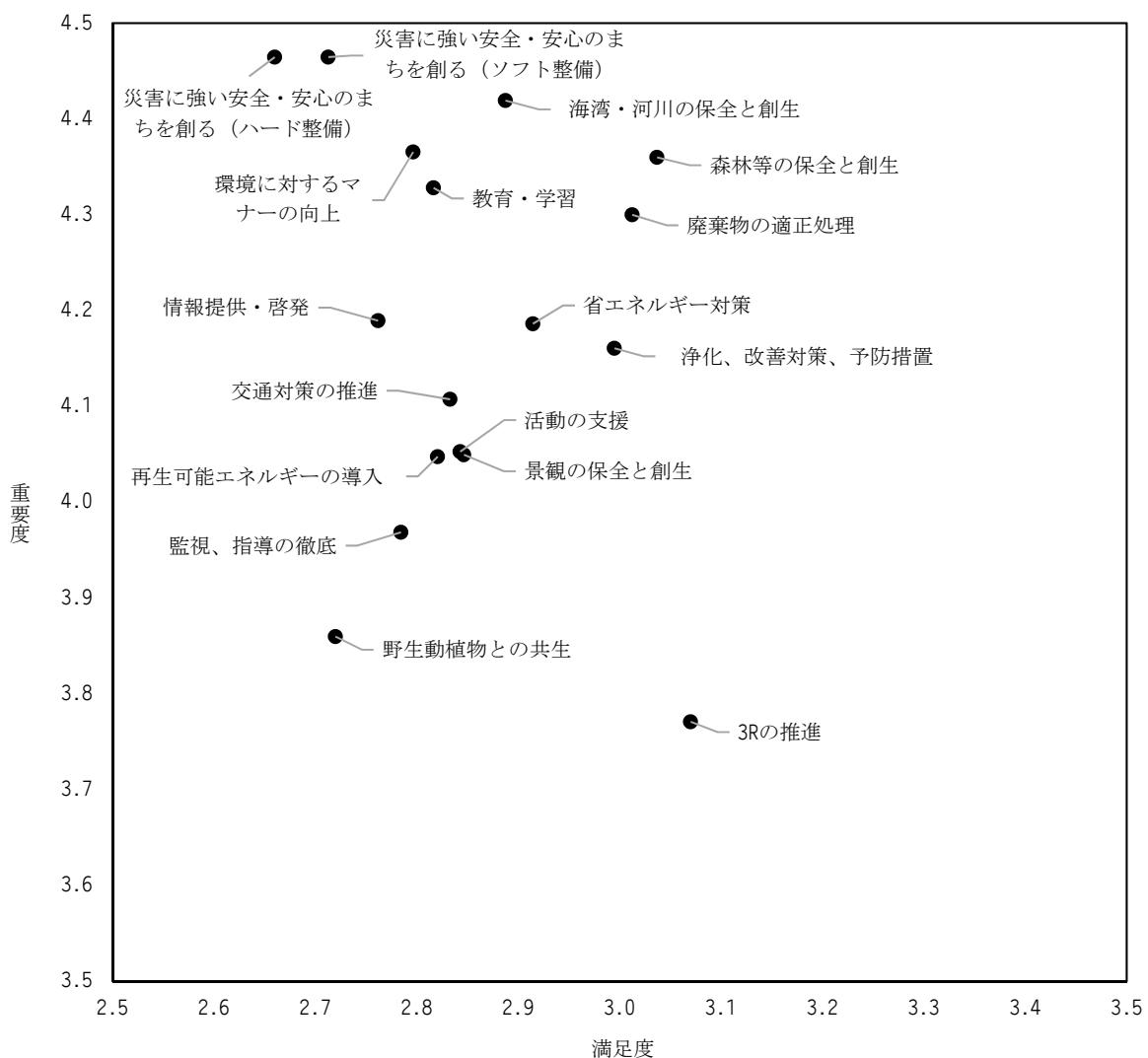
- ・実行度が高いのは「ポイ捨ての禁止」で4.0点、「ごみの分別」で3.9点、「調理くず等を流さない」、「ペットボトル・トレー等の回収」、「買い物袋（エコバック）の持参」でいずれも3.7点でした。
- ・実行度が低いのは、「公共交通機関の利用」で2.3点、「地域の清掃活動への参加」で2.8点、「リサイクル商品の使用」で3.0点でした。



●尾鷲市の現在の環境目標の取組みに対する満足度、重要度

「満足・重要」=5点、「やや満足・やや重要」=4点、「どちらともいえない」=3点、「やや不満・さほど重要ではない」=2点、「不満・重要ではない」=1点として、各項目の度合いを得点化し、「満足度」と「重要度」を比較しました。

- ・全体的に満足度が低い結果となっています。
- ・重要度が高く、比較的満足度が高いものは「森林等の保全と創生」、「廃棄物の適正処理」、「浄化、改善対策、予防措置」等でした。
- ・重要度が高く、満足度が低いものは、「災害に強い安全・安心のまちを創る（ハード整備）」、「災害に強い安全・安心のまちを創る（ソフト整備）」、「環境に対するマナーの向上」等でした。

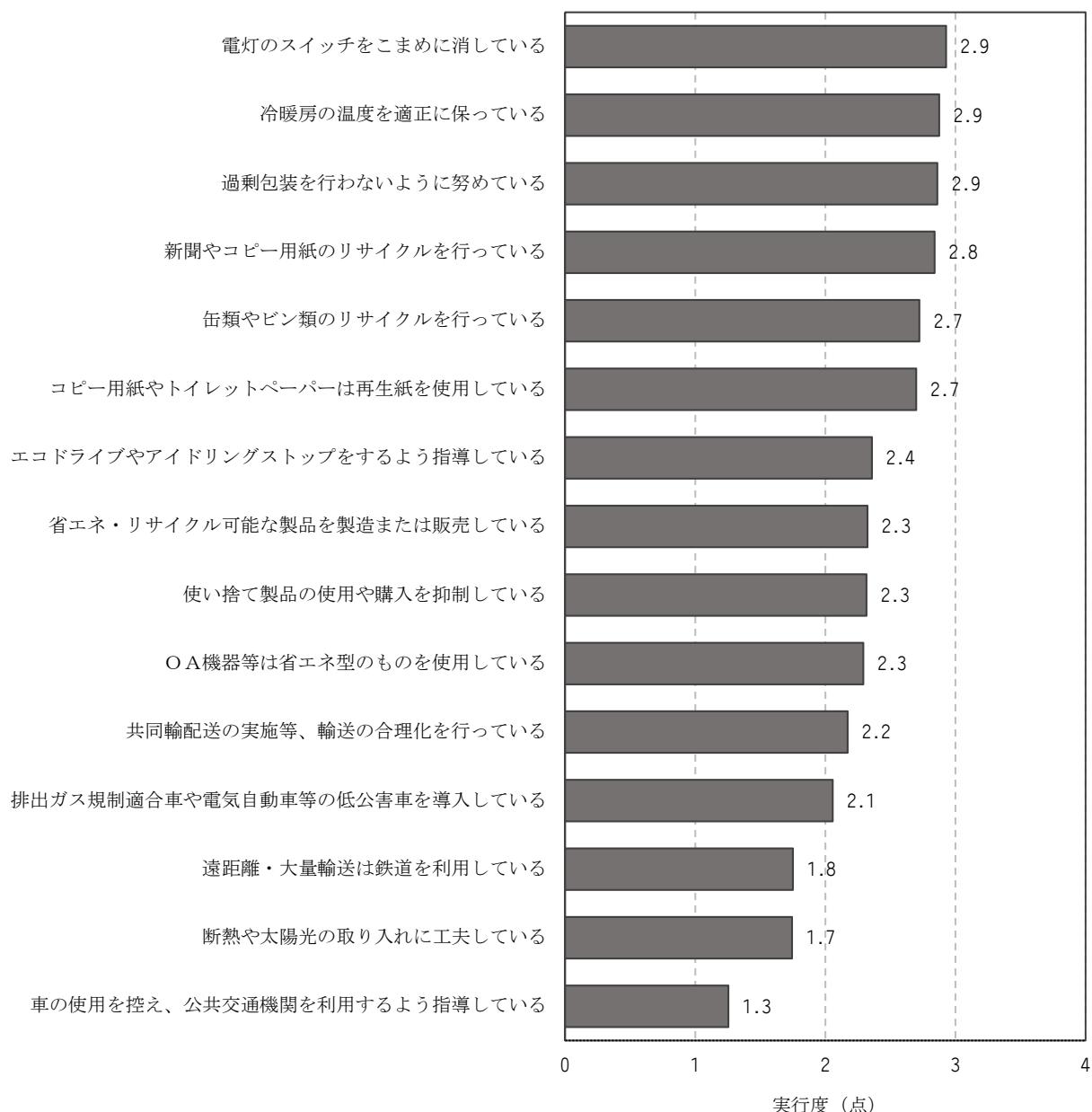


2. 事業者アンケート調査

●事業者の省エネ・リサイクル等に対する行動

「実行している」=3点、「今後5年以内に取り組む予定」=2点、「現在予定していない」=1点として、各項目の取組み度合いを得点化し、「実行度」として算出しました。

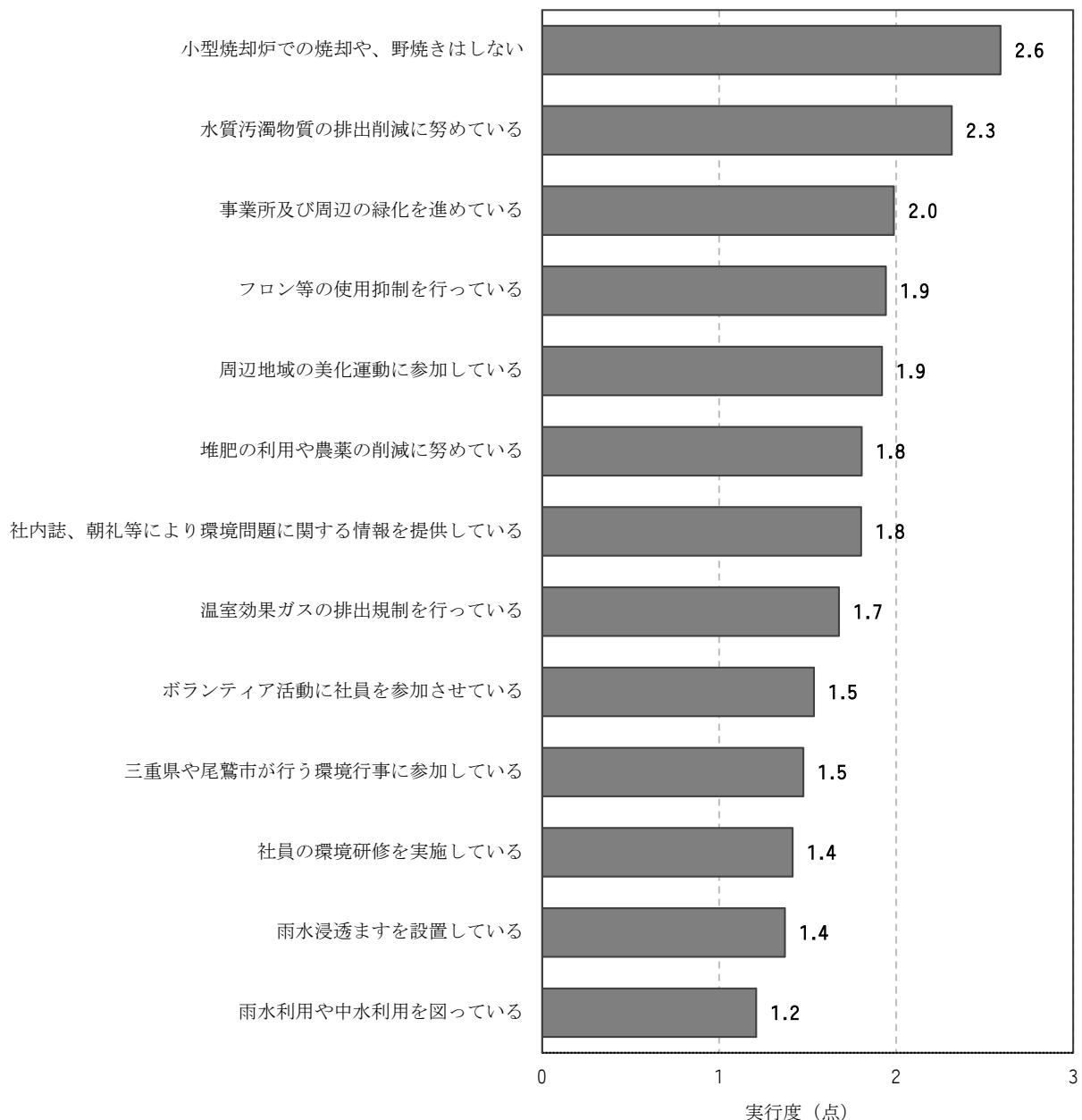
- ・実行度が最も高いのは、「電灯のスイッチをこまめに消している」、「冷暖房の温度を適正に保っている」、「過剰包装を行わないように努めている」でいずれも2.9点でした。
- ・実行度が最も低いのは、「車の使用を控え、公共交通機関を利用するよう指導している」で1.3点、次いで「断熱や太陽光の取り入れに工夫している」が1.7点、「遠距離・大量輸送は鉄道を利用している」が1.8点でした。



●社員教育・地球環境問題に関する行動

「実行している」=3点、「今後5年以内に取り組む予定」=2点、「現在予定していない」=1点として、各項目の取組み度合いを得点化し、「実行度」として算出しました。

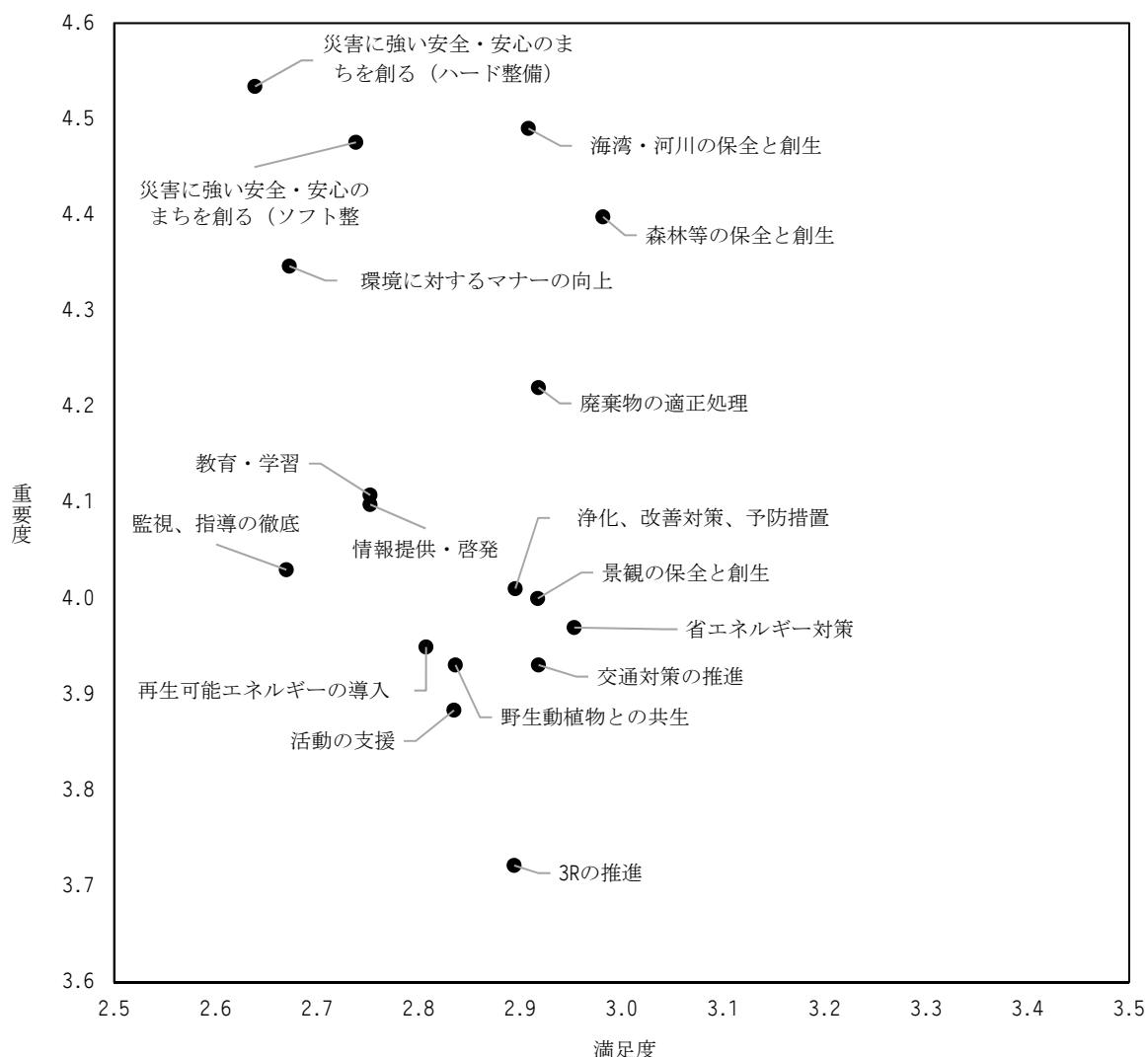
- 実行度が最も高いのは、「小型焼却炉での焼却や、野焼きはしない」で2.6点、次いで「水質汚濁物質の排出削減に努めている」が2.3点、「事業所及び周辺の緑化を進めている」が2.0点でした。
- 実行度が最も低いのは、「雨水利用や中水利用を図っている」で1.2点、次いで「雨水浸透ますを設置している」、「社員の環境研修を実施している」がいずれも1.4点でした。



●尾鷲市の現在の環境目標の取組みに対する満足度、重要度

「満足・重要」=5点、「やや満足・やや重要」=4点、「どちらともいえない」=3点、「やや不満・さほど重要ではない」=2点、「不満・重要ではない」=1点として、各項目の度合いを得点化し、「満足度」と「重要度」を比較しました。

- ・全体的に満足度が低い結果となっています。
- ・重要度が高く、比較的満足度が高いものは「森林等の保全と創生」、「海湾・河川の保全と創生」でした。
- ・重要度が高く、満足度が低いものは、「災害に強い安全・安心のまちを創る（ハード整備）」、「災害に強い安全・安心のまちを創る（ソフト整備）」、「環境に対するマナーの向上」等でした。



第4節 第2次尾鷲市環境基本計画の総括と課題

1. 自然環境

水産多面的機能発揮対策事業、森林環境創造事業や尾鷲みどりの基金事業など、海湾・河川の保全と創生並びに森林等の保全と創生に関する取組みは着実に実施されています。野生動植物に関しては、鳥獣被害対策強化事業、有害鳥獣対策事業により、駆除活動に対する補助や、有害鳥獣の追い上げ及び駆除を行ってきましたが、野生動植物との共生は道半ばであり、今後も継続して野生生物の保護と適正管理を両輪で進める必要があります。

- ◆2021（令和3）年度に、民間企業からの支援を受け、市有林を一般市民向けの森林とのふれあいの場「みんなの森」として整備しています（みんなの森プロジェクト）。
- ◆市民アンケートで、「緑（森や山）の豊かさについて」満足・やや満足とする回答は、8割以上と多くなっています。
- ◆市民アンケートで、「野生動植物との共生」についての満足度は低く、市に対する意見として獣害に関するものが複数あったことから、有害鳥獣による被害が課題となっています。

2. 生活環境

環境調査対策事業などの各種法令に基づく規制や、海岸清掃事業などの市民・事業者の率先した取組み、浄化槽普及促進事業などの対策が実施されてきましたが、尾鷲湾における水質改善、公害苦情の申立て、空き家の増加などの課題が残されています。

- ◆大気環境について、近年は横ばいで推移しており、概ね良好な状態を保っています。
- ◆河川の水質は、市街地を流れる北川と中川を除いて、環境基準に適合しています。海域の水質は、尾鷲湾の指定水域すべてにおいて環境基準不適合となっています。
- ◆「生活排水処理基本計画」に基づいて、公共下水道と同等の処理能力を有する合併処理浄化槽の設置に補助金を交付し、普及を促進してきました。
- ◆2011～2020年度における苦情件数は、悪臭が最も多く、年間4～16件となっています。一方、大規模工場、事業場に起因する騒音の苦情件数は減少しています。
- ◆市民アンケートで、「以前と比較した尾鷲市の環境について」悪くなった点の具体的な意見に「空き家が増えた」との回答が複数あり、空き家の管理が課題となっています。

3. 循環型社会

資源物常設ステーションの設置などの3Rの推進に関する取組みが実施されてきましたが、リサイクル率の減少傾向や、リサイクル可能な製品の製造・販売や使い捨て製品の使用・購入の抑制についての実行度は低くなっています。また、プラスチック等による海洋汚染問題、食品ロス問題、循環経済（サーキュラーエコノミー）などの新たな課題に対応していく必要があります。

- ◆2015～2019年度の生活系ごみ排出量は、2018年度に微増しているものの減少傾向にあります。
- ◆2015～2019年度の事業系ごみ排出量は、2017年度にかけて減少していましたが、2018年度以降は微増傾向にあります。
- ◆市民アンケートで、環境目標の取組み「3Rの推進」に対する満足度は高くなっています。
- ◆リサイクル率の減少傾向や、リサイクル可能な製品の製造・販売や使い捨て製品の使用・購入の抑制についての実行度は低いことなどが課題となっています。
- ◆市民アンケートで、野焼きに関するものが4件あり、課題となっています。

4. 地球環境

道路維持事業・公園維持事業や公共交通事業など交通対策の推進に関する取組みは実施されましたが、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの普及に関する取組みは大きな進展がみられません。「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」の理念に基づき、2050年カーボンニュートラルの達成に向けて脱炭素社会の形成への取組みを加速化させる必要があります。

- ◆温室効果ガス排出量は2015～2017年度にかけて減少していましたが、2018年度以降、やや増加傾向にあります。
- ◆再生可能エネルギーの導入容量累積は、2014年度以降、順調に増加しており、その内訳は全て太陽光発電となっています。
- ◆移動手段構成比は鉄道が1.0%、乗合バスが0.4%でとなっており、自家用車の69.0%と比較して公共交通機関の利用率が極めて低くなっています。
- ◆2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。
- ◆市民アンケートでは、環境に配慮した行動として「公共交通機関の利用」の実行度が最も低く、課題となっています。

5. 防災

気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震の発生も懸念される中、避難路整備事業や木造住宅耐震事業、地域の防災力の強化推進事業など、防災に関する取組みが実施されてきましたが、市民・事業者の施策に対する満足度は低く、環境に関する被害への対応を含めた防災対策の強化が求められます。

- ◆尾鷲市は、自然的条件から、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨等、多くの自然災害が発生しやすい特性を有しています。
- ◆市民・事業者アンケートでは、環境目標の取組み「災害に強い安全・安心のまちを創る（ハード整備）」や「災害に強い安全・安心のまちを創る（ソフト整備）」の重要度は高く認識されていますが、満足度は低くなっています。

6. 環境教育・啓発

環境教育の実施、自然体験・社会体験等での地域の人々との交流・連携、学校周辺の美化活動の実施など、環境教育事業が実施されてきました。各環境分野に共通する基盤的な施策であり、SDGsの理念も踏まえて継続して取り組む必要があります。

- ◆環境教育の実施、自然体験・社会体験等での地域の人々との交流・連携、学校周辺の美化活動の実施など、環境教育事業は着実に実行されています。
- ◆市民アンケートで、SDGsについて「聞いたことがあり、内容もよく知っている・聞いたことがあり、内容もある程度知っている」との回答が約5割、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」との回答が約3割であり、認知度は高まっていますが、具体的な内容までは広く浸透しておらず、課題となっています。
- ◆市民アンケート、事業者アンケートともに、行政への要望について「市民に向けた環境に関する情報提供」が最も高くなっていました。

第3章 計画の目標

第1節 望ましい環境像

尾鷲市は、市域の9割以上を占める緑豊かな森林と、そこで育まれる清らかな水が流れ、雄大な太平洋（熊野灘）に面して美しく変化に富んだリアス海岸が南北に連なっており、豊かな自然に恵まれています。私たちは、そこで育まれた美味しい海産物、さわやかな空気、おいしい水といった資源を利用することができます。熊野古道など自然と歴史に親しみながら散策することで、心身ともに健康な暮らしを送ることもできます。未来を担う子どもたちのためにも、将来にわたって美しいふるさと尾鷲を引き継いでいくことが私たちの責務であり、これまで以上に市民、事業者、市（行政）が一丸となり、市内外のパートナーである企業・団体とともに、尾鷲の海・山・川、地形・気象の恵みを最大限に生かした地域づくりと、豊かな自然環境と良好な生活環境の保全活動に取り組んでいくことが、将来の尾鷲には重要となってきます。

2022年3月策定の「第7次尾鷲市総合計画」では、まちづくりの課題である「人口減少への対応と地域を担う次世代の育成」、「産業の活性化とまちの魅力の向上による経済再生」、「持続可能な行政運営と地域コミュニティの再生・強化」に対して、「地域強靭化」、「SDGs」、「関係人口増加」、「Society5.0」、「地域コミュニティ」、「脱炭素社会」、「持続可能な行政運営」の7つの項目を「これから10年のまちづくりの重要な横断的な視点」として位置づけ、尾鷲市が目指すまちの将来像を「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」と定めて、その実現に向けて5つの基本目標（「1. 安心して生み・育て・暮らせるまちを創る」、「2. 安全で快適に暮らせるまちを創る」、「3. 人々が集い、活力に溢れるまちを創る」、「4. 郷土を愛し、学び・伝えるまちを創る」、「5. 健全で次世代に繋ぐまちを創る」）に基づいた分野別の政策を推進しています。

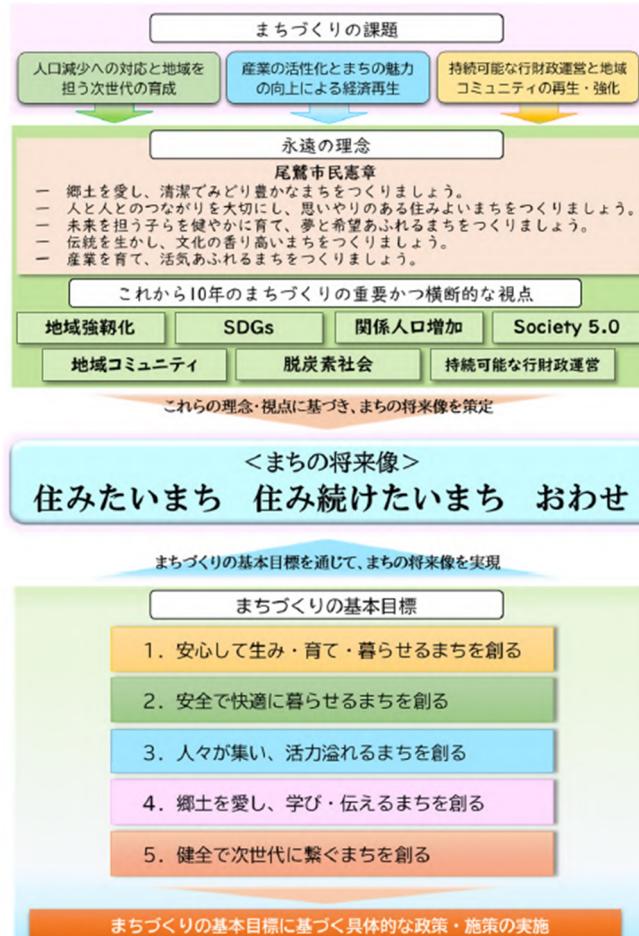
また、2022年3月1日の「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」では、22世紀に向けたサステナブルシティの実現のため、「森林資源・海洋資源の保全を通じた温室効果ガス吸收量の増加」、「温室効果ガス排出量の削減」、「豊かな森林資源・海洋資源を生かした新しい教育モデルの検討」の3つの施策の柱が示されています。

第3次尾鷲市環境基本計画では、環境基本条例に掲げる基本理念、「第7次尾鷲市総合計画」や「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」の方針を踏まえつつ、魅力ある豊かな地域資源を保全・活用するとともに、次世代へつなぎでいくことを目指します。

【尾鷲市の望ましい環境像】

豊かな山と海を次世代へつなぎ 歩みつづけるまち おわせ

■第7次尾鷲市総合計画



【まちの将来像と計画の体系】

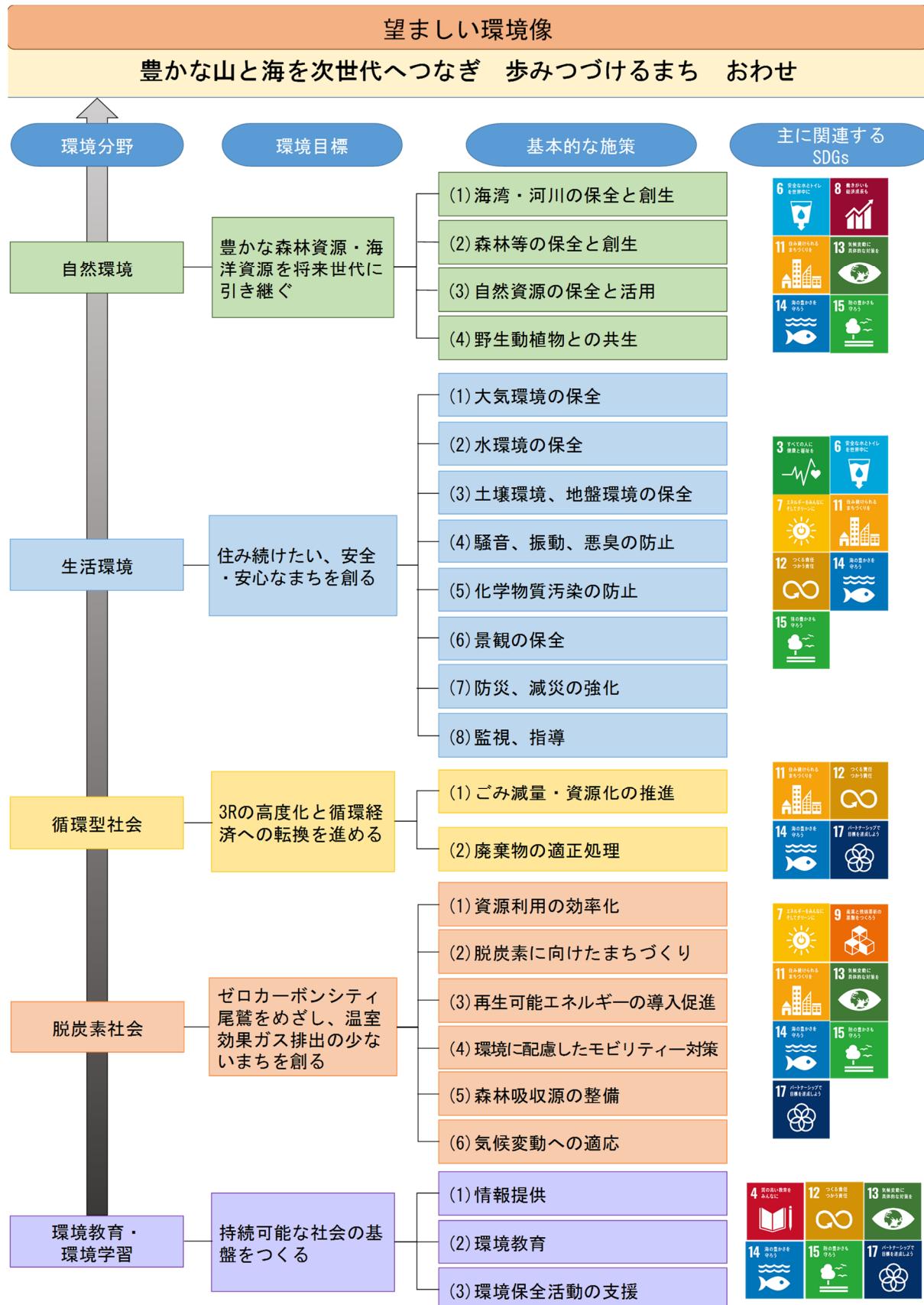
■尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言



【3つの施策の柱】

第2節 施策の体系

望ましい環境像の実現に向けて、「自然環境」、「生活環境」、「循環型社会」、「脱炭素社会」、「環境教育・環境学習」の5つの環境分野について環境目標を設定し、環境分野ごとに「基本的な施策」を網羅的に展開します。



第4章 基本計画

第1節 自然環境

1. 施策目標

- ・市民が自然とふれあう機会の充実に努めるとともに、海岸や河川の整備にあたっては生態系に配慮した工法を推進する等、自然の多様性を保全・創出します。
- ・多様な主体（市民、事業者、市（行政）、NPO等）との連携により、森林や公園・緑地の適正管理・運営に努めます。
- ・生物多様性の保全上重要な地域や経済的・社会的・文化的に重要な里地・里山・里海においては、生物多様性の保全とともに、それを回復させる取組みを行い、ネイチャーポジティブな地域を目指します。

2. 基本的な施策



① 海湾・河川の保全と創生

- 海岸や河川の整備にあたっては、親水機能や生態系にも配慮した総合的な治水対策を図ります。
- 河川や海岸の改修を行うにあたっては、多自然型護岸など自然環境に配慮した整備を推進することにより、生物の生息環境の保全と創生に努めます。



② 森林等の保全と創生

- 森林地域の地形や地質に配慮しつつ、水源かん養等の公益的な機能を有する良好な森林については、森林所有者等との連携のもと、その保全と育成に努めます。
- 農地は水源かん養機能や気象緩和機能などの多様な公益的機能を有していることから、優良な農地等については、その保全と育成に努めます。
- 保安林や砂防指定地の保全に努め、総合的な治山事業等を促進することにより、山崩れや土石流などの災害防止を図ります。
- 森林所有者や関係機関等との連携を図りながら総合的な森林管理に努め、民有林については必要に応じて適正管理の支援を行うとともに、公有林化による管理の可能性などの議論を進めます。
- 森林を維持管理していくための担い手の確保や育成に努め、持続的な森林管理体制の整備を進めます。
- 広葉樹林や複層林の育成など、多様な森林整備に配慮します。
- 適正な農薬の使用や化学肥料を減らした農業生産など、環境に配慮した農業の普及に努めます。

- 移住者や法人等への農地の提供や集約化などの取り組みを進め、様々な農業活動への耕作放棄地の活用を図ります。
- 市有林の活用や市民農園等の整備を通じて、植物や土などとのふれあいの場の提供に努めます。



③ 自然資源の保全と活用

- 尾鷲三田火力発電所跡地を活用した「おわせSEAモデル構想」の実現に向けた取組みにより、海や山の恵みを活用した多種多様な地域循環共生圏の形成を促進します。
- 「生物多様性のための30by30（サーティバイサーティ）アライアンス」への参加を通じて、30by30目標達成に向けた直接的な保全地域の確保または保全活動の支援に取り組みます。
- 公園・遊歩道等の整備を行うことで、市民が自然とふれあう機会の充実に努めます。
- 市民が自然とふれあうための自然観察会や水生生物調査、植樹祭等の自然を学び体験する機会づくりに努めます。
- 身近な自然環境を創出する街路や観光ルートとなる幹線道路において、樹木や草本などの適切な整備・管理を推進します。



④ 野生動植物との共生

- 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣特別保護地区等においては、野生生物の保護に努めるとともに、必要に応じて関係法令に基づいた区域の見直しを行います。
- 自然の改変を伴う公共事業等を行う際においては、多自然型工法等を取り入れ、多様な野生動植物の保護を図ります。
- 天然記念物に指定されている種や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、レッドデータブック、自然環境保全基礎調査報告書などで指定されている種などの稀少な生物については、その保護に努めます。
- 多様な主体と協働して市域に生息する生物種や生息状況等を把握し、生態系の保全に努めます。
- 稀少な野生生物の生息状況等に関する定期的な調査を実施するとともに、その動向を把握し、種の保護と生息環境の保全に努めます。
- 生態系に影響を及ぼすおそれのある外来生物の移入及び拡大の防止のため、市民などに周知・啓発を図ります。
- 生物多様性に配慮しつつ、農作物等や人の生活環境に被害を及ぼす野生鳥獣については、駆除や、防護柵の設置支援などにより適正な管理に努めます。
- 野生鳥獣に対する正しい知識の普及啓発を行い、生物多様性が保全された地域づくりを目指します。

- 農地は用水路や畦、土手等の多様な環境を有し、身近な生物の生息空間となっていることから、その生態系の保全に努めます。
- 生物多様性の重要性について、情報提供と啓発に努めます。

3. 重点施策

●森林資源・海洋資源を活かした価値創出

海辺の生物や漁業資源の生息・生育環境を創出するため、多様な生物の生息・生育地として重要な藻場、磯、砂浜などの保全と回復に努めます。

また、生物多様性に配慮した森林管理及びJ-クレジットによる環境価値の見える化を通じて、林業の新しい価値を創出します。

●野生鳥獣被害対策

生物多様性に配慮しつつ、農作物等や人の生活環境に被害を及ぼす野生鳥獣については、駆除や、防護柵の設置支援などにより適正な管理に努めます。

【進捗管理指標】

項目	現状	目標
漁業総生産量の三重県に占める割合	2.6% (2020年度)	2.6% (2031年度)
森林経営管理面積	6,100ha (2020年度)	6,700ha (2031年度)
耕作放棄地面積	1,695a (2020年度)	1,500a (2031年度)

第2節 生活環境

1. 施策目標

- ・良好な生活環境を保つため、環境調査を継続するとともに、事業所などに対する適切な指導・助言を行い、公害の発生防止に努めます。
- ・自然や歴史などを活用した景観の保全と創生を推進するとともに、清潔で美しいまちづくりに努めます。
- ・自立分散型エネルギーや自然環境が有する多様な機能などを活用して、災害に強いまちづくりを進めます。

2. 基本的な施策

① 大気環境の保全



- 野外焼却が行われないよう、監視・指導を行います。また、市民や事業者に対して野外焼却は犯罪であることを周知・啓発します。
- 「大気汚染防止法」、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」、「三重県生活環境の保全に関する条例」、公害防止協定等に基づき、事業場等に対して硫黄酸化物や窒素酸化物等の適正な排出規制・指導を行います。

② 水環境の保全



- 合併処理浄化槽の普及と適正な管理に努めます。
- 雨水浸透マスの設置や透水性舗装の導入等により、雨水の地下浸透を改善し地下水のかん養に努めます。
- 「水質汚濁防止法」、「三重県生活環境の保全に関する条例」等に基づき事業場等に対して規制・指導を行います。

③ 土壤環境、地盤環境の保全



- 農薬や肥料、家畜のふん尿による環境汚染を防止するため、「農薬取締法」や「肥料取締法」に基づいて、適正かつ効率的な使用の指導・徹底を行います。
- 「尾鷲市土砂等の埋め立て等の規制に関する条例」等に基づき、土砂等の埋立て等について適切な指導を行い、災害の防止や生活環境の保全に努めます。



④ 騒音、振動、悪臭の防止

- 生活騒音についての啓発を行い、発生防止に努めます。
- 建設作業に伴う騒音・振動について、規制・基準等の遵守の徹底を図るとともに、低騒音・低振動型の建設機械の利用を進めます。
- 騒音・振動・悪臭の防止に向けた取り組みを進め、「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」、「三重県生活環境の保全に関する条例」等に基づく規制や発生源の対策を推進します。



⑤ 化学物質汚染の防止

- PRTR制度に基づく化学物質の管理を指導するとともに、県や国などとの連携のもと、化学物質による汚染状況の把握に努めます。
- 有害物質等を扱う事業所の立地把握及び対応マニュアル策定の指導、事故発生時の対応事項を明確化します。



⑥ 景観の保全

- 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の歴史的・文化的な景観について、次世代に継承されるよう、関係行政とともに保存と活用に努めます。
- 道路の整備に際しては、周辺環境を含めたデザインや色等について配慮するとともに、植栽やオープンスペースの確保など、良好な景観形成に努めます。
- 空き家・空地の適正管理を所有者に呼びかけるとともに、有効活用を図ります。



⑦ 防災、減災の強化

- 大雨や地震、津波等の災害時における、避難場所や避難経路の確保及びその周知を徹底します。
- 道路、橋梁等の交通施設や、避難場所となる公共施設の耐震化を進めるとともに、老朽化した空き家の対策や建築物の耐震診断を促進します。
- 都市計画道路については、地域住民の理解と協力を得ながら、地域の活性化や都市防災、避難経路などの基本的な考え方を踏まえた道路の形成を図ります。
- 防災訓練を実施するとともに、地域における自主的な防災活動を支援します。
- 災害時の情報収集及び伝達手段の多様化を進めるとともに、学校における防災教育、市民向け講演会の開催等により、防災知識の教育に努めます。



⑧ 監視、指導

- 環境汚染が発見された際には、汚染状況や原因等の究明を行い、汚染の拡大防止に努めます。
- 法規制の対象とならない工場や事業所などに対しても、関係機関との連携のもとに適切な指導に努めます。
- 工場や事業所などに対し、環境汚染を防止するための啓発・指導を行うとともに、計画的な環境対策への支援を行います。
- 公害に係る紛争については、「公害紛争処理法」に基づくあっせん、調停等や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく調査請求制度を活用し、その迅速かつ適正な解決を図ります。
- 採石業によって発生する濁水、騒音、粉じんなどの問題を、関係機関、業者と協議し、改善対策を進めます。

3. 重点施策

●災害に強いまちづくり

災害発生時に必要な電源を迅速に供給することができるよう、自立分散型エネルギーの導入を推進します。

また、「尾鷲市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理体制の構築と処理方法を明確化することにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指します。

【進捗管理指標】

項目	現状	目標
生活排水処理施設整備率	41.2% (2020年度)	64.6% (2031年度)
都市計画道路の整備	29,829m (2020年度)	30,399m (2031年度)
木造住宅の耐震診断率	34% (2020年度)	58% (2031年度)

第3節 循環型社会

1. 施策目標

- ・3R（ごみの発生抑制・再使用・再生利用）とごみ分別を実践することで、排出量の削減と資源化に努めます。
- ・「廃棄物処理法」や各種リサイクル関連法、廃棄物処理計画等に基づき、廃棄物の適正処理に努めます。

2. 基本的な施策

① ごみ減量・資源化の推進



- 市民・事業者とともに3R（ごみの発生抑制・再使用・再生利用）とごみ分別を実践することで、廃棄物排出量の削減と資源化を図ります。
- 指定ごみ袋制度、環境保全対策資材購入費補助による生ごみ堆肥化の促進など、ごみの減量化に向けた取り組みを進めます。
- 事業者における環境マネジメントシステムの導入やごみ減量化計画の策定など、製造、流通、販売等の各段階における、計画的な廃棄物の減量化に努めます。
- 過剰包装商品の購入自粛、繰り返し使える物の購入、大量消費・廃棄の生活習慣の見直し、ものを大切にする心の育成などの普及・啓発活動を行います。
- 資源回収の拠点整備を進め、市民のリサイクル活動を支援します。
- 市民に対してリサイクル意識の向上を図るための啓発に努めます。
- 廃棄物の再資源化、再利用のための意識向上を図るため、講習会やイベントなどの機会と場づくりを提供します。
- 「建設リサイクル法」に基づいた建設副産物の再利用や、焼却灰など二次的に発生する廃棄物等の再利用を図るための取り組みを進めます。
- 事業者に対して環境負荷の少ない原材料の使用や製品の販売を促すなど、環境負荷の低減に努めます。
- 「プラスチック資源循環推進法」に基づく再商品化策定を目指し、再商品化事業者との連携を進めます。
- 生ごみの減量化、食品ロス削減の推進に向けた啓発を行います。

② 廃棄物の適正処理



- 「一般廃棄物処理基本計画」（尾鷲市、2021年）に基づいて、一般廃棄物の適正な処理体制を確保します。

- 廃棄物の違法焼却などの野焼きについては、指導等を実施するとともに、関係機関と連携した対応に努めます。
- 施設の適正な運転・維持管理を徹底することにより、ダイオキシン類等の有害物質の排出抑制を図るなど、環境負荷の低減に努めます。
- 「廃棄物処理法」や「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、事業系廃棄物については事業者自ら「減量化等計画書」を策定するなど、排出事業者の処理責任の徹底に努めます。
- 「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」等の各種リサイクル関連法に基づく廃棄物の適正処理を推進します。
- 廃棄物の広域処理のため近隣市町と共に設立した東紀州環境施設組合により、新ごみ処理施設の建設に向けた事業を推進するなど、環境に関する共通課題の解決に向けて、県や周辺市町と連携し、広域団体の創設、事業連携、施設共有を進めます。
- 農業用廃プラスチックやビニール類について、県や事業者団体と連携して適正処理に努めます。
- プラスチックごみの適正処理や意図的な投棄等の削減に取り組むことで、プラスチックごみの海洋流出の防止に努めます。
- 漁業者による漁具の適正な使用・管理・廃棄が行われるよう、国の「漁業系廃棄物処理計画策定指針」や「漁業系廃棄物処理ガイドライン」の周知に努めます。
- ポイ捨て禁止条例に基づいて、市域内における空き缶や吸い殻の廃棄を防止するとともに、ペットの糞等の適切な処理に努め、清潔で美しいまちづくりを進めます。

3. 重点施策

●循環経済の推進

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向けて、省資源・循環型社会の構築に取り組みます。

●監視・指導の徹底

不法投棄監視パトロールや不法投棄防止用監視カメラの活用により、発生抑制や指導・摘発に努めます。

【進捗管理指標】

項目	現状	目標
資源化率	23.1% (2020年度)	27.9% (2031年度)

第4節 脱炭素社会

1. 施策目標

- ・脱炭素社会の形成に向け、市民・事業者・行政の協働により温室効果ガスの排出の少ない生活の定着とまちづくりに努めます。

2. 基本的な施策

① 資源利用の効率化



- 公共施設や工場等から発生する余熱の利用など、エネルギーの有効利用に関する啓発に努めます。

② 脱炭素に向けたまちづくり



- 市街地において公園・緑地等の適切な配置と保全に努めるとともに、植樹帯等を適宜配置し、緑の確保と合わせた水の循環機能の維持・向上に努めます。
- 関係機関と連携の上、MaaSなどの新たな技術や考え方の導入、更には定時定路線とデマンド交通の組み合わせなど、地域に適した手法を検討しつつ、持続可能な公共交通体系を構築します。
- 2050年の中長期的なまちづくりの検討を通じて構造的に温室効果ガスの排出量を削減します。

③ 再生可能エネルギーの導入促進



- 木質バイオマスエネルギーの活用を促進し、地域資源の有効利用を通して地域産業の活性化を目指します。
- 再生可能エネルギー等の導入支援により、温室効果ガスの排出削減に努めます。
- みえ尾鷲海洋深層水を活用した温度差エネルギー利用等の環境技術に関する研究を検討します。

④ 環境に配慮したモビリティ一対策



- 電気自動車やプラグインハイブリット車等の次世代自動車の普及を促進します。
- 必要に応じて公共施設等に充電設備を整備します。
- 不要なアイドリング及び急発進・急加速の自粛など、エコドライブの普及啓発に努めます。



⑤ 森林吸収源の整備

- 森林資源の有効利用を図りながら適正に森林を管理するため、間伐等の森林整備を進めます。
- 森林資源・海洋資源の保全を通して温室効果ガス吸収量の増加を促進します。
- 環境価値（J-クレジット）としての見える化を通じた林業の新しい価値づくりを推進します。



⑥ 気候変動への適応

- 県と連携して風水害対策に資するインフラの整備や適切な維持管理を実施します。
- ハザードマップを整備し、住民への周知活動を行うことで、防災に向けた意識を高めます。
- 熱中症予防について、防災無線を活用した周知に加え、市広報、市のウェブサイトやSNSなどを活用し普及啓発を図ります。

3. 重点施策

●再生可能エネルギーの導入拡大

環境との調和を図りつつ、国や県による助成制度の紹介等により、再生可能エネルギーの普及促進に努めます。

また、公共施設において、再生可能エネルギーを率先的に導入するとともに、蓄電池・燃料電池等の整備に努めます。

【進捗管理指標】

項目	現状	目標
ふれあいバス利用者数	47,351人 (2020年度)	57,000人 (2031年度)
公共交通の満足度	2.57 ポイント (2020年度)	3.10 ポイント (2031年度)
温室効果ガス削減率(尾鷲市の事務・事業)(2013年度比)	-22.6% (2020年度)	-41.6% (2031年度)
温室効果ガス排出量 (尾鷲市の市域全体)	145千トンCO ₂ (2013年度比 -12.6%) (2019年度)	85千トンCO ₂ (2013年度比 -48.9%) (2030年度)

第5節 環境教育・環境学習

1. 施策目標

- ・環境教育を通じて、子どもたちをはじめとする市民の自然環境に対する保全意識の高揚を目指します。

2. 基本的な施策



① 情報提供

- 市のウェブサイト、パンフレットや広報、マスメディア等を通じて、環境の現状や対策、市民・事業者に求められる取り組みなどの情報を提供します。
- 自然とのふれあいや環境問題等に対する活動を行っているNPO等の団体、教育機関や事業者、行政等に関する情報提供を行い、市民の参加を促します。



② 環境教育

- 小中学校を中心とした「山育・木育」、「川育・雨育」、「海育・とと育」等の「尾鷲自然環境プログラム」を実施し、環境保全や自然愛護等についての理解と意識の向上に努めます。
- 地域や社会において環境教育・環境学習の指導者となる人材を育成するため、教育の現場や各地域での研修や講習会等を開催し、自立して実践的な活動を行えるよう支援を行います。
- 専門家や研究者などと連携し、生物や水質の調査、自然観察会等、各種の環境に関する調査・イベントを開催し、市民が気軽に参加できる学習の機会の場を提供します。
- 講演会やシンポジウム等の開催、環境家計簿の普及などにより、意識の向上に努めます。
- 本市の林業の歴史を学ぶとともに、森の取組みを通じて、SDGs、FSCの理念に基づく環境教育・環境学習を展開します。
- おわせSEAモデル協議会と連携し、おわせSEAモデル拠点のサステイナブルセンターにおける自然環境プログラムを開催します。



③ 環境保全活動の支援

- 環境問題等に対する活動を行っているNPO等に対して、情報やノウハウ及び活動の場の提供等、各種団体が広域的に展開するための支援を行います。

3. 重点施策

●情報提供の充実

環境保全に関する情報提供の手法について、市民・事業者とともに検討し、改善していきます。

●環境教育の推進

「森の取組み」と「海の取組み」の連携による市内の豊かな森林資源・海洋資源を生かした新しい教育モデルを構築します。

また、県や周辺市町と連携し、環境保全の大切さを伝えるセミナーやワークショップの実施を通じ、SDGsの理念を踏まえた環境学習を実施します。

【進捗管理指標】

項目	現状	目標
自主的な環境保全活動に対する意識度※1 (市民アンケート調査)	59.3% (2022年度)	70% (2032年度)
SDGsの認知度※2 (市民アンケート調査)	76.4% (2022年度)	90% (2030年度)

※1 市民アンケートにおいて、環境保全活動への参加について「市民一人ひとりが出来るところから取り組むべき」と回答した人の割合。

※2 市民アンケートにおいて、SDGsについて「聞いたことがある」と回答した人の割合。

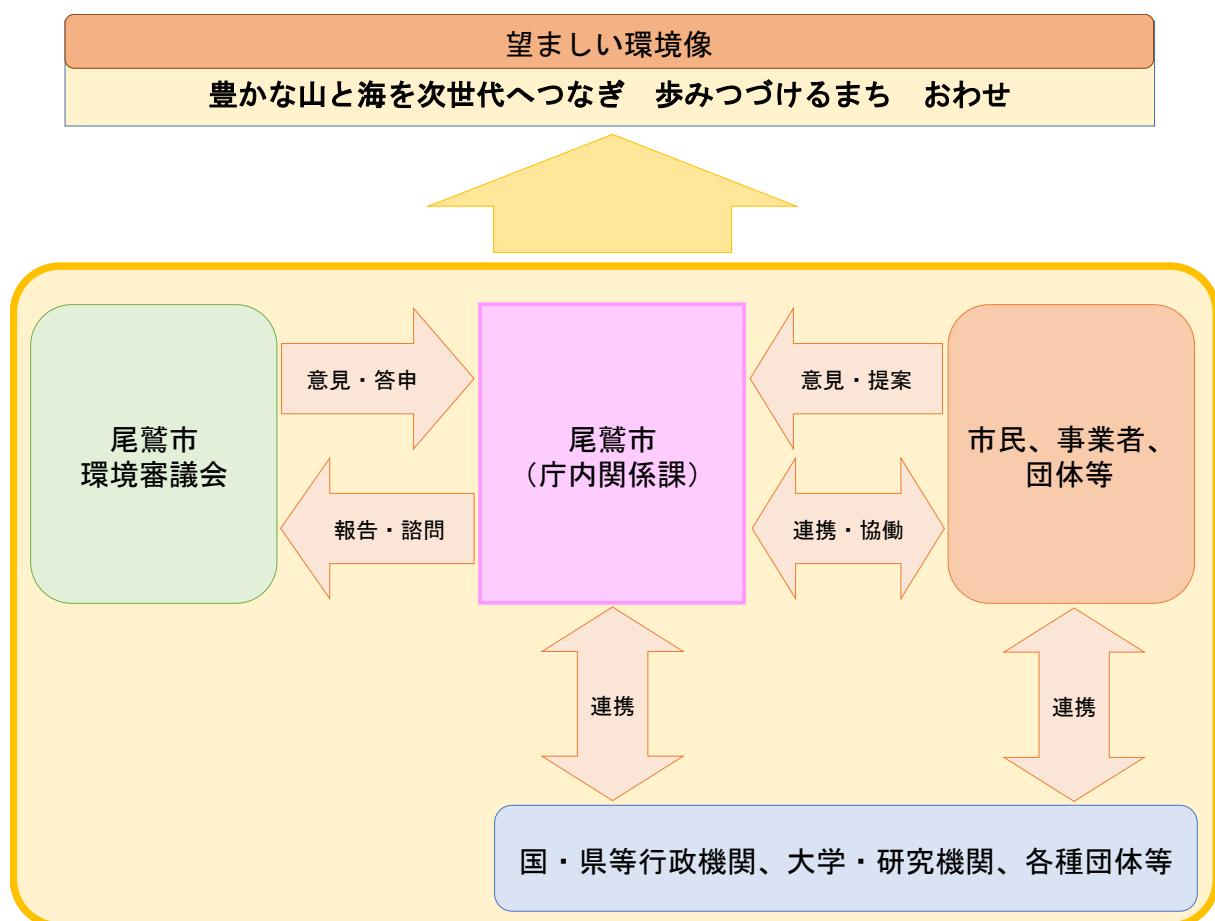
第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画に掲げる施策の実施にあたっては、尾鷲市の府内関係課が連携・協力して取り組むとともに、施策の進捗状況を把握するなど、調整・協議しながら総合的かつ計画的に推進します。

市民、事業者、NPO等の団体、市（行政）は、意見交換や情報交換しながら連携・協働して環境保全活動に取り組むとともに、国、三重県等の行政機関、大学・研究機関、市域外の各種団体等と連携し、協働（パートナーシップ）関係を築きながら、望ましい環境像の実現に向けて、着実に施策に取り組んでいきます。

また、「尾鷲市環境基本条例」第16条の規定により、環境基本計画並びに環境の保全及び創造に関する基本的事項を審議する組織として、学識経験者等で構成された「尾鷲市環境審議会」が設置されており、本審議会において環境に関する重要事項について審議するものとします。



第2節 各主体の役割

望ましい環境像を実現するため、環境保全に取り組む市民、事業者、市（行政）など、各主体の適切な役割分担のもと、自主的、積極的な取組みを進めます。

1. 市民の役割

- ・日常生活において環境への負荷の低減に自ら努めます。
- ・市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

2. 事業者の役割

- ・公害の防止、廃棄物の適正処理、再生資源の利用等による環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、環境の保全及び創造に必要な措置を講じます。
- ・事業計画に当っては、自ら適正な環境配慮がなされるよう必要な措置を講じます。
- ・市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。
- ・市長等と環境保全に関する協定を締結するよう努めます。

3. 市（行政）の役割

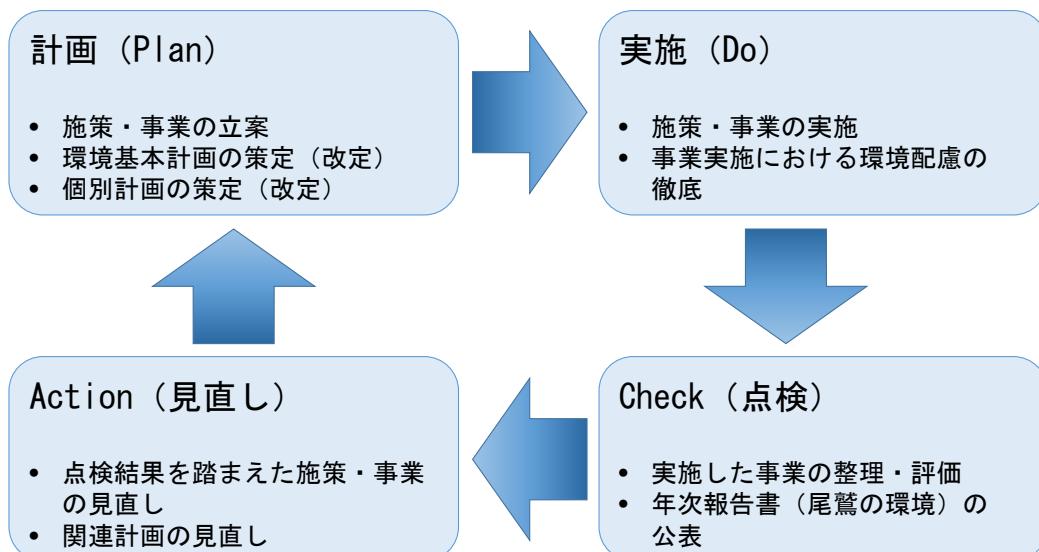
- ・環境の保全及び創造に関する施策を実施します。
- ・環境への負荷の低減その他必要な措置を講じます。
- ・市民及び事業者への意識啓発に努めるとともに、自主的な活動を支援します。
- ・国、三重県、近隣地方公共団体及びその他の団体との連絡調整を緊密に行います。

第3節 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクルによる継続的な推進と改善を図ることで行います。

尾鷲市は毎年、環境の状況、実施した関連事業の概要等を把握・点検するとともに、年次報告書を作成して公表します。併せて、市のウェブサイトや広報などを活用し、市の抱える課題や必要な対策に関する情報を随時提供し、市民や事業者と環境意識の共有を図ります。

また、点検結果を踏まえて、必要に応じて施策・事業の見直しを行うほか、関連計画の見直しを検討します。



參考資料

【環境基本計画の策定の経過】

年月日	内容
2022年6月16日 ～7月22日	市民アンケート及び事業者アンケート調査 (対象：市民1,000人、事業所200件)
2022年10月3日	第1回尾鷲市環境審議会 ・尾鷲市環境審議会諮問 ・第3次尾鷲市環境基本計画策定の経緯 ・第2次尾鷲市環境基本計画の進捗について ・第3次尾鷲市環境基本計画骨子（案）について
2022年11月28日	第2回尾鷲市環境審議会 ・第1回尾鷲市環境審議会でいただいたご意見とその対応について ・第3次尾鷲市環境基本計画素案（案）について ・今後の予定について
2022年12月●日～ 2023年1月●日	パブリックコメントの実施
2023年●月●日	第3回尾鷲市環境審議会
2023年●月●日	尾鷲市環境審議会答申

【尾鷲市環境審議会委員名簿】

(区分毎 50 音順)

役職名	区分	氏名	団体等名
委員長	学識経験者	高橋 正昭	四日市大学 研究機構環境技術研究所
副委員長	行政機関	中川 隆司	紀北地域活性化局環境室 室長
委員	各種団体の推薦	小倉 章弘	尾鷲市建設業協会 会長
委員	各種団体の推薦	佐野 茂機	尾鷲市区長会 会長
委員	各種団体の推薦	高村 敦夫	尾鷲市農業委員会 会長
委員	各種団体の推薦	田中 基康	尾鷲市林業振興協議会 会長
委員	各種団体の推薦	千種 恵美	尾鷲市婦人の会連絡協議会 書記・会計
委員	各種団体の推薦	土井 弘人	協同組合 尾鷲観光物産協会 理事長
委員	各種団体の推薦	服部 敬	尾鷲市自治連合会 会長
委員	各種団体の推薦	東 郁夫	尾鷲市水産振興協議会 会長
委員	各種団体の推薦	森浦 克好	尾鷲商工会議所 副会頭
委員	公募	萩野 泰史	一般公募
委員	行政機関	下村 新吾	尾鷲市副市長
委員	行政機関	高田 秀哉	尾鷲市教育委員会（学校関係）調整監

【市民アンケート調査結果】

1. 調査の概要

(1) 調査目的

この調査は、環境基本計画改訂のための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

(2) 調査対象

調査対象は、尾鷲市に住民登録のある世帯主の中から 1,000 人を無作為で抽出しました。

(3) 調査期間

郵送による配布・回収を行い、2022 年 6 月 16 日発送、同年 7 月 22 日を提出期限としました。

(4) 回収結果

回収結果を以下に示します。

調査対象	配布数	回収数	回収率
市民	1,000	437	43.7%

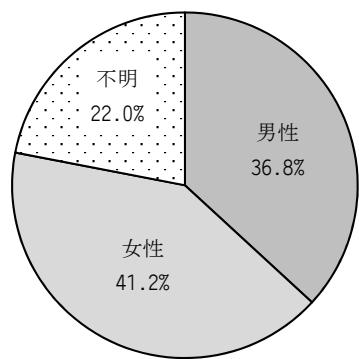
(5) 報告書の見方

- ・ パーセント表示のものについては、端数処理の関係で合計が100にならない場合もあります。
- ・ 報告書の表、グラフ及び文章等で示した回答選択肢は、本来の意味を損なわない程度に省略している場合があります。
- ・ 「不明」は無回答及び無効回答を示します。

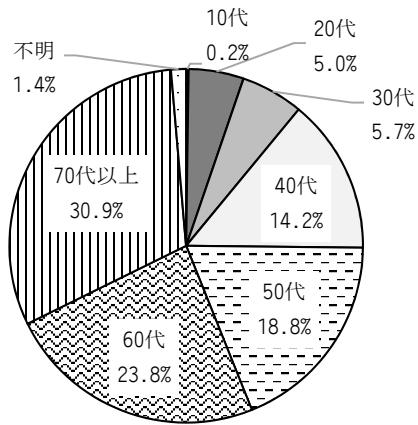
2. 調査結果

(1) 回答者の属性

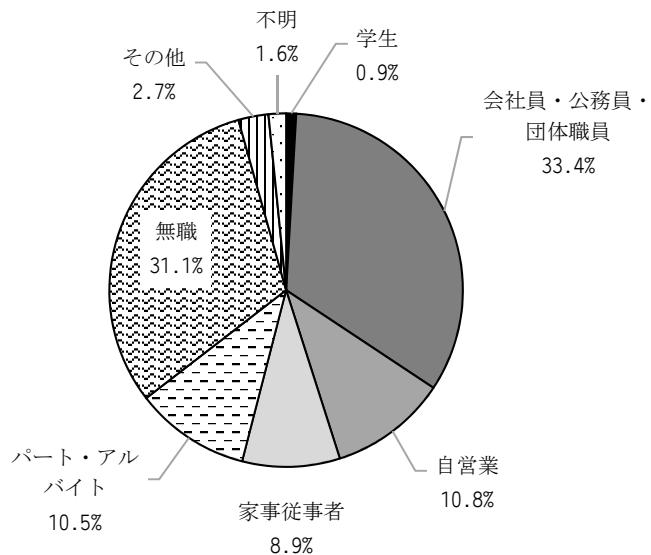
【性別】



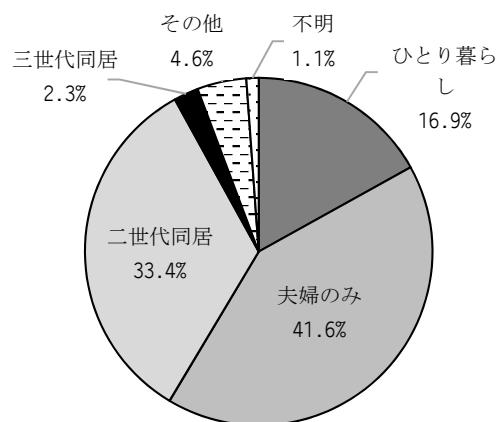
【年齢】



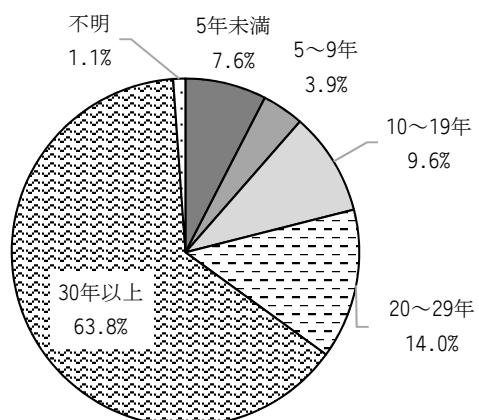
【職業】



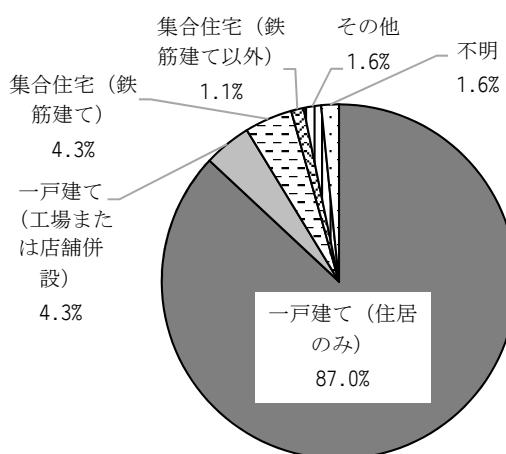
【世帯構成】



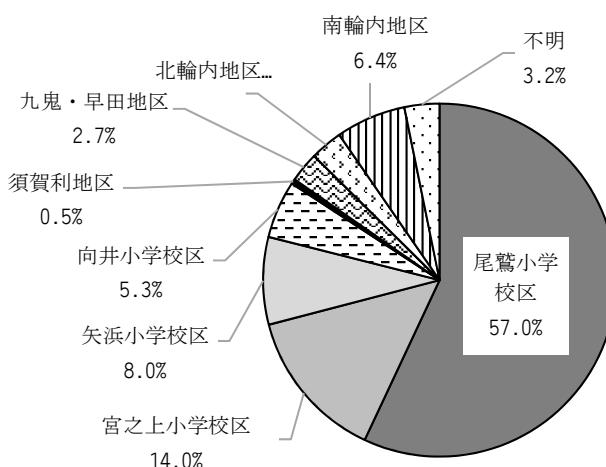
【居住年数】



【住居の形態】



【居住地域】

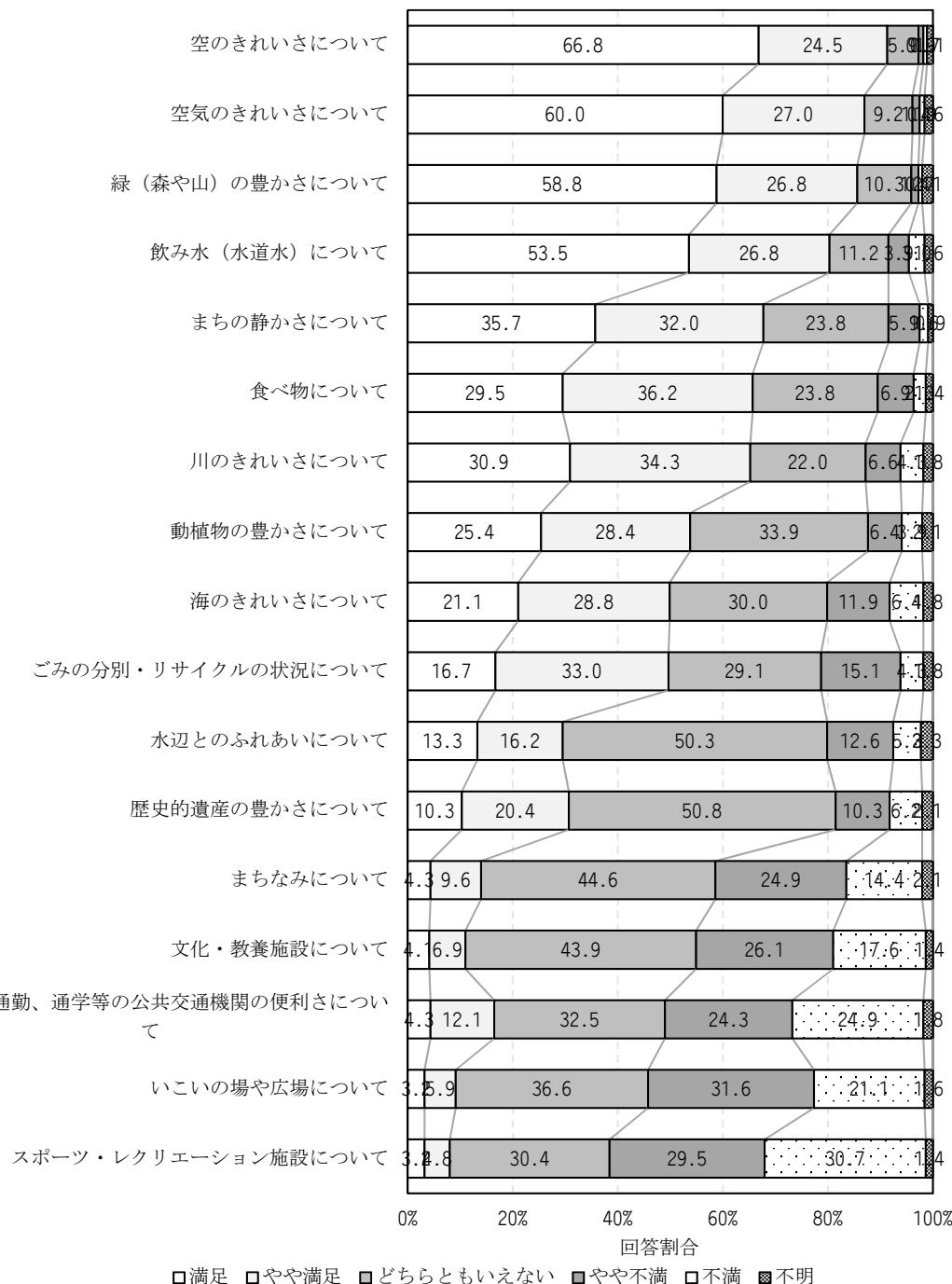


(2) 集計結果

問1. 《尾鷲市の現在の環境に対する満足度、重要度について》

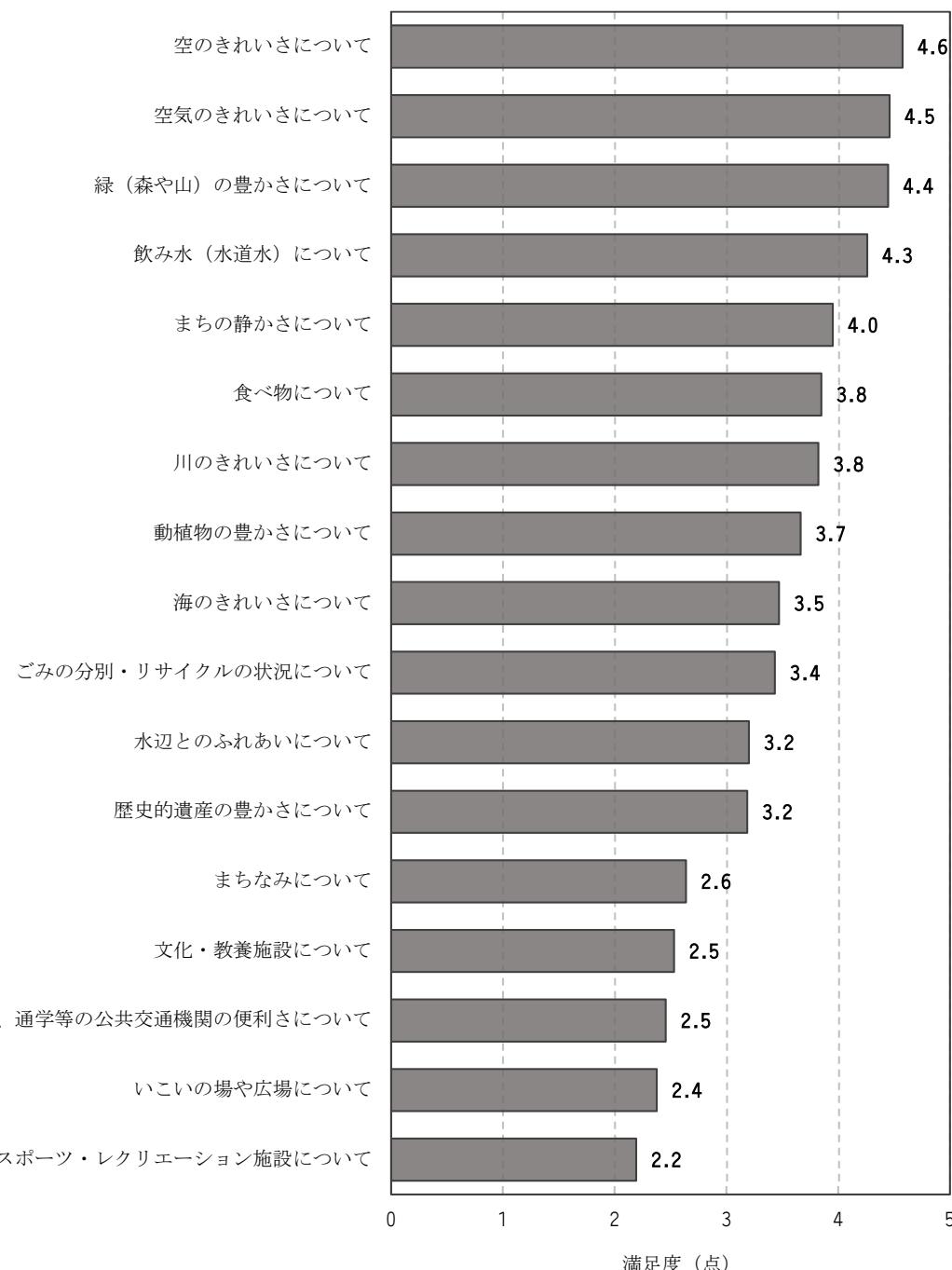
あなたがお住まいになっている周辺の環境について、どの程度満足されていますか。以下の各項目についてあなたのお考えに最も近い満足度について、右の1～5のあてはまる番号に○をつけてください。

- 「満足」が最も多いのは、「空のきれいさについて」で66.8%、次いで「空気のきれいさについて」が60.0%、「緑（森や山）の豊かさについて」が58.8%でした。
- 「不満」が最も多いのは、「スポーツ・レクリエーション施設について」で30.7%、次いで「買い物、通勤、通学等の公共交通機関の便利さについて」が24.9%でした。



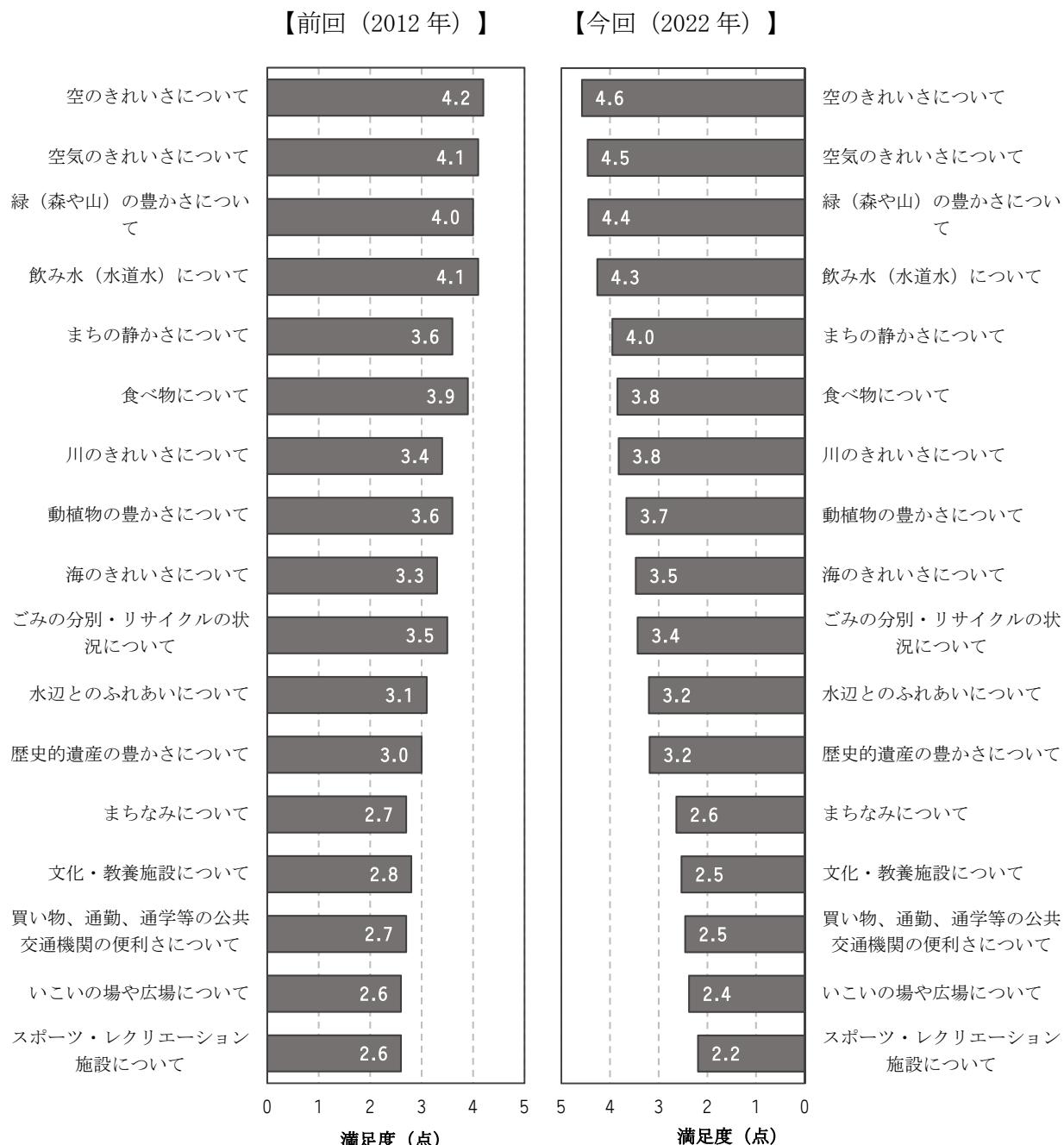
「満足」=5点、「やや満足」=4点、「どちらともいえない」=3点、「やや不満」=2点、「不満」=1点として、各項目の度合いを得点化し、「満足度」として算出しました。

- ・満足度が最も高いのは、「空のきれいさについて」で4.6点、次いで「空気のきれいさについて」が4.5点、「緑（森や山）の豊かさについて」が4.4点でした。
- ・満足度が最も低いのは、「スポーツ・レクリエーション施設について」で2.2点、次いで「いこいの場や広場について」で2.4点、「買い物、通勤、通学等の公共交通機関の便利さについて」、「文化・教養施設について」がいずれも2.5点でした。



満足度を、前回（2012年に行った意識調査）と今回（2022年）で比較しました。

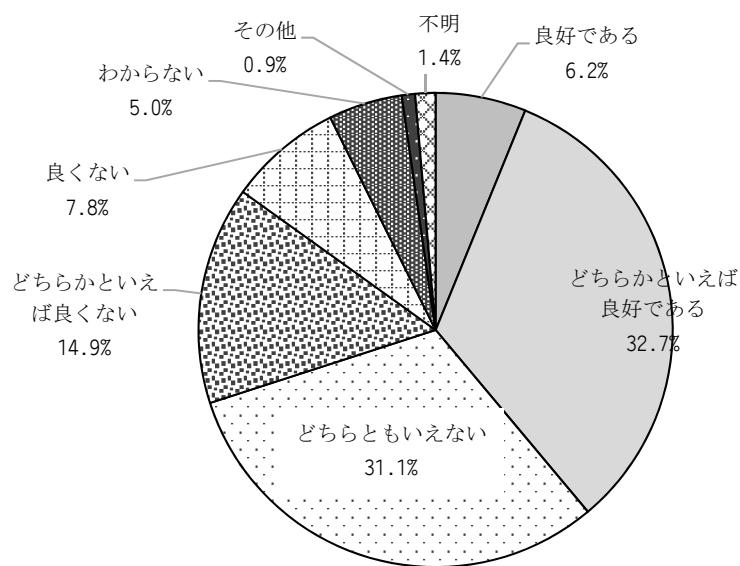
- ・前回同様、満足度が高かったのは「空のきれいさについて」、「空気のきれいさについて」で、満足度が低かったのは「スポーツ・レクリエーション施設について」、「いこいの場や広場について」でした。
- ・前回に比べ最も満足度が上がったのは、「空のきれいさについて」、「空気のきれいさについて」、「緑（森や山）の豊かさについて」、「まちの静かさについて」、「川のきれいさについて」でした。
- ・前回に比べ最も満足度が下がったのは、「スポーツ・レクリエーション施設について」で、次いで「文化・教養施設について」でした。



問2.《尾鷲市の環境全般について》

あなたは、現在の尾鷲市の環境全般についてどう思いますか。次の1～7の中からあてはまるものを1つ選び、その番号に○をつけてください。

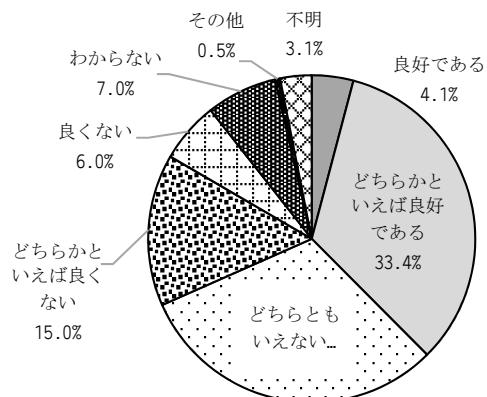
- 「どちらかといえば良好である」が32.7%で最も多く、次いで「どちらともいえない」が31.1%、「どちらかといえば良くない」が14.9%でした。



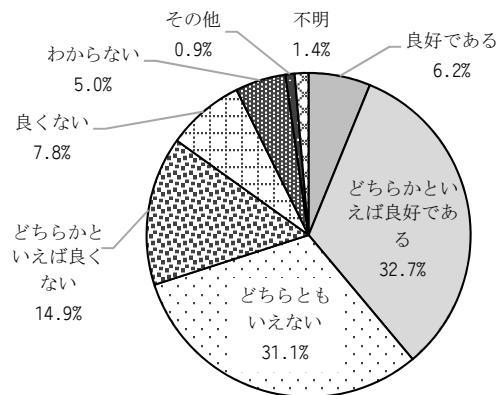
前回（2012年に行った意識調査）と今回（2022年）の比較をしました。

- 「良好である」は前回より2.1ポイント高く、「良くない」は前回より1.8ポイント高くなりました。
- 「どちらかといえば良好である」は前回より0.7ポイント低くなりました。

【前回（2012年）】



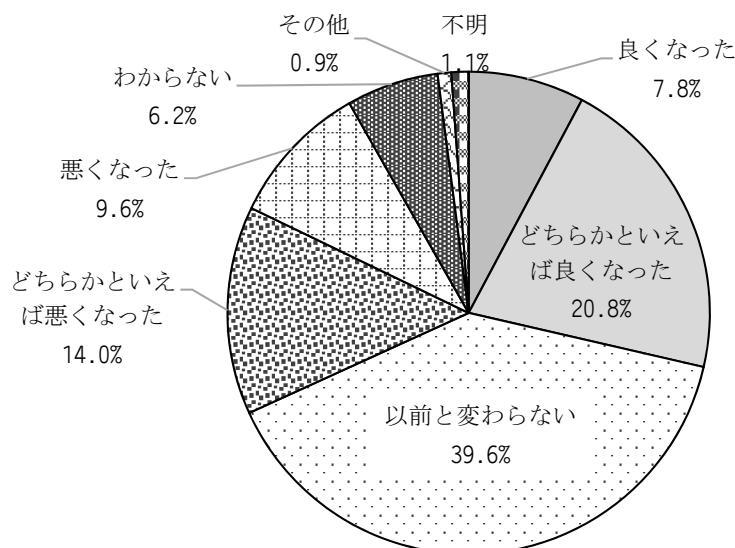
【今回（2022年）】



問3. 《以前と比較した尾鷲市の環境について》

あなたは、尾鷲市の現在お住まいの環境（公害、身近な自然の状況、まちの景観等）を全般的に見て、以前（10年前、転居後10年未満の方は転居時）と比べて良くなつたと思いますか。それとも悪くなつたと思いますか。次の1～7の中からあてはまるものを1つ選び、その番号に○をつけてください。

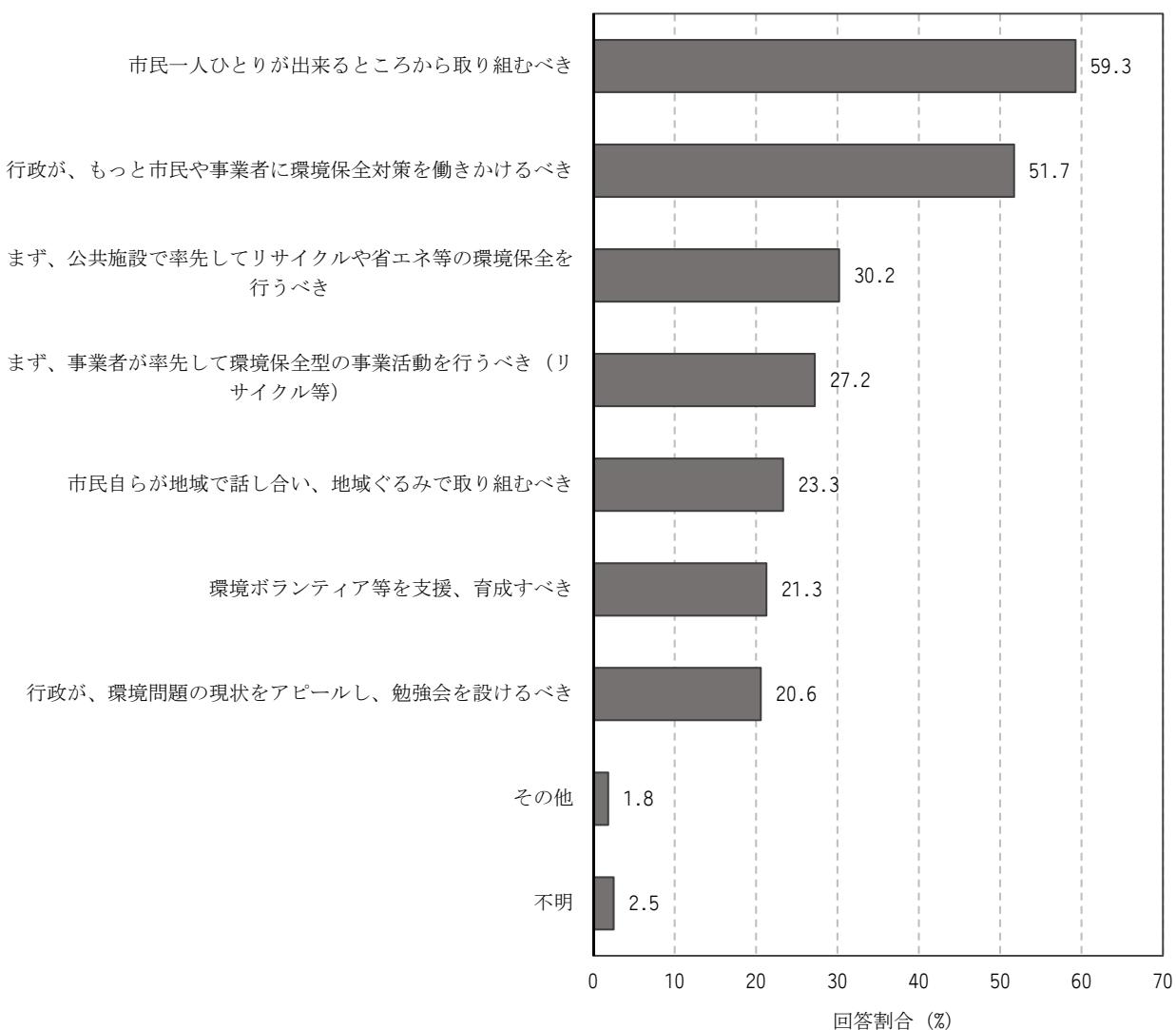
- ・「以前と変わらない」が39.6%で最も多く、次いで「どちらかといえば良くなつた」が20.8%、「どちらかといえば悪くなつた」が14.0%でした。
- ・良くなつた点の具体的な意見としては、道路が整備されてアクセスが良くなつた等がありました。
- ・悪くなつた点の具体的な意見としては、「空き家が増えた」等がありました。



問4. 《環境保全活動への参加について》

今日のさまざまな環境問題は、行政や市民、事業者が協力して取り組まなければならないものです。あなたは、環境保全を推進するために何が重要と思いますか。次の1～8の中からあてはまるものを3つまで選び、その番号に○をつけてください。

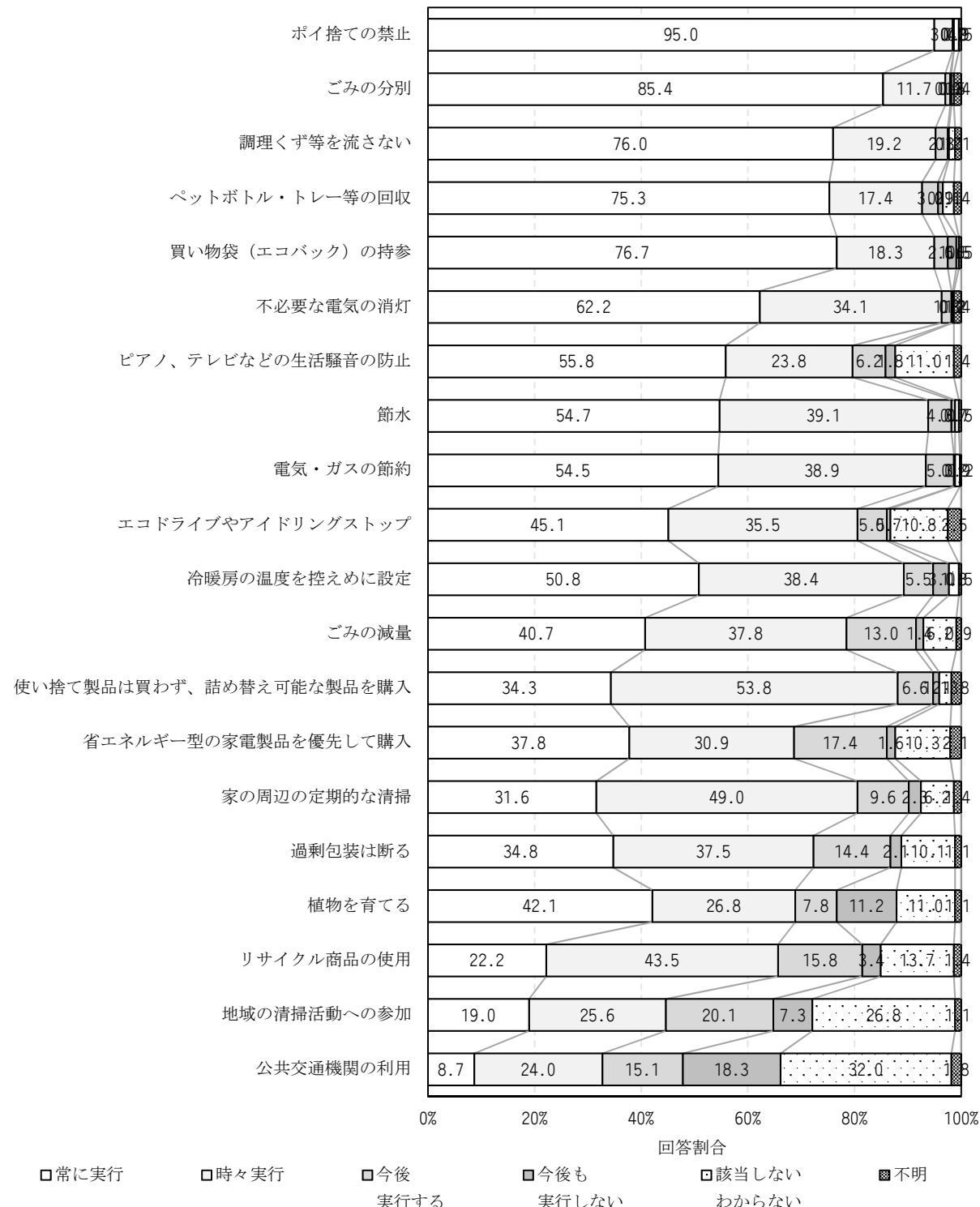
- ・「市民一人ひとりが出来るところから取り組むべき」が59.3%で最も多く、次いで「行政が、もっと市民や事業者に環境保全対策を働きかけるべき」が51.7%、「まず、公共施設で率先してリサイクルや省エネ等の環境保全を行うべき」が30.2%でした。
- ・「その他」は、ごみに関するマナーや行政の施策についての意見等でした。



問5. 《環境に対する行動について》

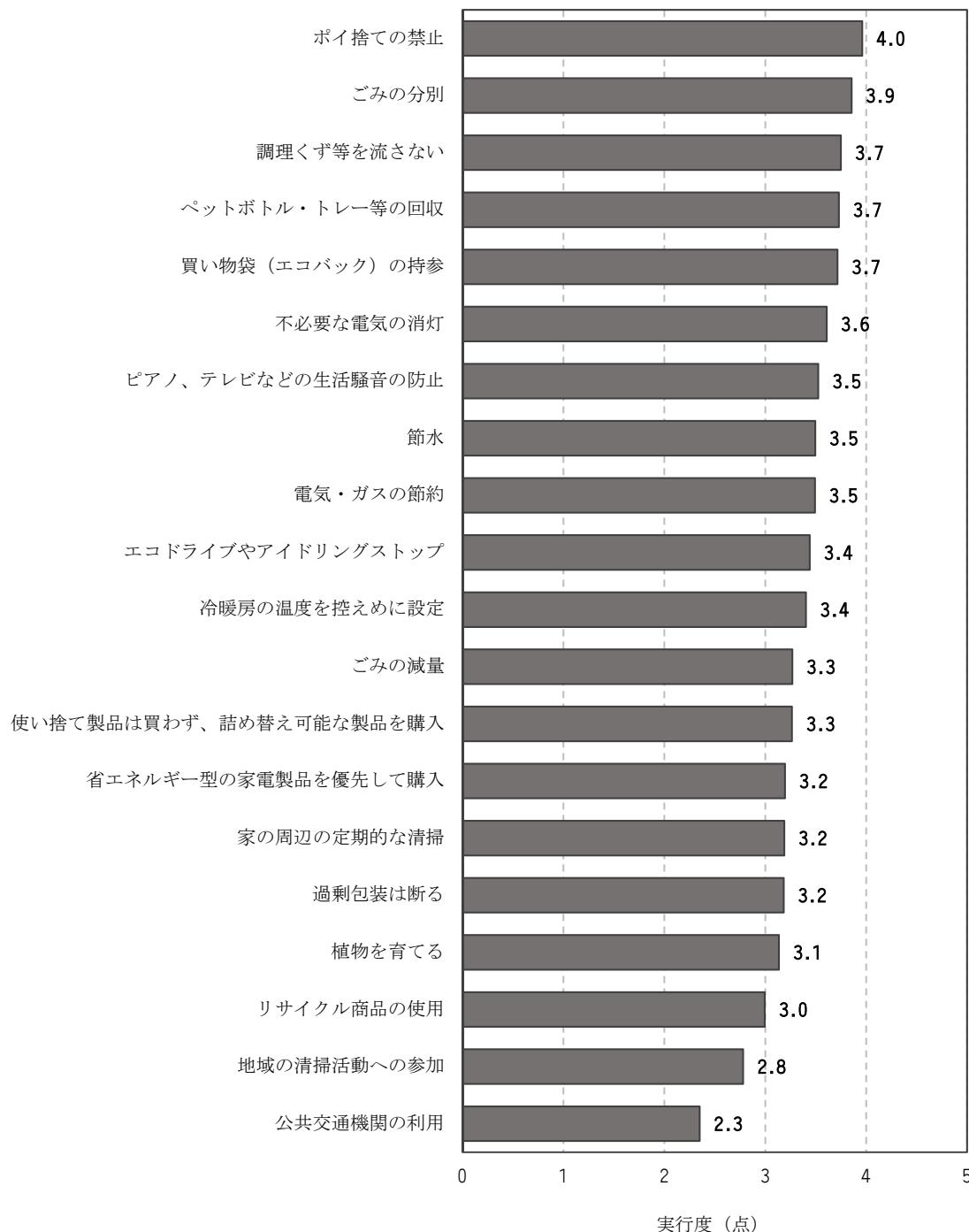
環境づくりは市民の皆様のご協力が非常に重要です。あなたは、より良い環境づくりに対して、ふだんどのようなことを行っていますか。以下の各項目について、それぞれ右の1~5のあてはまる番号に○をつけてください。

- 「常に実行」が最も多いのは「ポイ捨ての禁止」で95.0%、次いで「ごみの分別」が85.4%、「買い物袋（エコバック）の持参」が76.7%でした。



「常に実行」=4点、「時々実行」=3点、「今後実行する」=2点、「今後も実行しない」=1点として、各項目の取組み度合いを得点化し、「実行度」として算出しました。

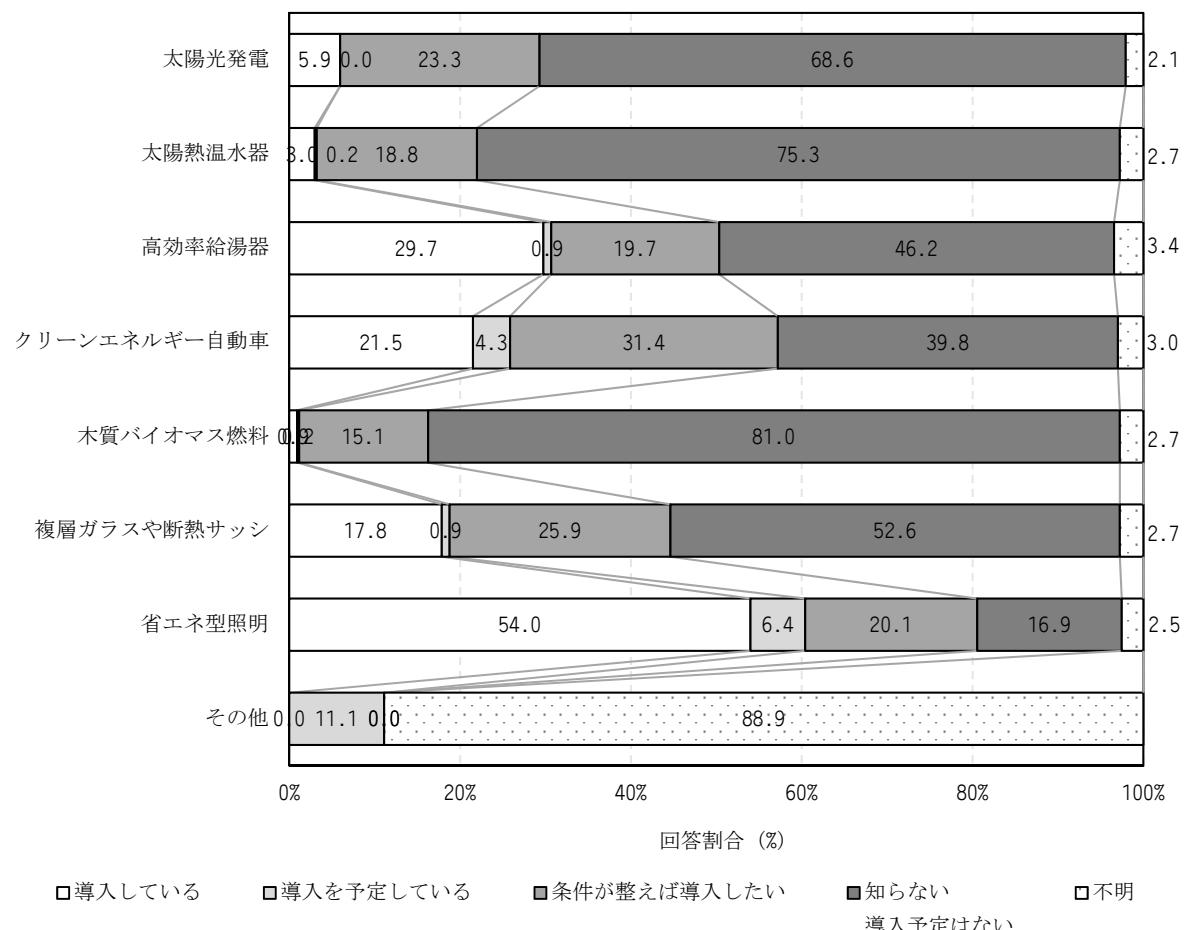
- ・実行度が高いのは「ポイ捨ての禁止」で4.0点、「ごみの分別」で3.9点、「調理くず等を流さない」、「ペットボトル・トレー等の回収」、「買い物袋（エコバック）の持参」でいずれも3.7点でした。
- ・実行度が低いのは、「公共交通機関の利用」で2.3点、「地域の清掃活動への参加」で2.8点、「リサイクル商品の使用」で3.0点でした。



問6.《新エネルギー・省エネルギーについて》

あなたの家庭はクリーンエネルギー等を導入していますか。また今後導入する予定はありますか。ご家族で相談していただき、以下の各項目について、それぞれ右の1～4のあてはまる番号に○をつけてください。

- 「導入している」が最も多いのは「省エネ型照明」で54.0%、次いで「高効率給湯器」が29.7%、「クリーンエネルギー自動車」が21.5%でした。
- 「条件が整えば導入したい」が最も多いのは「クリーンエネルギー自動車」で31.4%、次いで「複層ガラスや断熱サッシ」で25.9%、「太陽光発電」で23.3%の順でした。
- 「その他」で多いのは、金銭的に難しいとの意見でした。

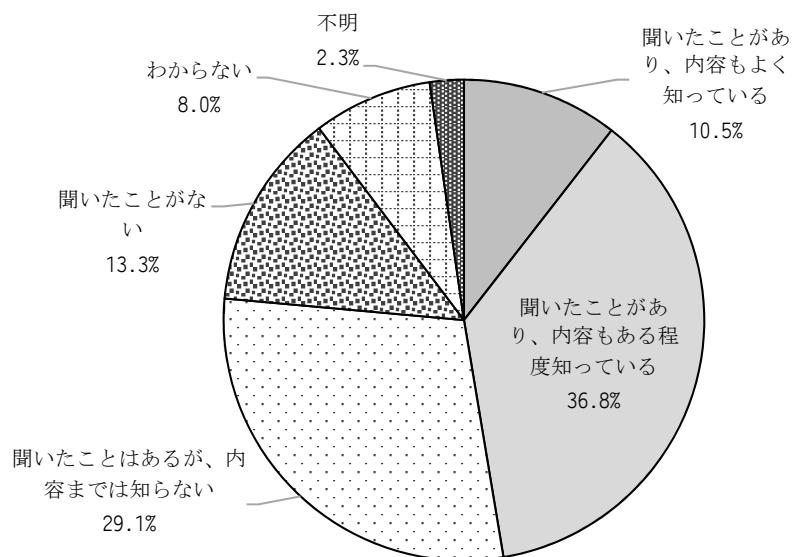


問7. 《「SDGs（持続可能な開発目標）」について》

「SDGs」とは、2015年9月の国連サミットにおいて採択された持続可能な開発目標で、2030年に向けて、経済・社会・環境の3つの側面のバランスが取れたより良い社会を目指す世界共通の目標です。

あなたは、「SDGs」という言葉を聞いたことがありますか。次の1～5の中からあてはまるものを1つ選び、その番号に○をつけてください。

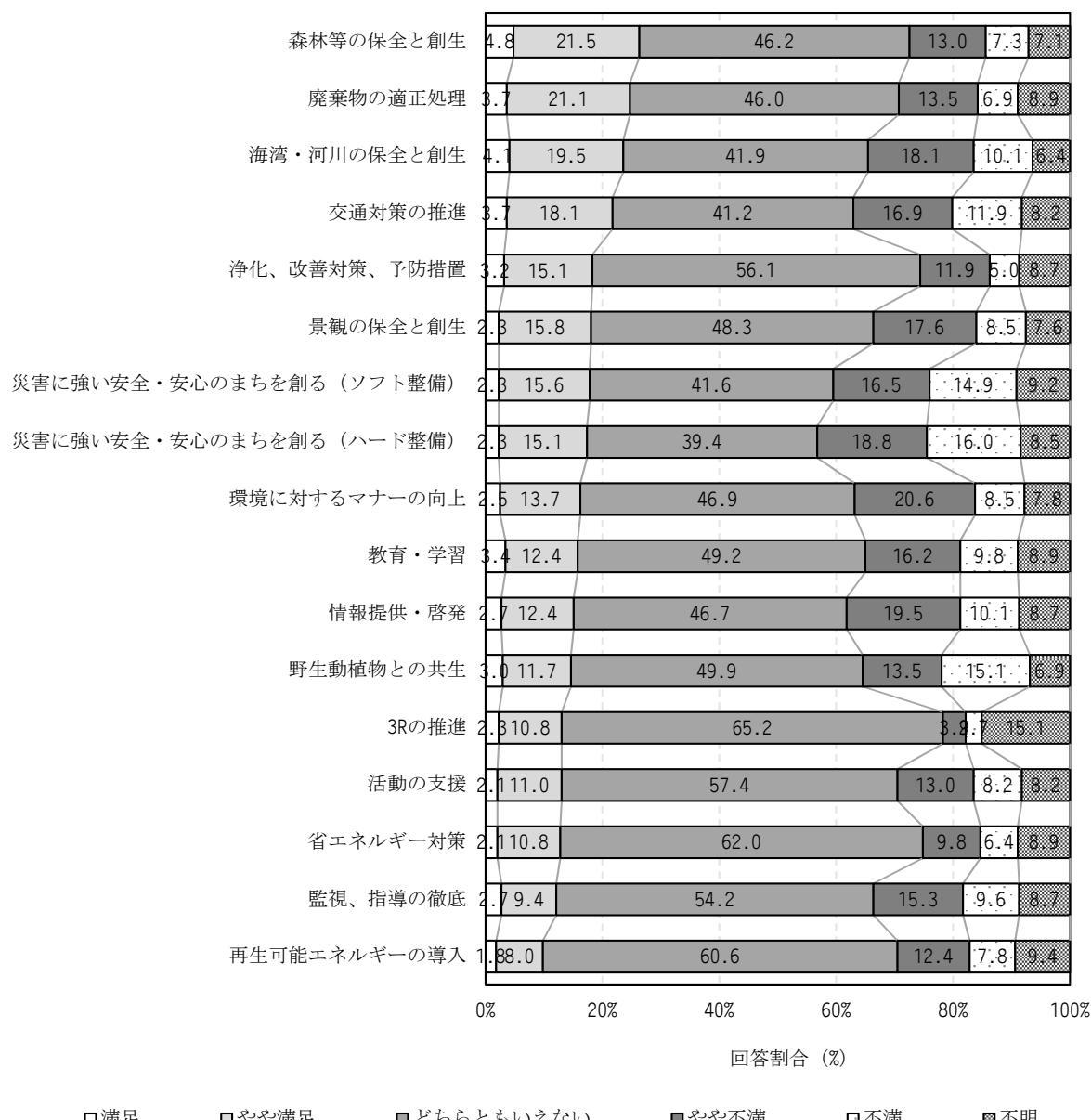
- ・「聞いたことがあり、内容もある程度知っている」が36.8%で最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が29.1%、「聞いたことがない」が13.3%でした。



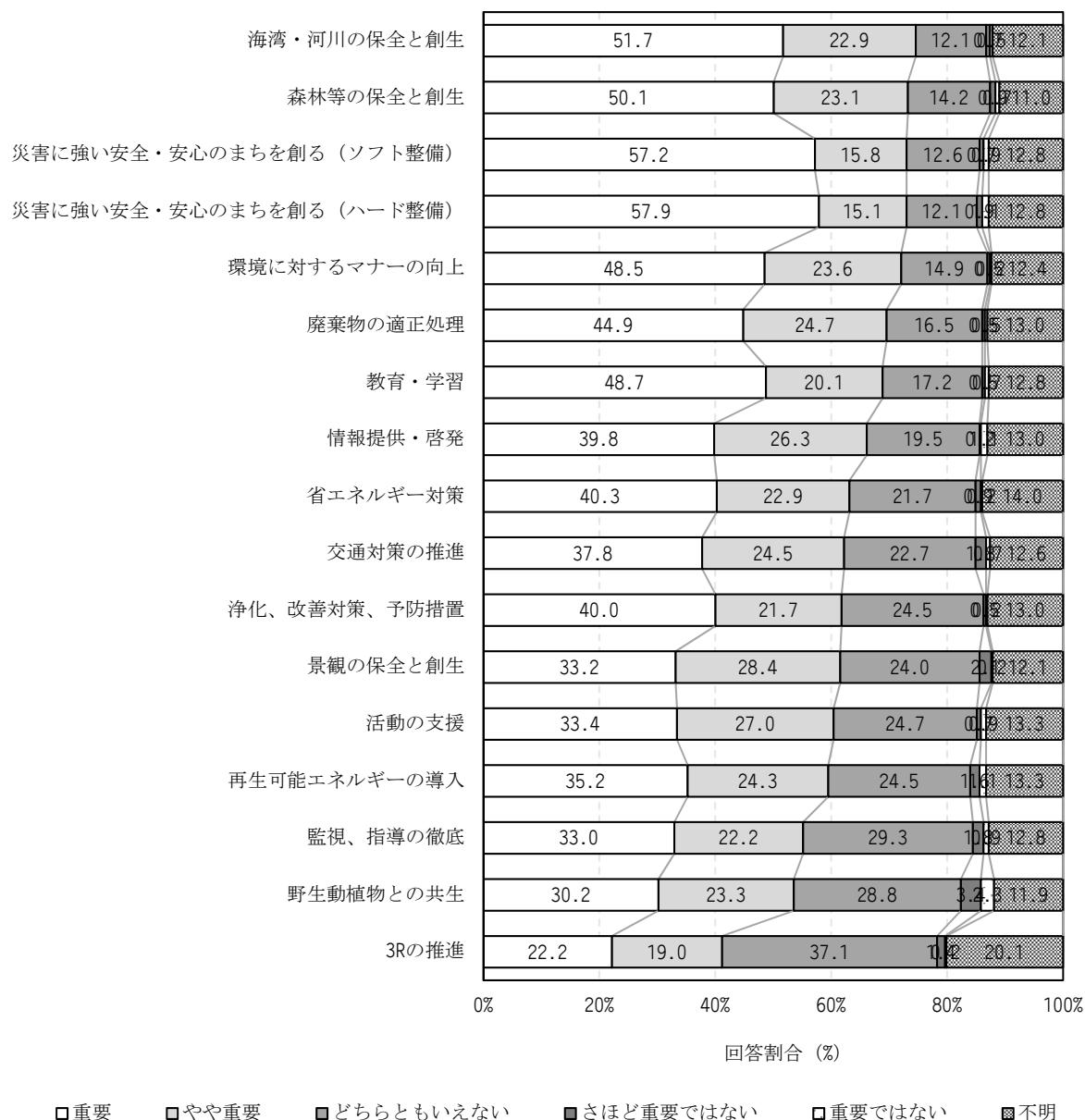
問8. 《尾鷲市の現在の環境目標の取組みに対する満足度、重要度について》

現尾鷲市環境基本計画では、以下の項目について取り組んでいます。あなたはこれらの取り組みについて、どの程度満足されていますか。また、どれが重要だとお考えですか。以下の各項目についてあなたのお考えに最も近いものを満足度、重要度それぞれ右の1～5のあてはまる番号に○をつけてください。

- ・「満足・やや満足」が最も多いのは「森林等の保全と創生」で26.3%、次いで「廃棄物の適正処理」が24.8%、「海湾・河川の保全と創生」が23.6%でした。
- ・「不満・やや不満」が最も多いのは「災害に強い安全・安心のまちを創る（ハード整備）」で34.8%、次いで「災害に強い安全・安心のまちを創る（ソフト整備）」が31.4%、「情報提供・啓発」が29.6%でした。

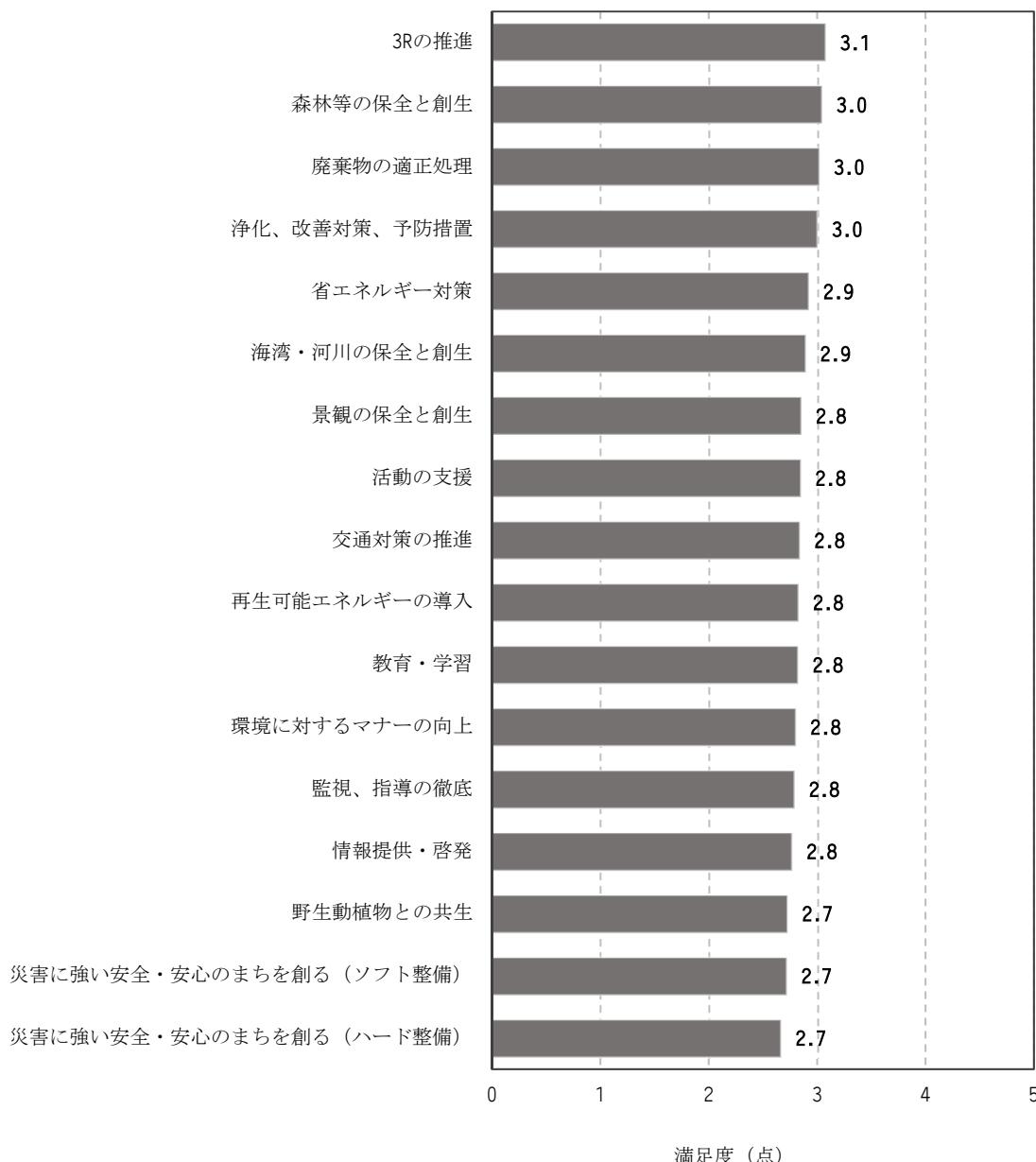


- ・「重要・やや重要」が最も多いのは「海湾・河川の保全と創生」で 74.6%、次いで「森林等の保全と創生」が 73.2%、「災害に強い安全・安心のまちを創る（ハード整備）」、「災害に強い安全・安心のまちを創る（ソフト整備）」がいずれも 73.0%でした。

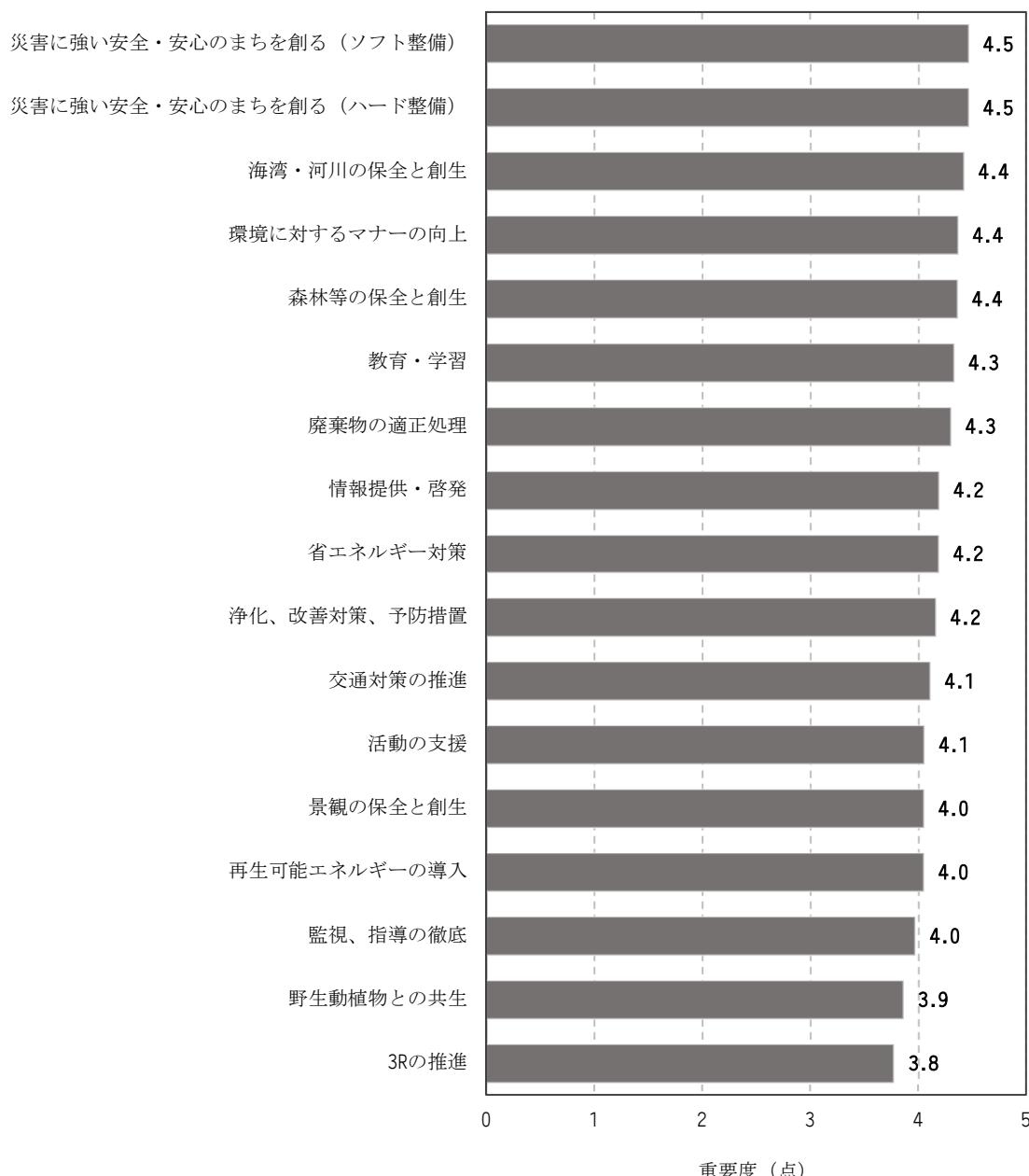


「満足・重要」=5点、「やや満足・やや重要」=4点、「どちらともいえない」=3点、「やや不満・さほど重要ではない」=2点、「不満・重要ではない」=1点として、各項目の度合いを得点化し、「満足度・重要度」として算出しました。

- ・満足度が高いのは「3Rの推進」で3.1点、次いで「森林等の保全と創生」、「廃棄物の適正処理」、「浄化、改善対策、予防措置」がいずれも3.0点でした。
- ・満足度が低いのは「災害に強い安全・安心のまちを創る（ハード整備）」、「災害に強い安全・安心のまちを創る（ソフト整備）」、「野生動植物との共生」でいずれも2.7点でした。

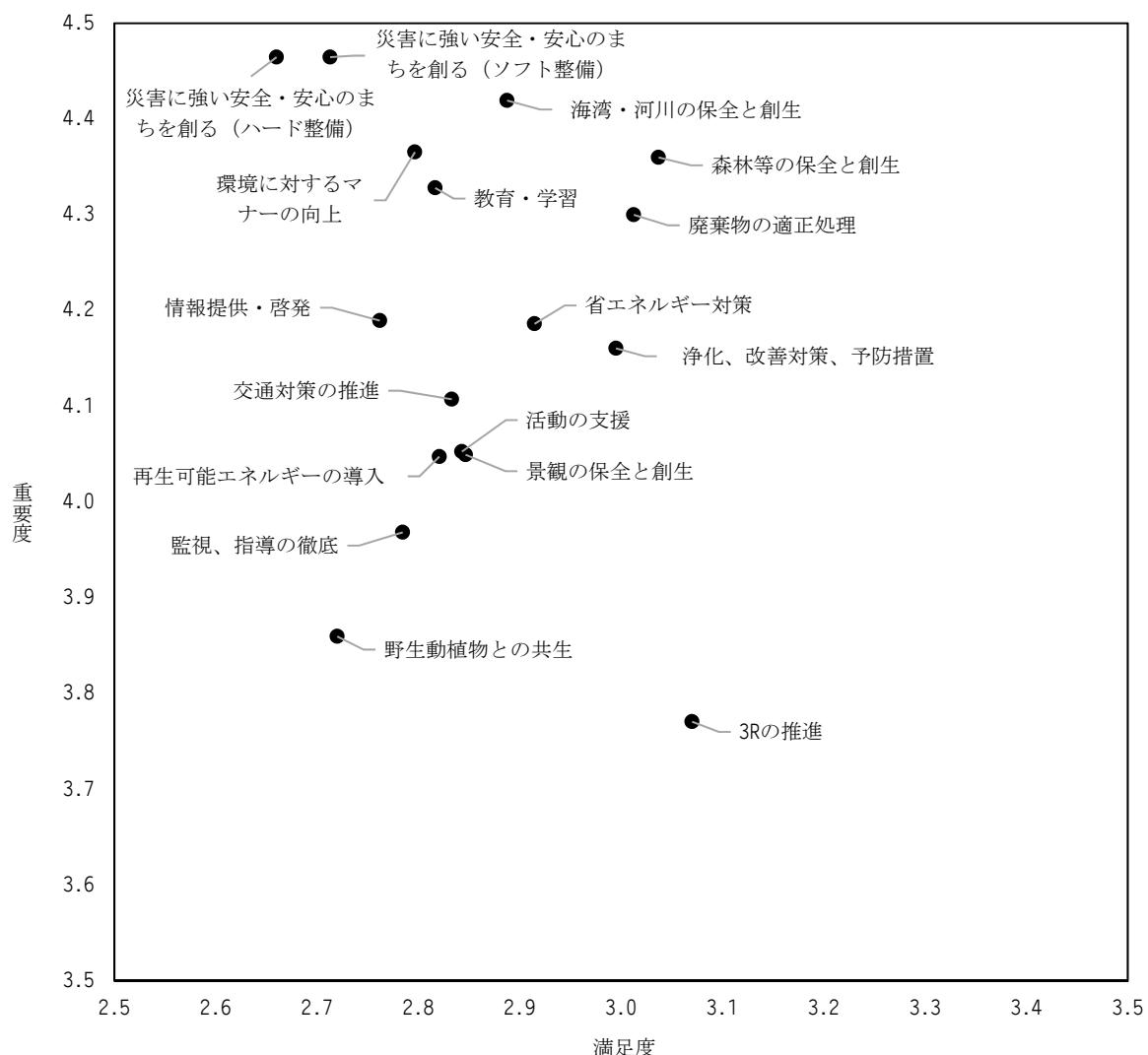


- 重要度が高いのは「災害に強い安全・安心のまちを創る（ソフト整備）」、「災害に強い安全・安心のまちを創る（ハード整備）」がいずれも4.5点、「海湾・河川の保全と創生」、「環境に対するマナーの向上」、「森林等の保全と創生」がいずれも4.4点でした。
- 重要度が低いのは「3Rの推進」で3.8点、「野生動植物との共生」が3.9点、「監視、指導の徹底」、「再生可能エネルギーの導入」、「景観の保全と創生」がいずれも4.0点でした。



満足度と重要度を比較しました。

- ・全体的に満足度が低い結果となっています。
- ・重要度が高く、比較的満足度が高いものは「森林等の保全と創生」、「廃棄物の適正処理」、「浄化、改善対策、予防措置」等でした。
- ・重要度が高く、満足度が低いものは、「災害に強い安全・安心のまちを創る（ハード整備）」「災害に強い安全・安心のまちを創る（ソフト整備）」、「環境に対するマナーの向上」等でした。

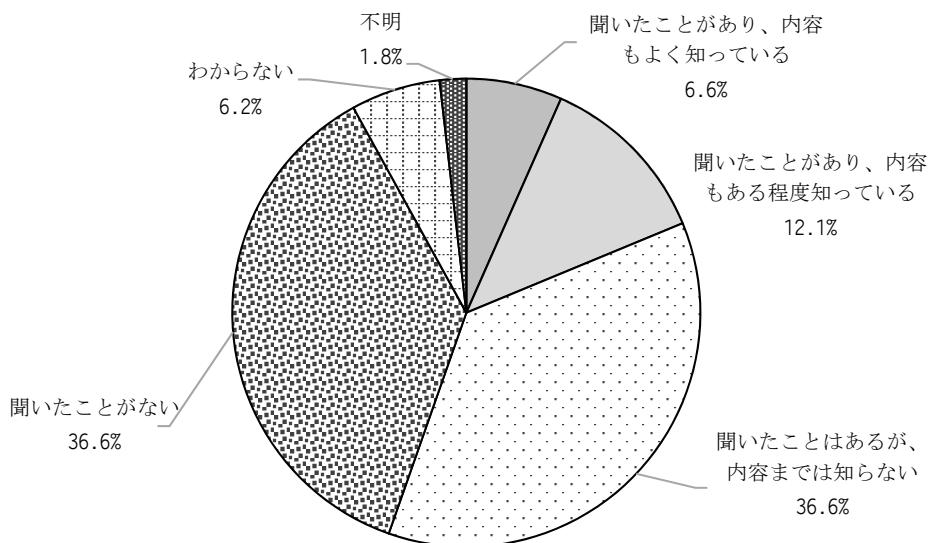


問9. 《尾鷲市の脱炭素社会実現に向けた取組みについて》

尾鷲市は今年（令和4年）3月1日、2050年の温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

あなたは、尾鷲市が「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」を表明して気候変動対策を推進していることを知っていましたか。次の1～5の中からあてはまるものを1つ選び、その番号に○をつけてください。

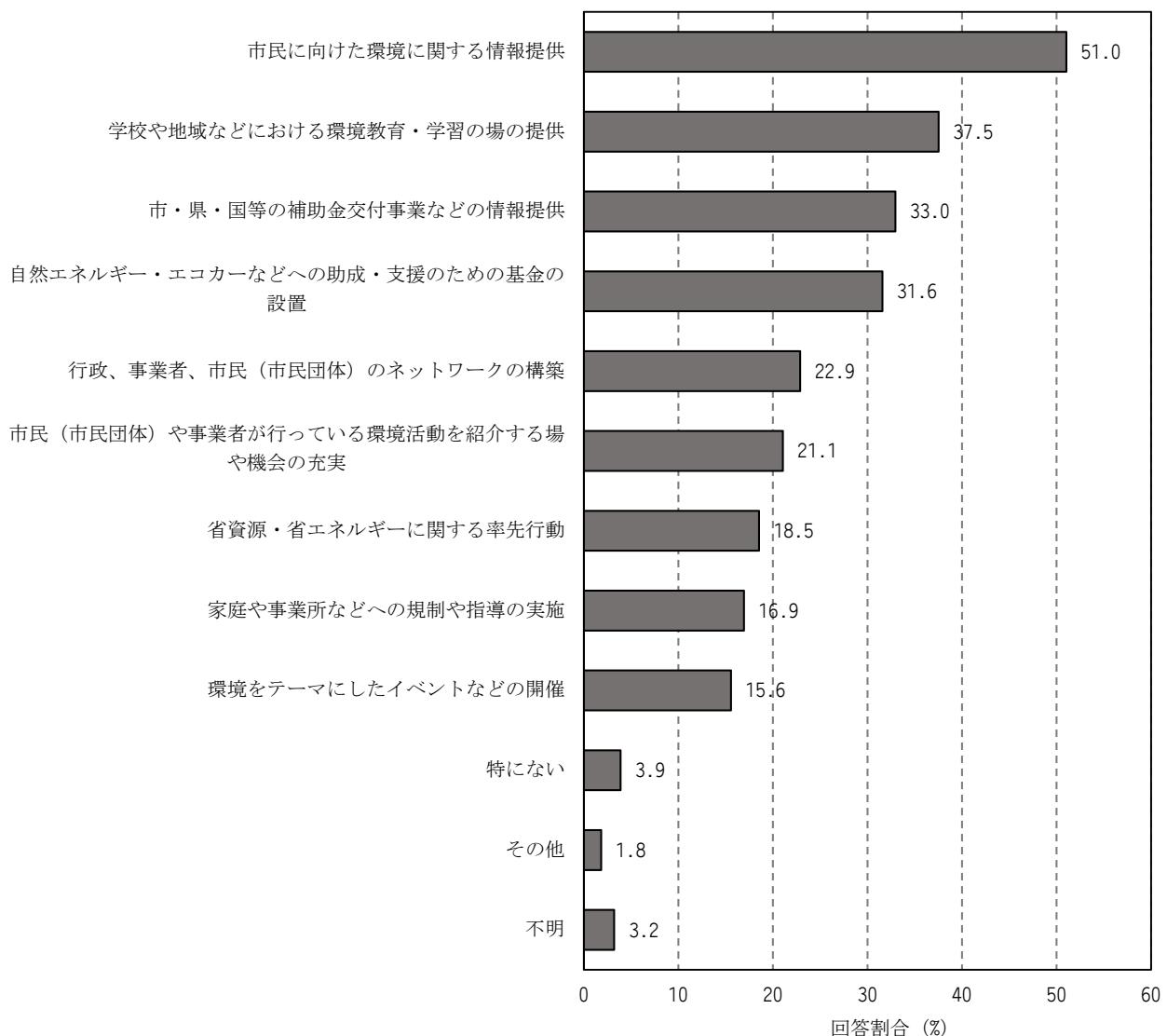
- ・「聞いたことはあるが、内容までは知らない」、「聞いたことがない」がいずれも36.6%で最も多く、次いで「聞いたことがあり、内容もある程度知っている」が12.1%でした。



問10.《行政への要望について》

あなたは、尾鷲市をより良い環境にするためには、行政（尾鷲市）はどのようなことをする必要があると考えますか。優先して行うべきだと思うものを、次の1~11の中から3つまで選び、その番号に○をつけてください。

- ・「市民に向けた環境に関する情報提供」が51.0%で最も多く、次いで「学校や地域などにおける環境教育・学習の場の提供」が37.5%、「市・県・国等の補助金交付事業などの情報提供」が33.0%でした。

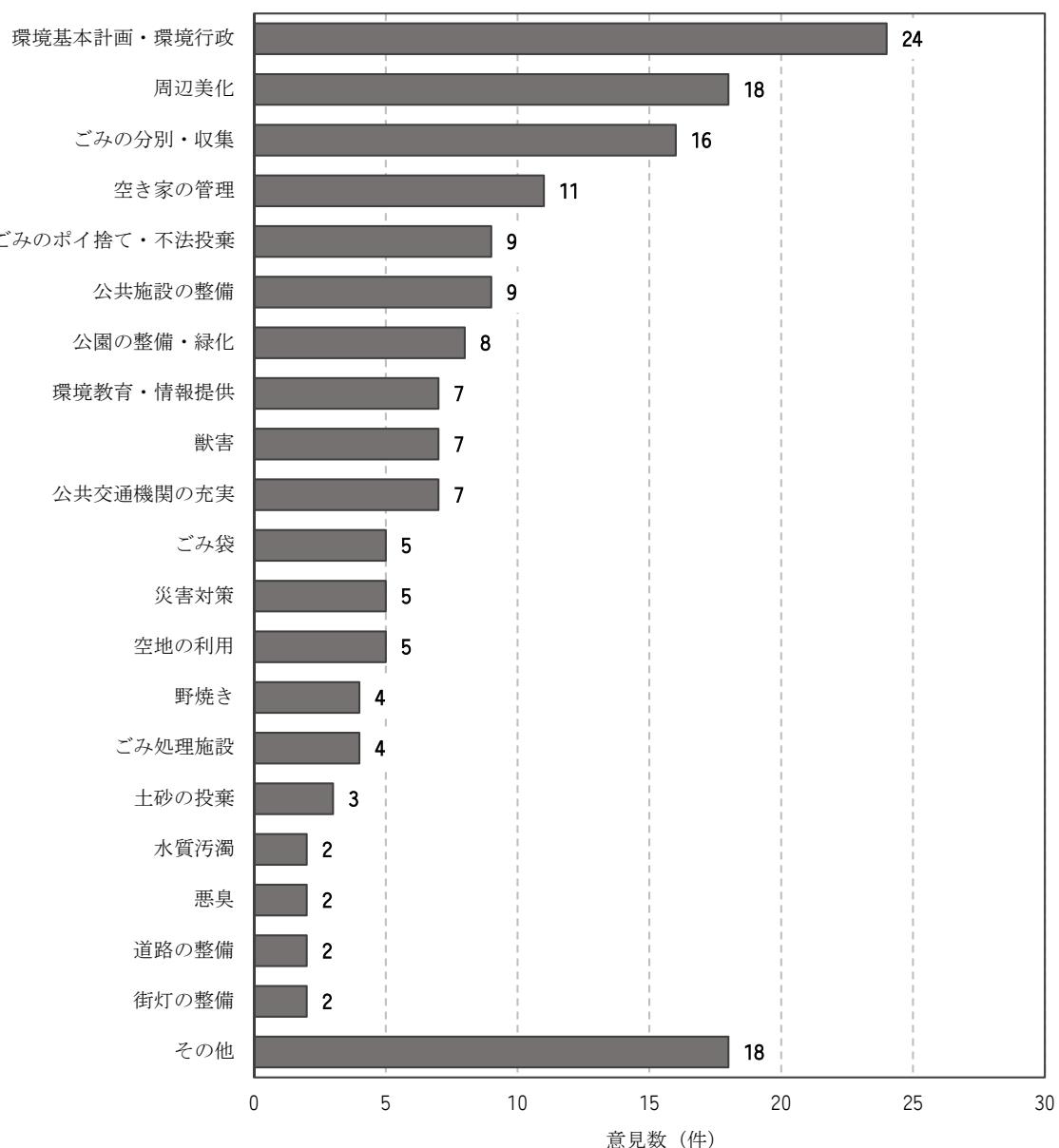


問11. 《市に対するご意見等》

尾鷲市の環境について市に対するご意見、ご要望があれば何でも結構ですからご記入ください。

約170件の意見を頂きました。

- ・「環境基本計画・環境行政」への意見が最も多く、次いで「周辺美化」、「ごみの分別・収集」、「空き家の管理」等に関する意見が多くありました。



【事業者アンケート調査結果】

1. 調査の概要

(1) 調査目的

この調査は、環境基本計画改訂のための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

(2) 調査対象

調査対象は、尾鷲市に本社・営業所を置く事業者の中から 200 件を無作為で抽出しました。

(3) 調査期間

郵送による配布・回収を行い、2022 年 6 月 16 日発送、同年 7 月 22 日を提出期限としました。

(4) 回収結果

回収結果を以下に示します。

調査対象	配布数	回収数	回収率
事業者	200	115	57.5%

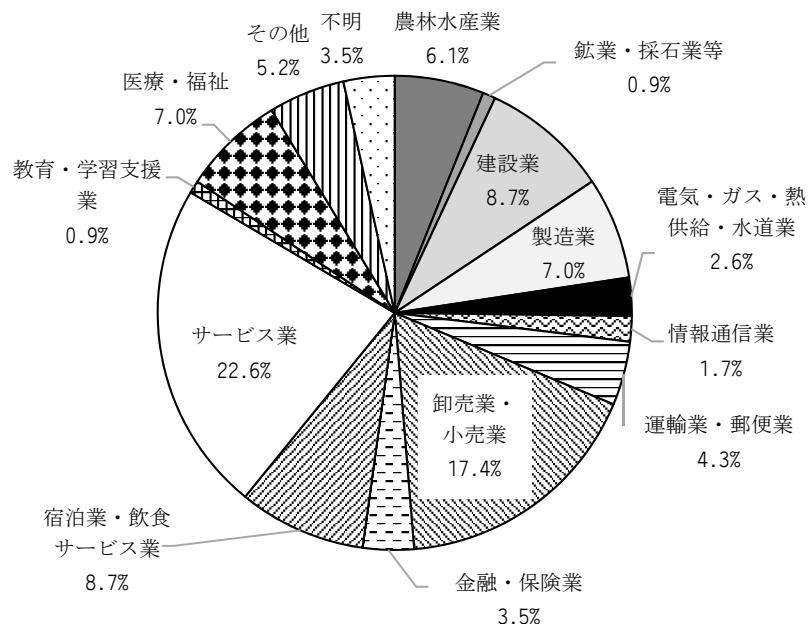
(5) 報告書の見方

- パーセント表示のものについては、端数処理の関係で合計が100にならない場合もあります。
- 報告書の表、グラフ及び文章等で示した回答選択肢は、本来の意味を損なわない程度に省略している場合があります。
- 「不明」は無回答及び無効回答を示します。

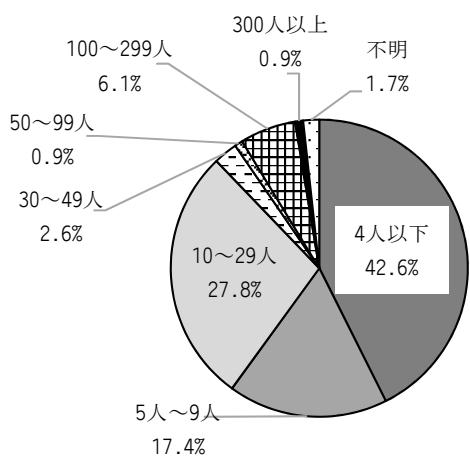
2. 調査結果

(1) 回答者の属性

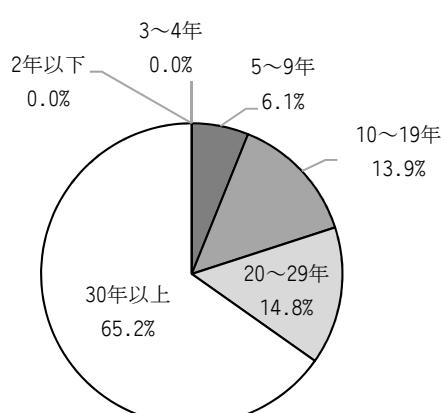
【業種】



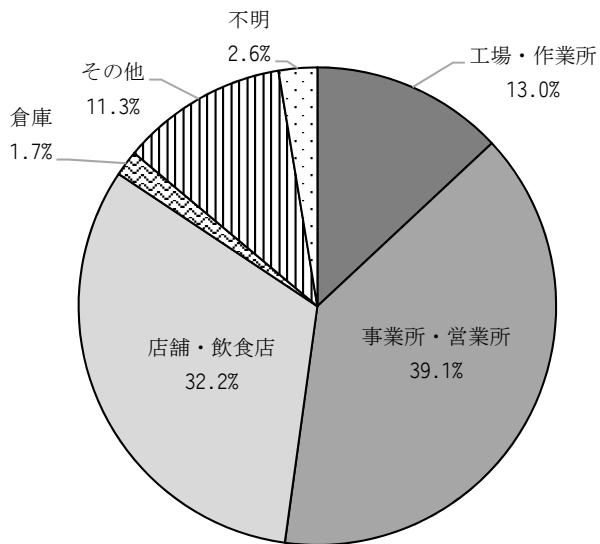
【従業員数】



【事業年数】



【事業形態】

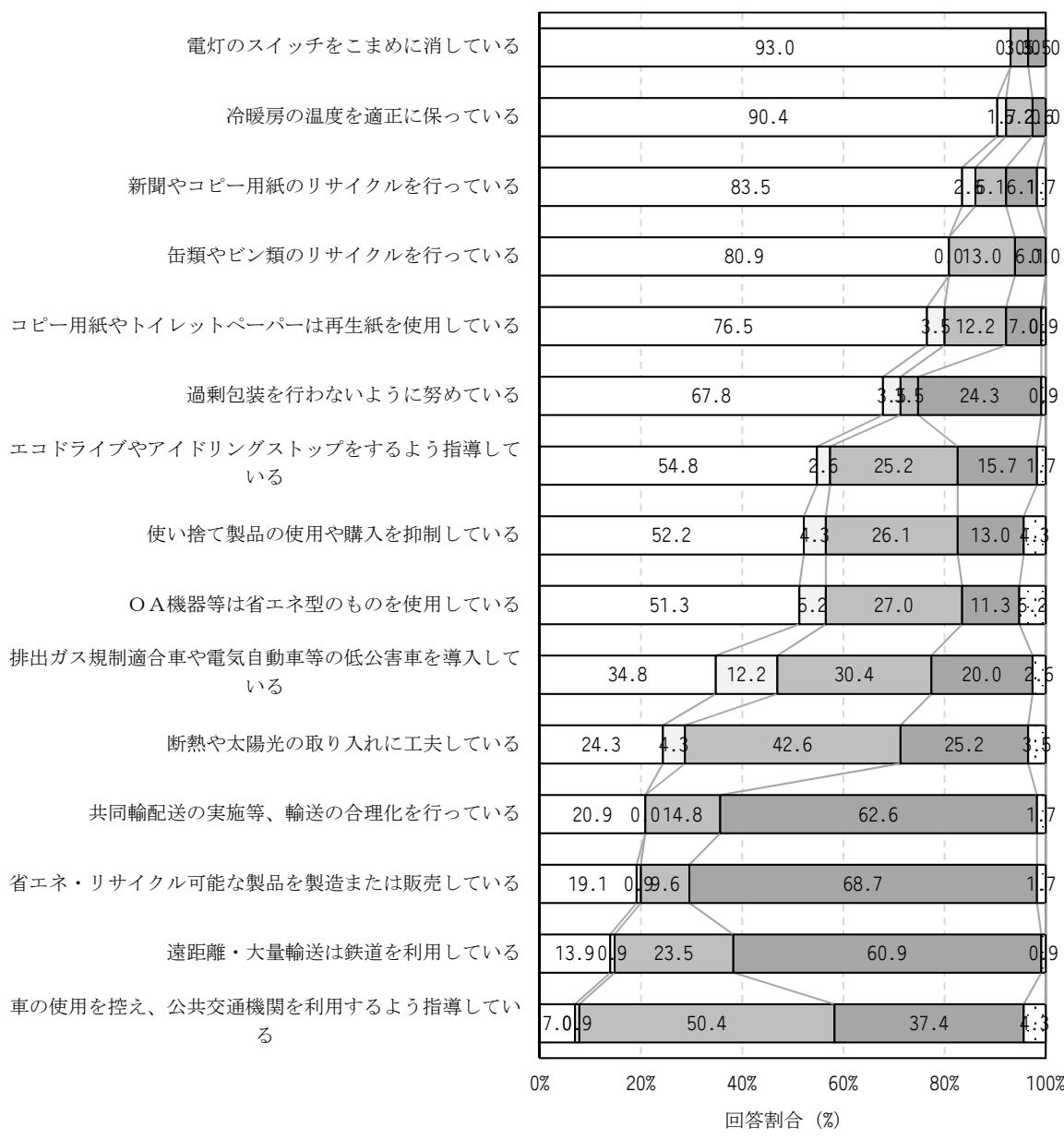


(2) 集計結果

問1. 《省エネ・リサイクル等に関する行動について》

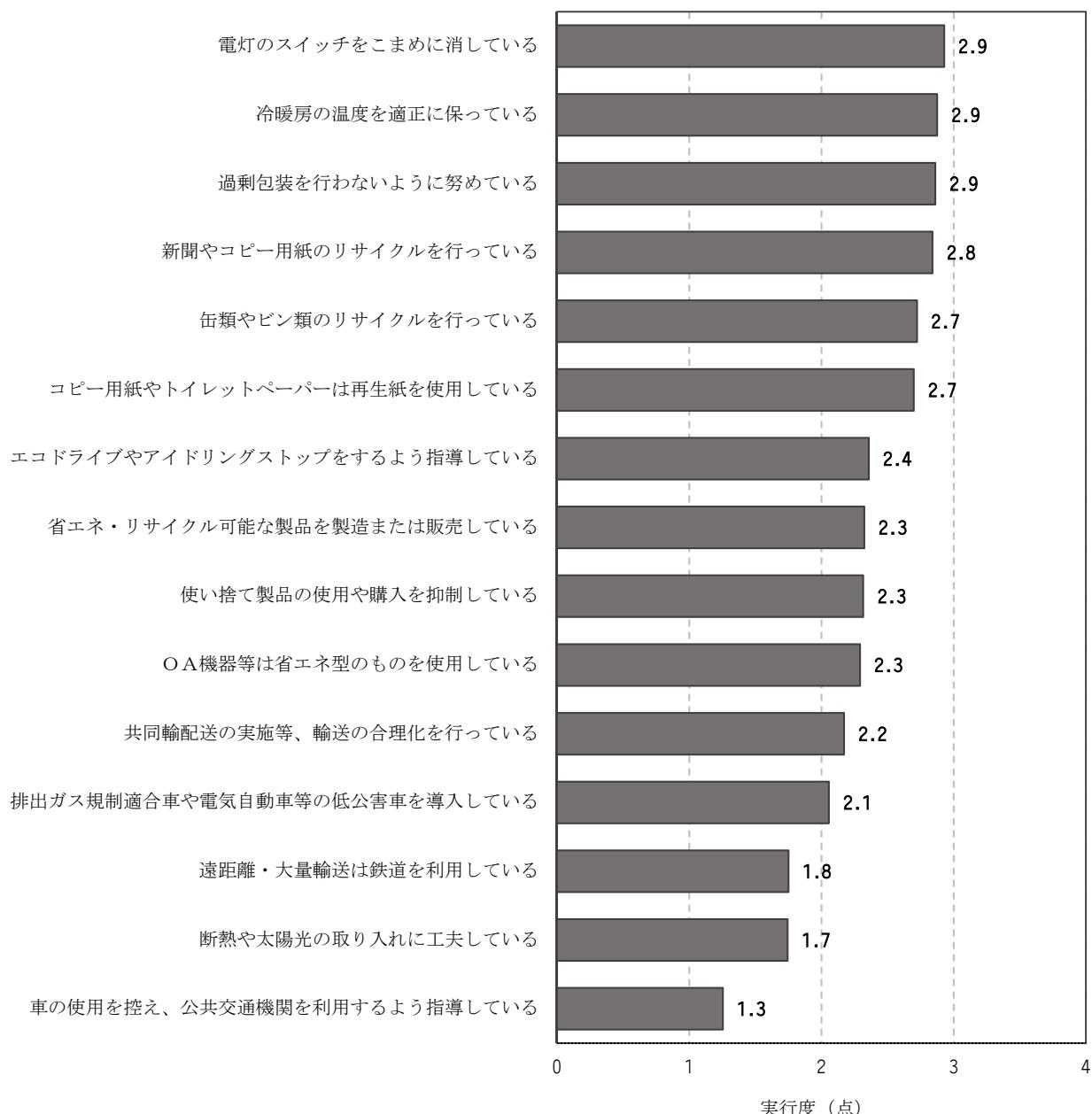
よりよい環境づくりのためには、企業・事業者の参加・協力が必要不可欠です。貴事業所が現在行っている省エネ・リサイクル等に関する行動について、項目ごとそれぞれあてはまる番号に○をつけてください。

- 「実行している」が最も多いのは、「電灯のスイッチをこまめに消している」で 93.0%、次いで「冷暖房の温度を適正に保っている」が 90.4%、「新聞やコピー用紙のリサイクルを行っている」が 83.5%でした。



「実行している」 = 3 点、「今後 5 年以内に取り組む予定」 = 2 点、「現在予定していない」 = 1 点として、各項目の取組み度合いを得点化し、「実行度」として算出しました。

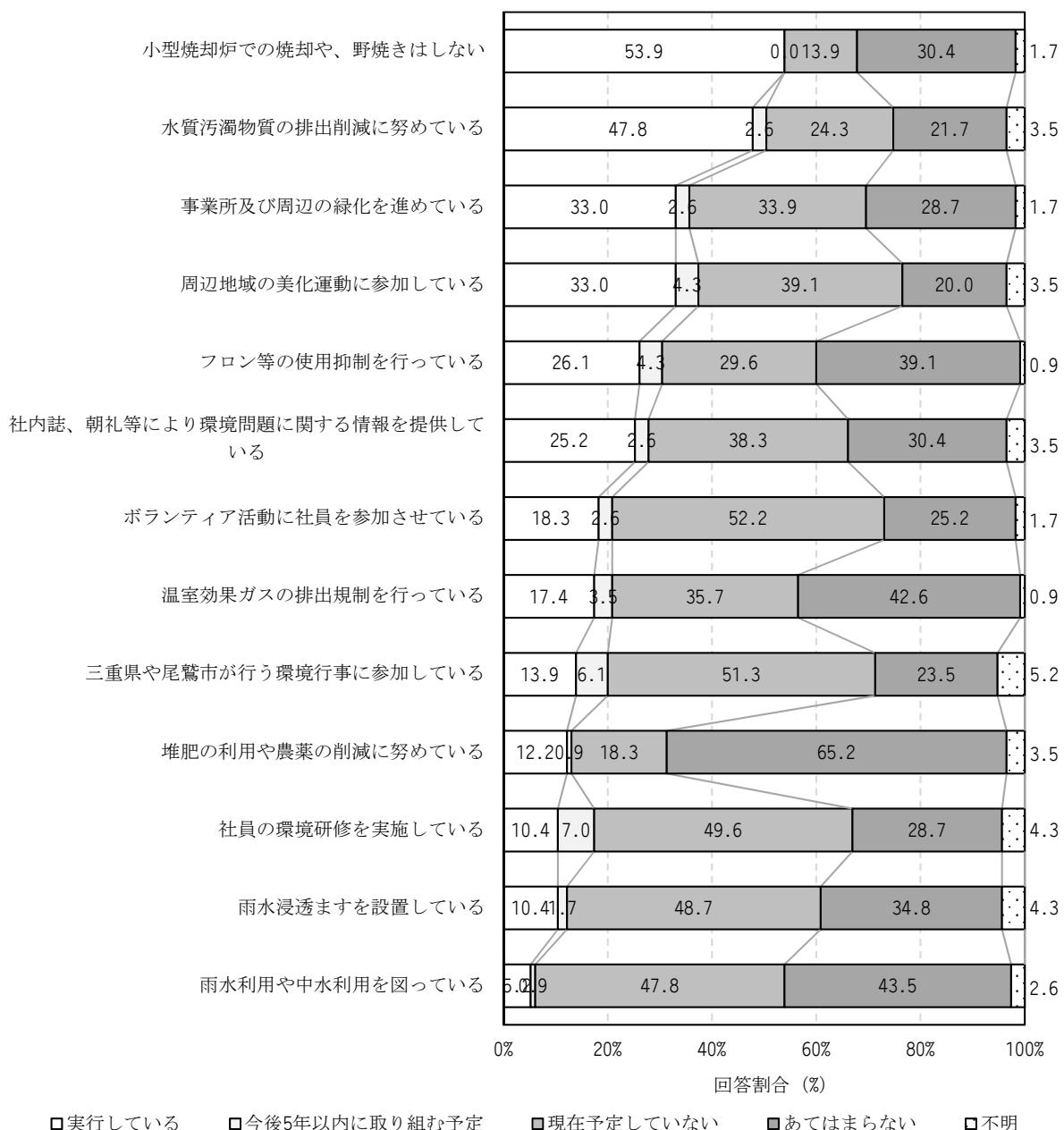
- ・実行度が最も高いのは、「電灯のスイッチをこまめに消している」、「冷暖房の温度を適正に保っている」、「過剰包装を行わないように努めている」でいずれも 2.9 点でした。
- ・実行度が最も低いのは、「車の使用を控え、公共交通機関を利用するよう指導している」で 1.3 点、次いで「断熱や太陽光の取り入れに工夫している」が 1.7 点、「遠距離・大量輸送は鉄道を利用している」が 1.8 点でした。



問2. 《社員教育・地球環境問題に関する行動について》

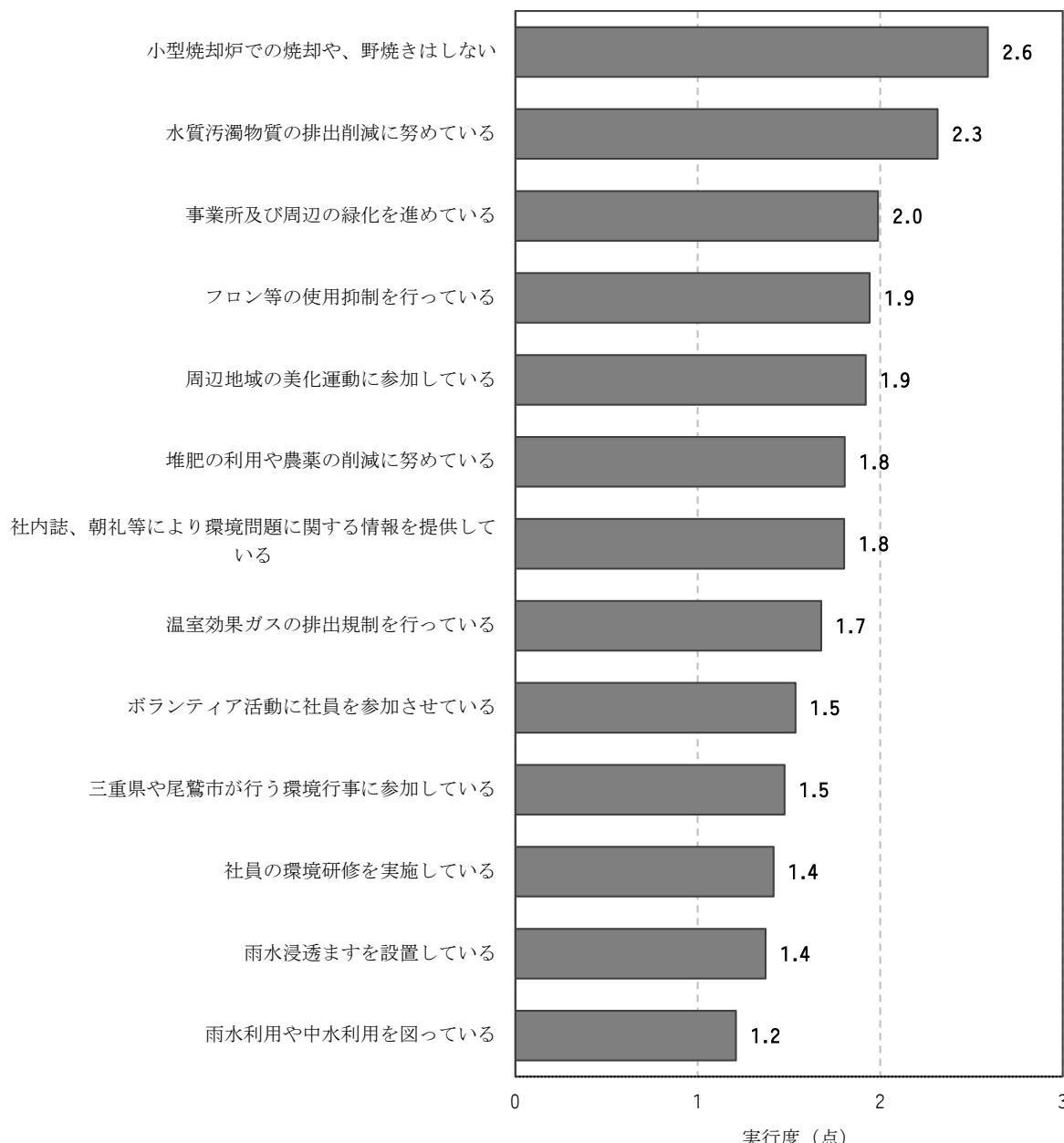
貴事業所が現在行っている社員教育や地球環境問題等に関する行動について、項目ごとそれぞれあてはまる番号に○をつけてください。

- 「実行している」が最も多いのは、「小型焼却炉での焼却や、野焼きはしない」で53.9%、次いで「水質汚濁物質の排出削減に努めている」が47.8%、「周辺地域の美化運動に参加している」、「事業所及び周辺の緑化を進めている」がいずれも33.0%でした。



「実行している」=3点、「今後5年以内に取り組む予定」=2点、「現在予定していない」=1点として、各項目の取組み度合いを得点化し、「実行度」として算出しました。

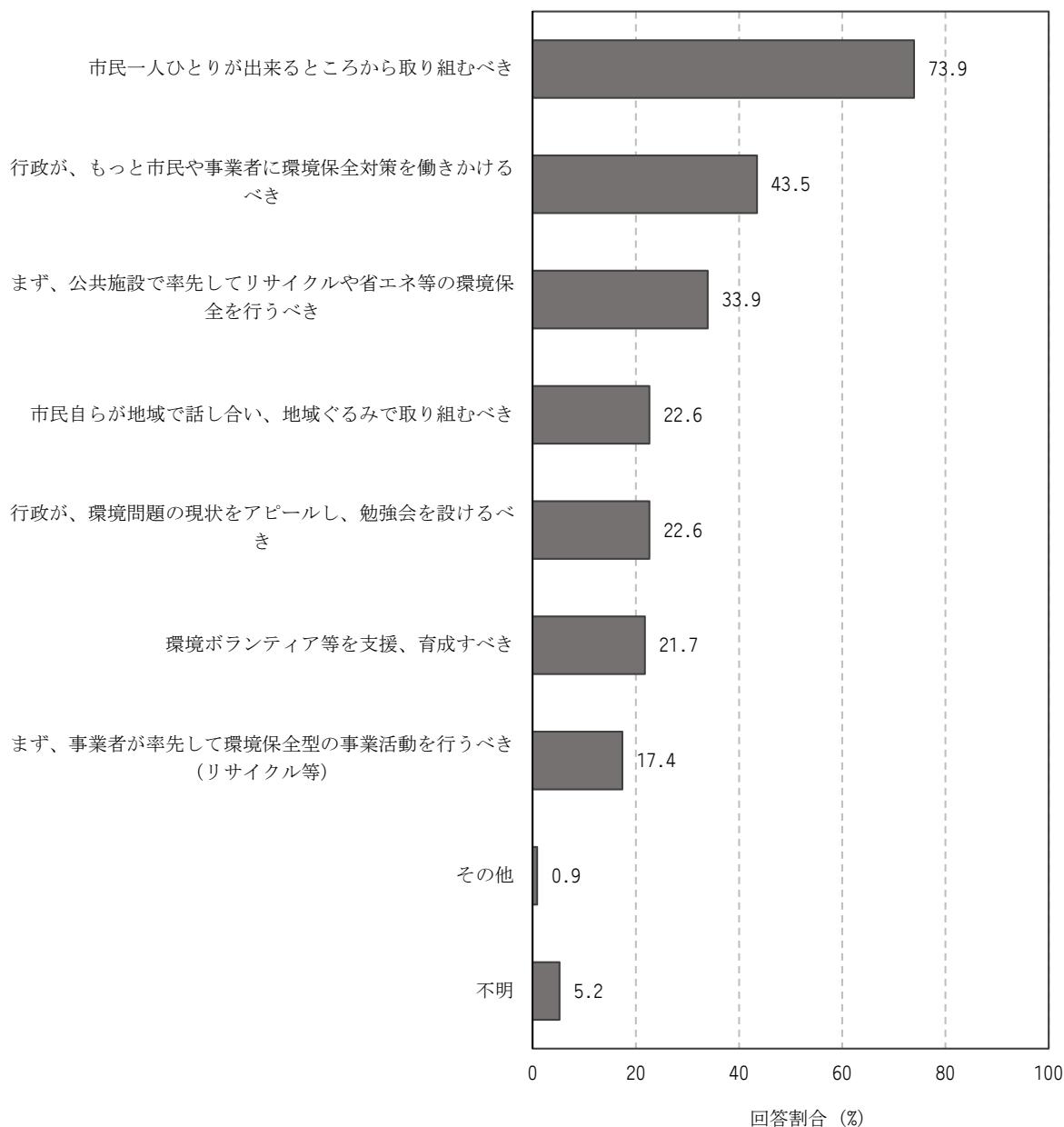
- ・実行度が最も高いのは、「小型焼却炉での焼却や、野焼きはしない」で2.6点、次いで「水質汚濁物質の排出削減に努めている」が2.3点、「事業所及び周辺の緑化を進めている」が2.0点でした。
- ・実行度が最も低いのは、「雨水利用や中水利用を図っている」で1.2点、次いで「雨水浸透ますを設置している」、「社員の環境研修を実施している」がいずれも1.4点でした。



問3.《環境保全活動への参加について》

今日のさまざまな環境問題は、行政や市民、事業者が協力して取り組まなければならぬものです。貴事業所では、環境保全を推進するために何が重要と思いますか。次の1～8の中からあてはまるものを3つまで選び、その番号に○をつけてください。

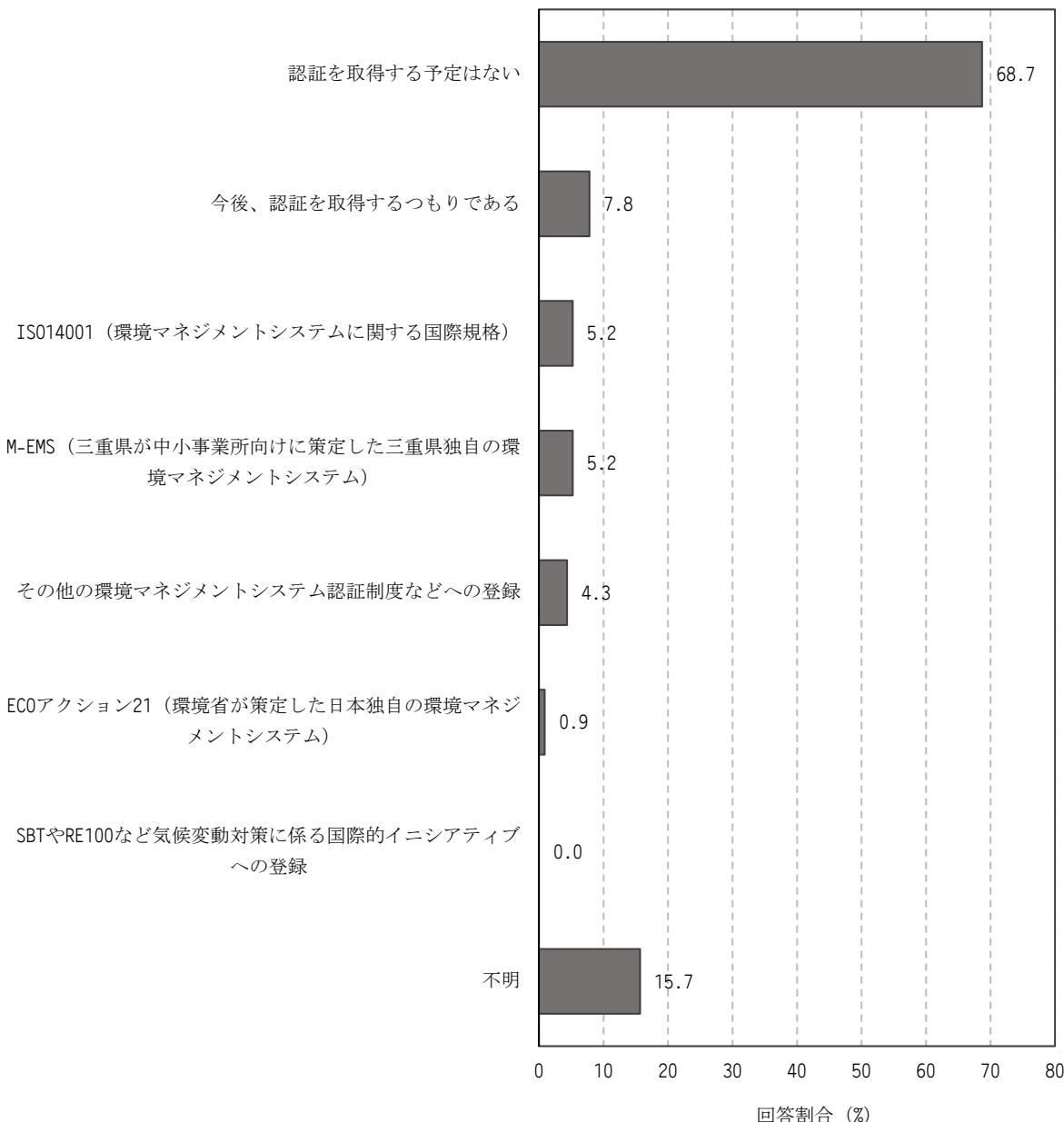
- 「市民一人ひとりが出来るところから取り組むべき」が73.9%で最も多く、次いで「行政が、もっと市民や事業者に環境保全対策を働きかけるべき」が43.5%、「まず、公共施設で率先してリサイクルや省エネ等の環境保全を行うべき」が33.9%でした。



問4. 《環境マネジメントシステムなどへの取組について》

貴事業所では環境管理のための制度（環境マネジメントシステムや気候変動対策に係る国際的イニシアティブ）への取り組みを実施していますか。次の1～7の中からあてはまるものをすべて選び、その番号に○をつけてください。

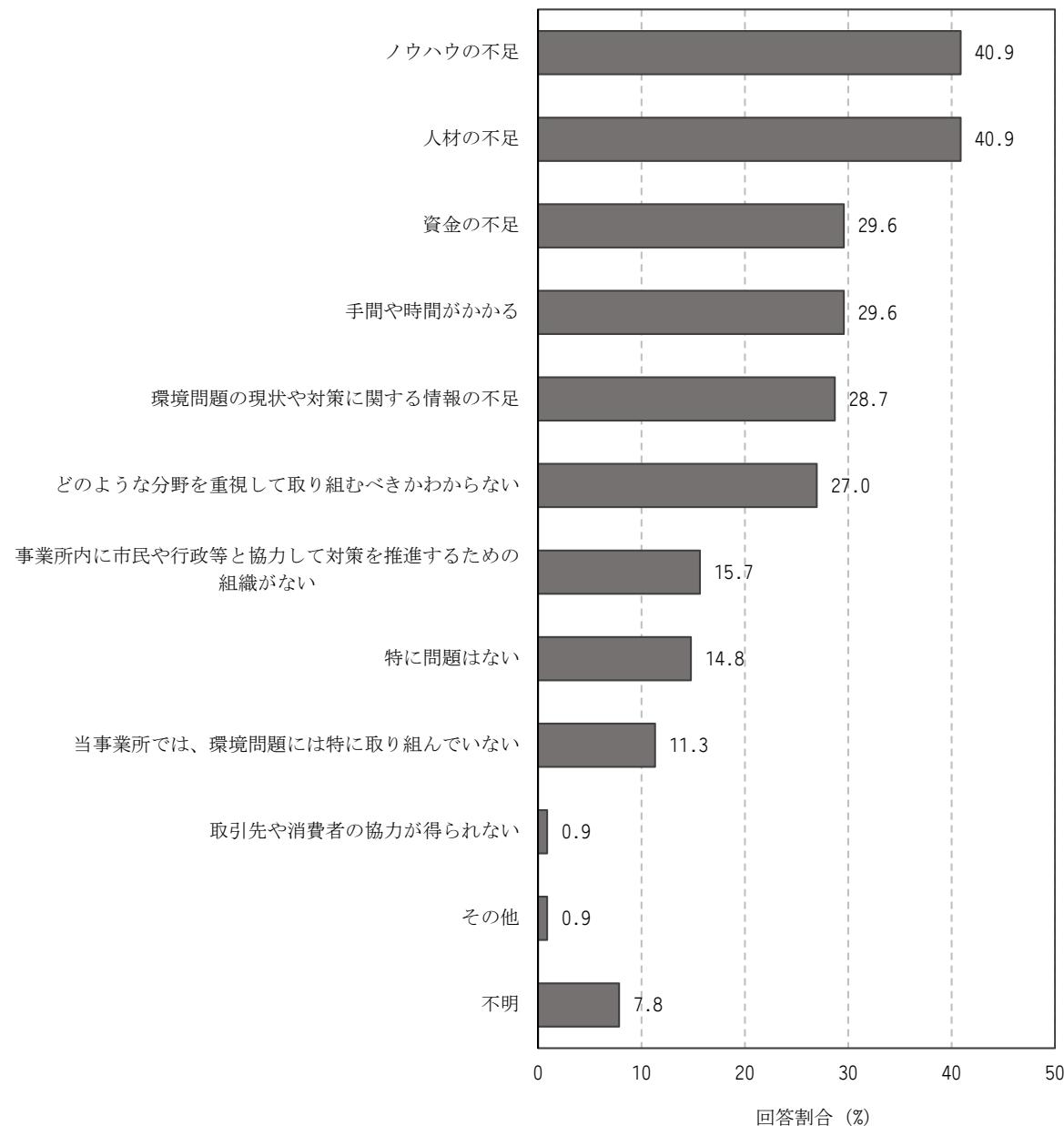
- 「認証を取得する予定はない」が68.7%で最も多く、次いで「今後、認証を取得するつもりである」が7.8%、「ISO14001」、「M-EMS」がいずれも5.2%でした。



問5.《環境問題への取組を進める上で問題について》

貴事業所が環境問題への取組を進める上で、問題となっているのはどのようなことですか。次の1~11の中からあてはまるものをすべて選び、その番号に○をつけてください。

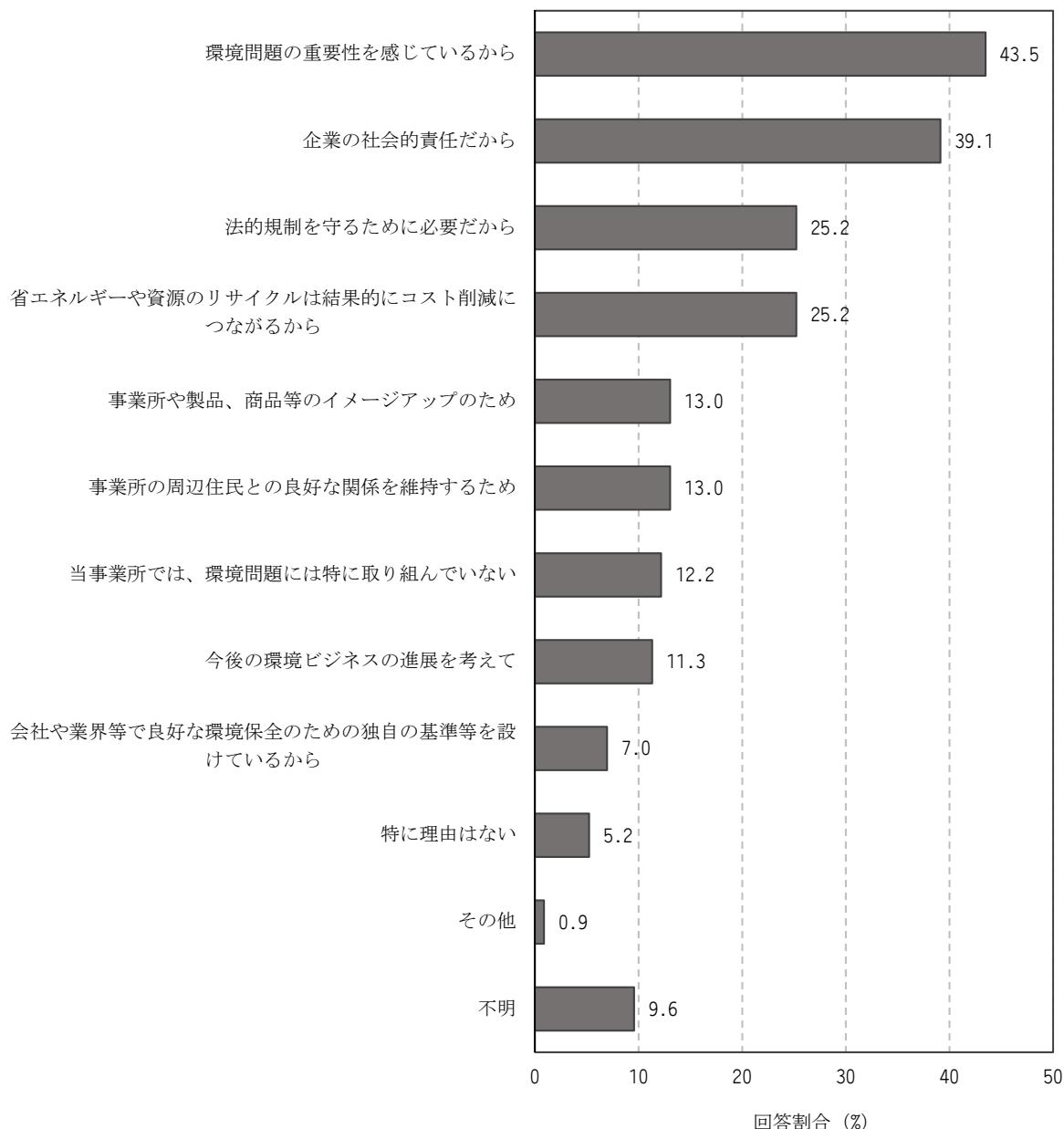
- ・「ノウハウの不足」、「人材の不足」がいずれも40.9%で最も多く、次いで「資金の不足」「手間や時間がかかる」がいずれも29.6%でした。



問6. 《環境保全に取り組む理由について》

貴事業所が環境保全に取り組む場合、その理由は何ですか。次の1~11の中からあてはまるものをすべて選び、その番号に○をつけてください。

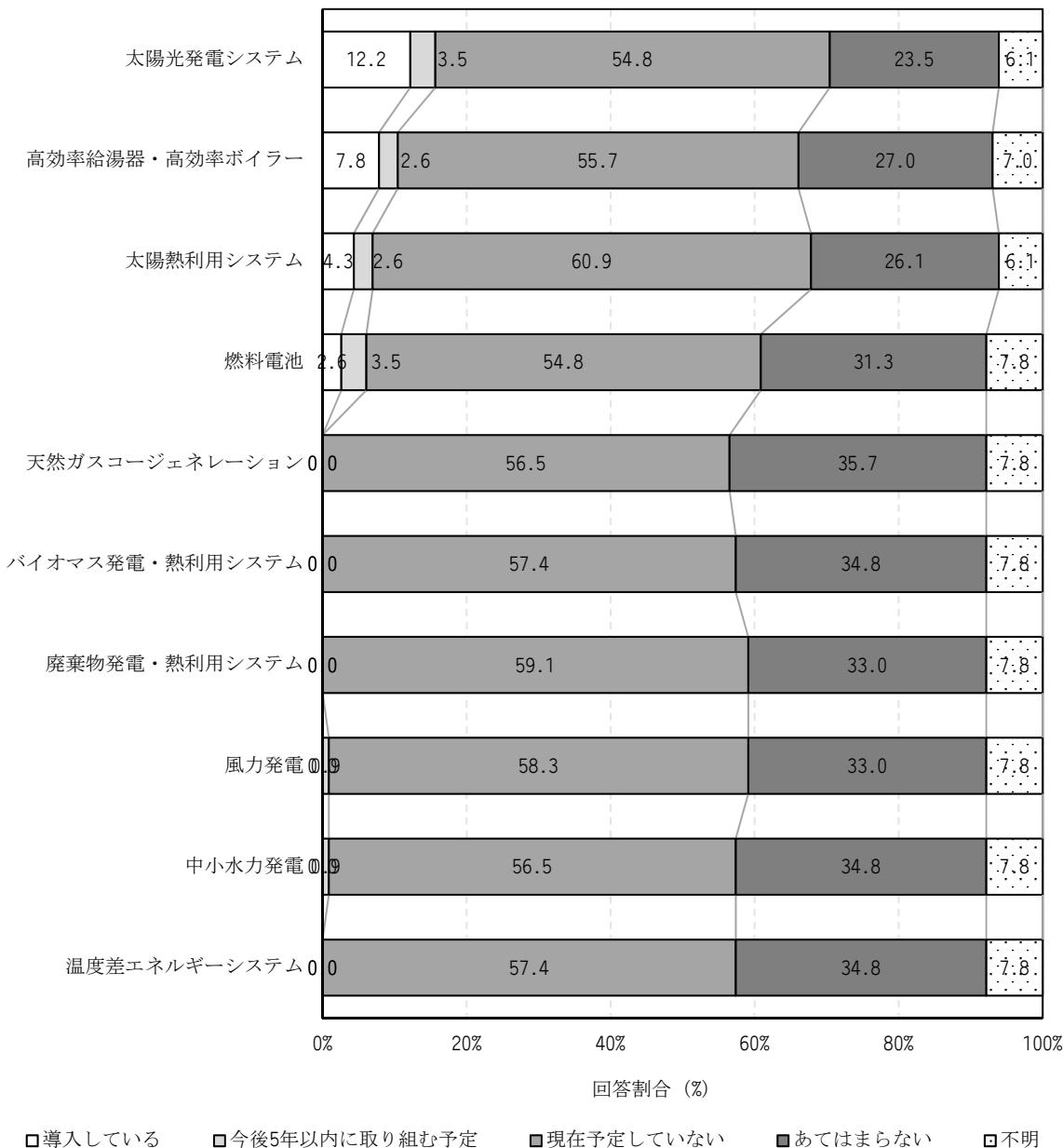
- 「環境問題の重要性を感じているから」が43.5%で最も多く、次いで「企業の社会的責任だから」が39.1%、「法的規制を守るために必要だから」、「省エネルギーや資源のリサイクルは結果的にコスト削減につながるから」がいずれも25.2%でした。



問7.《新エネルギー等の導入について》

地球温暖化やエネルギー問題への関心が高まっていますが、貴事業所で導入している新エネルギー等はありますか。項目ごとそれぞれあてはまる番号に○をつけてください。

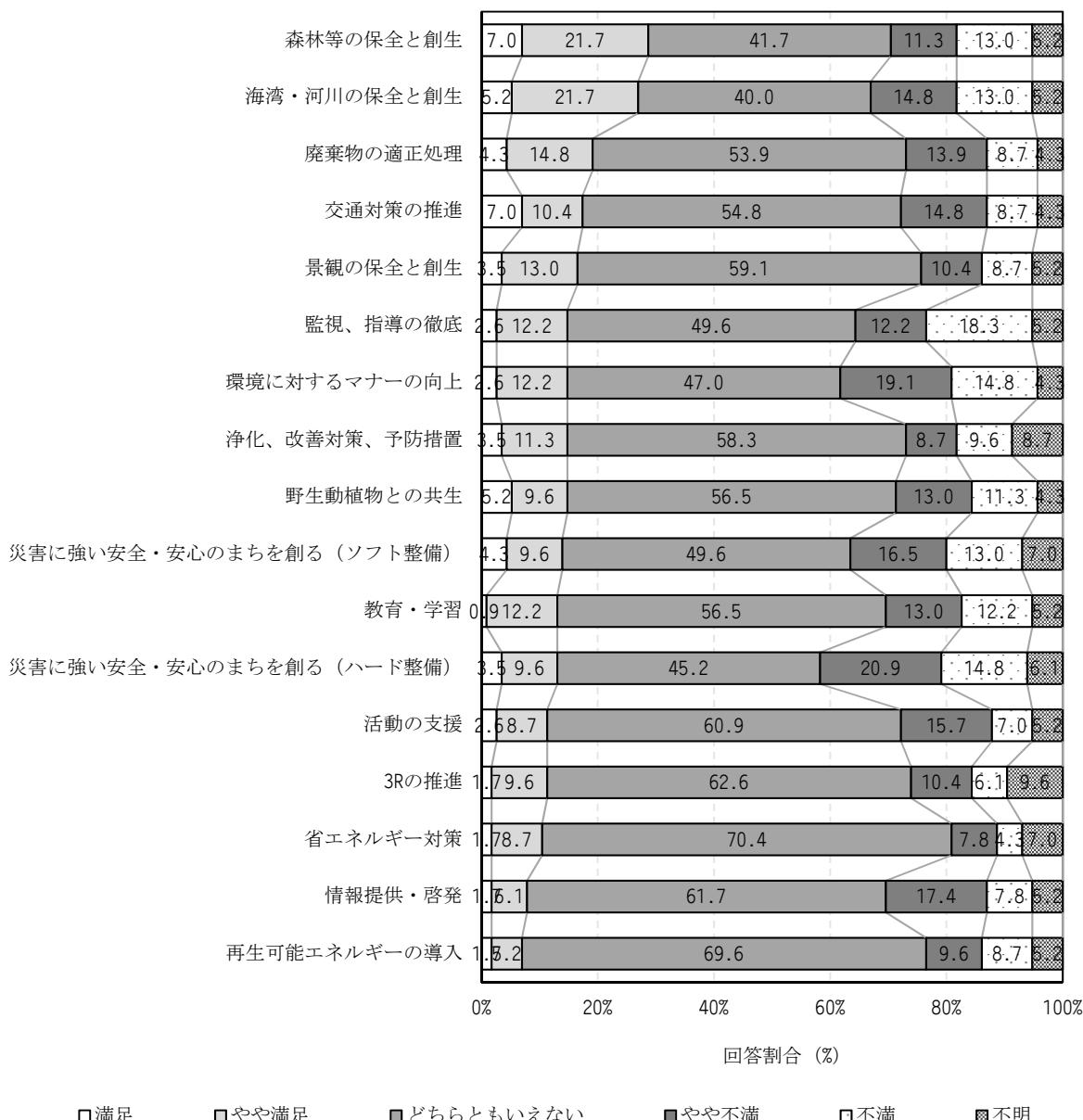
- 「導入している」が最も多いのは、「太陽光発電システム」で12.2%、次いで「高効率給湯器・高効率ボイラー」が7.8%、「太陽熱利用システム」が4.3%でした。



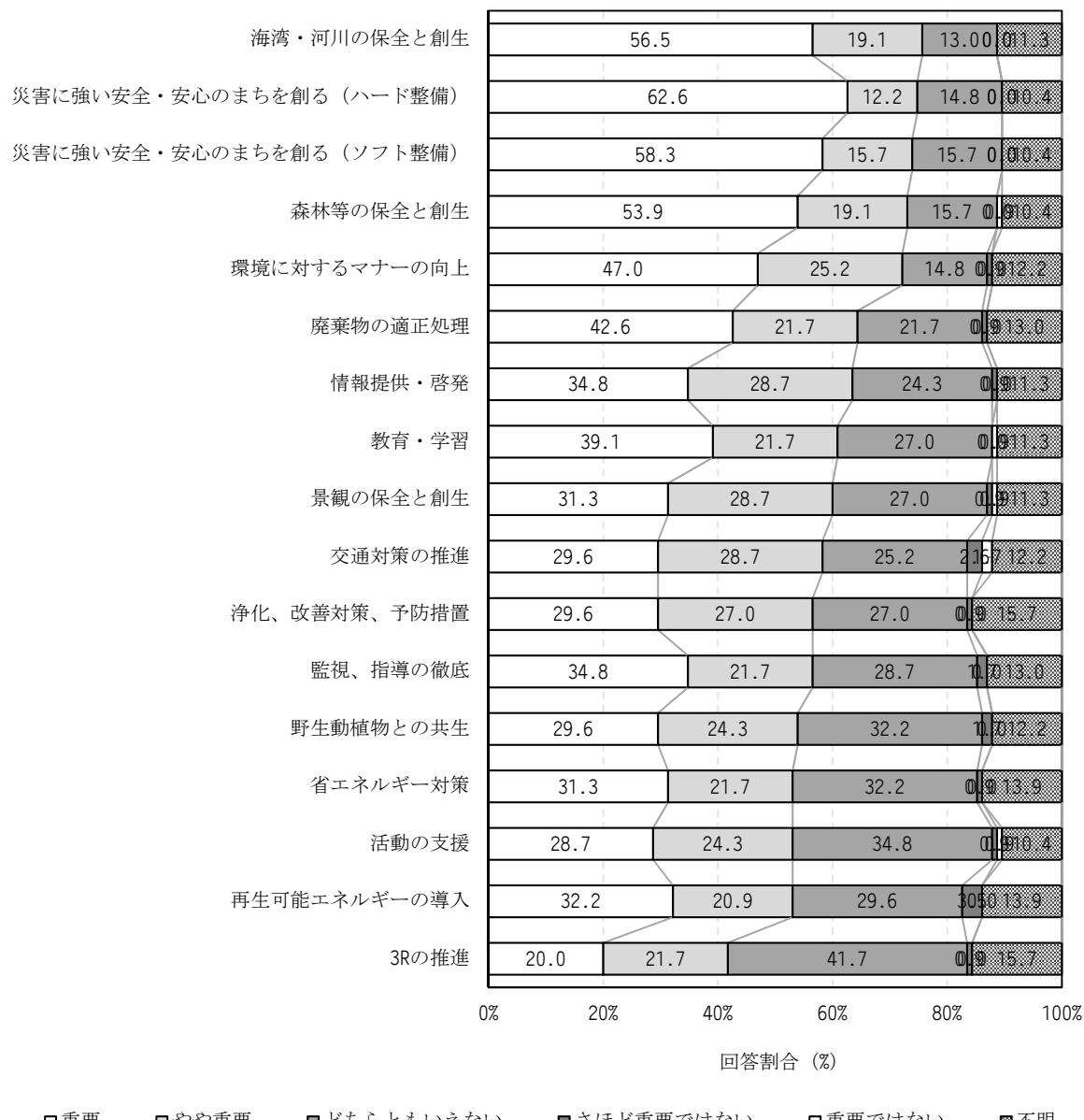
問8. 《尾鷲市の現在の環境目標の取り組みに対する満足度、重要度について》

現尾鷲市環境基本計画では、以下の項目について取り組んでいます。これらの取り組みについて、どの程度満足されていますか。また、どれが重要だとお考えですか。以下の各項目についてお考えに最も近いものを満足度、重要度それぞれ右の1～5のあてはまる番号に○をつけてください。

- ・「満足・やや満足」が最も多いのは「森林等の保全と創生」で28.7%、次いで「海湾・河川の保全と創生」が26.9%、「廃棄物の適正処理」が19.1%でした。
- ・「不満・やや不満」が最も多いのは「災害に強い安全・安心のまちを創る（ハード整備）」で35.7%、次いで「環境に対するマナーの向上」が33.9%、「監視、指導の徹底」が30.5%でした。

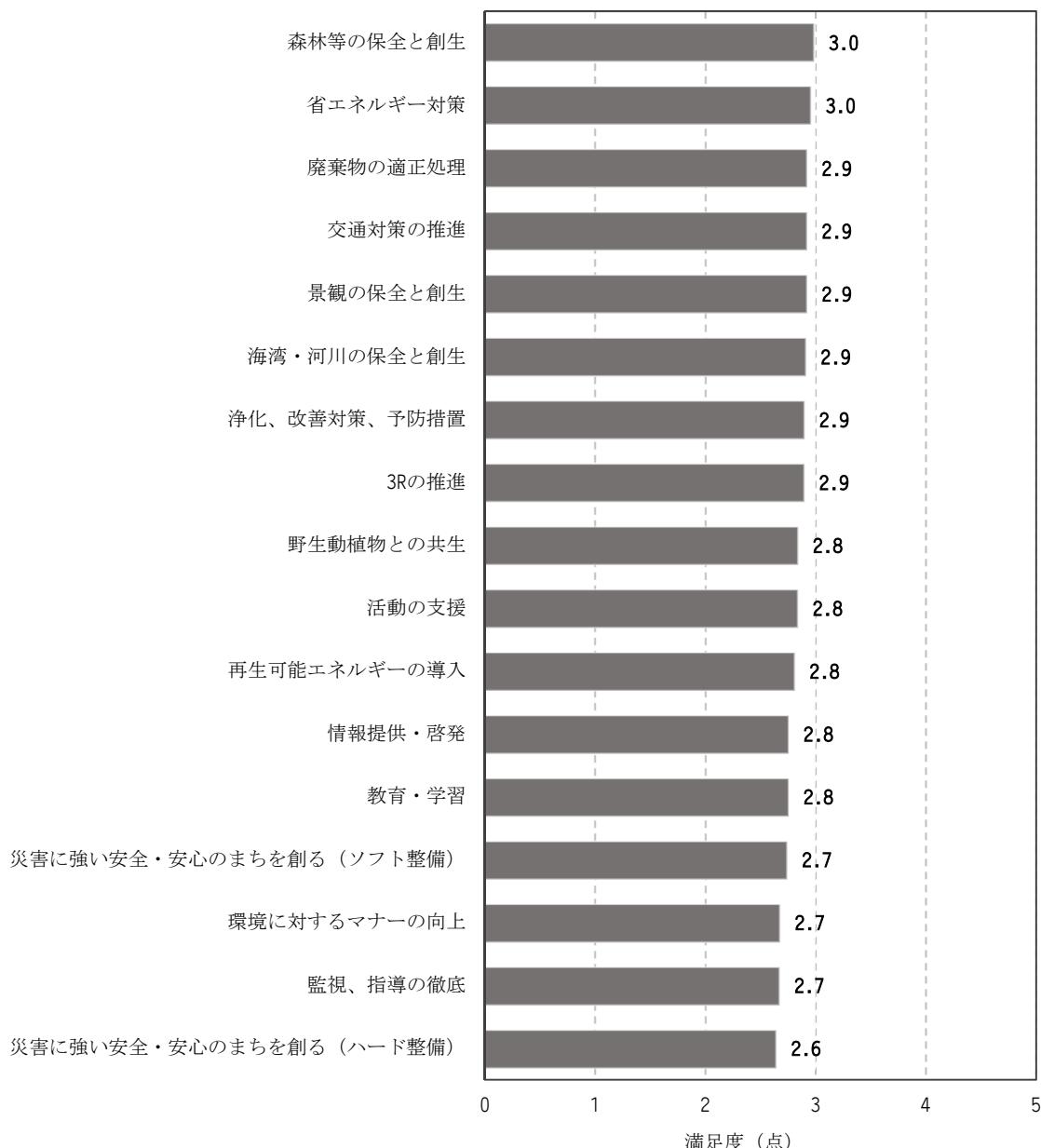


- 「重要・やや重要」が最も多いのは「海湾・河川の保全と創生」で 75.7%、次いで「災害に強い安全・安心のまちを創る（ハード整備）」が 74.8%、「災害に強い安全・安心のまちを創る（ソフト整備）」が 73.0%でした。

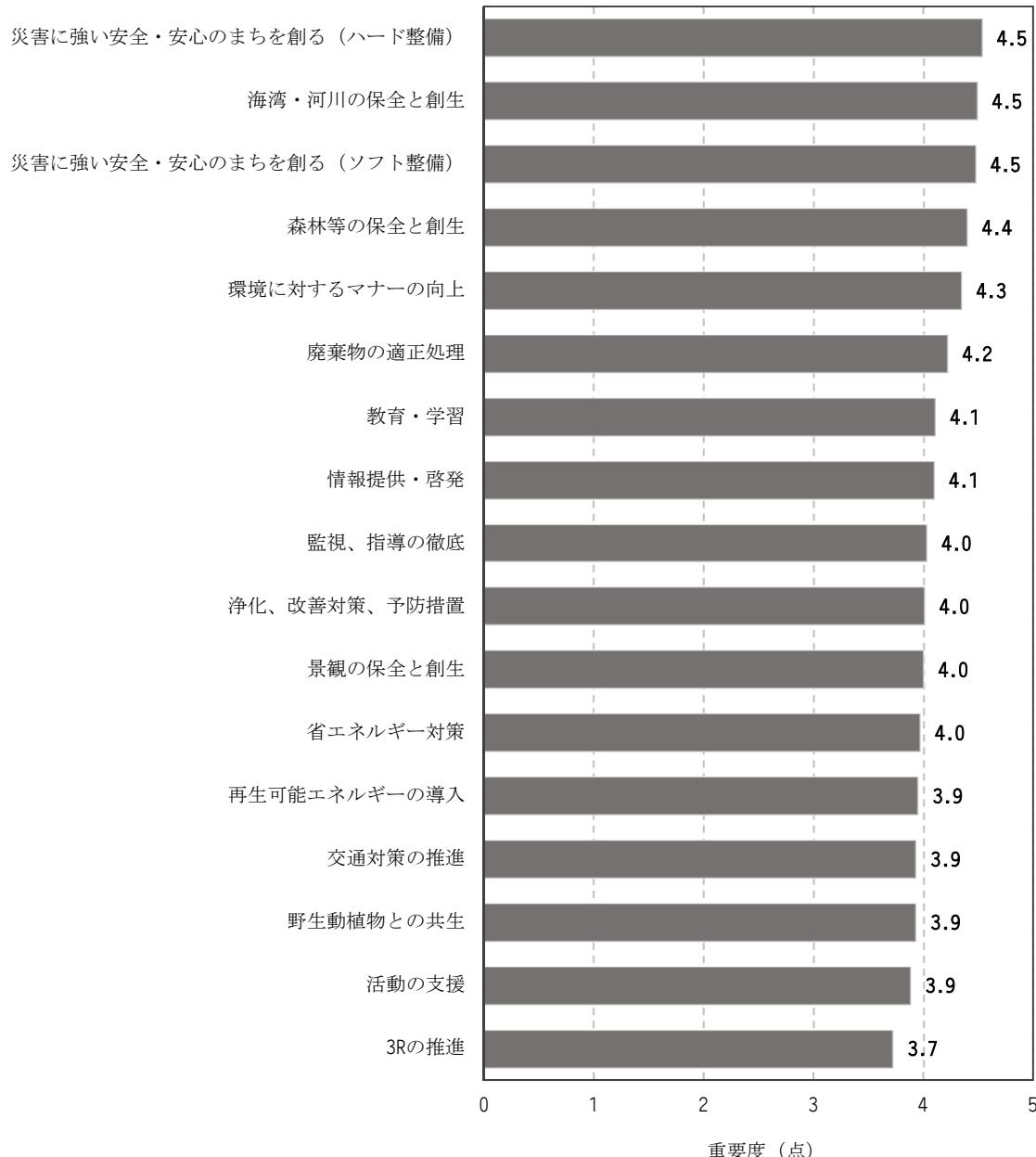


「満足・重要」=5点、「やや満足・やや重要」=4点、「どちらともいえない」=3点、「やや不満・さほど重要ではない」=2点、「不満・重要ではない」=1点として、各項目の度合いを得点化し、「満足度・重要度」として算出しました。

- ・満足度が高いのは「森林等の保全と創生」、「省エネルギー対策」で3.0点、「廃棄物の適正処理」、「交通対策の推進」、「景観の保全と創生」、「海湾・河川の保全と創生」、「浄化、改善対策、予防措置」、「3Rの推進」がいずれも2.9点でした。
- ・満足度が低いのは「災害に強い安全・安心のまちを創る（ハード整備）」で2.6点、「監視、指導の徹底」、「環境に対するマナーの向上」、「災害に強い安全・安心のまちを創る（ソフト整備）」がいずれも2.7点でした。

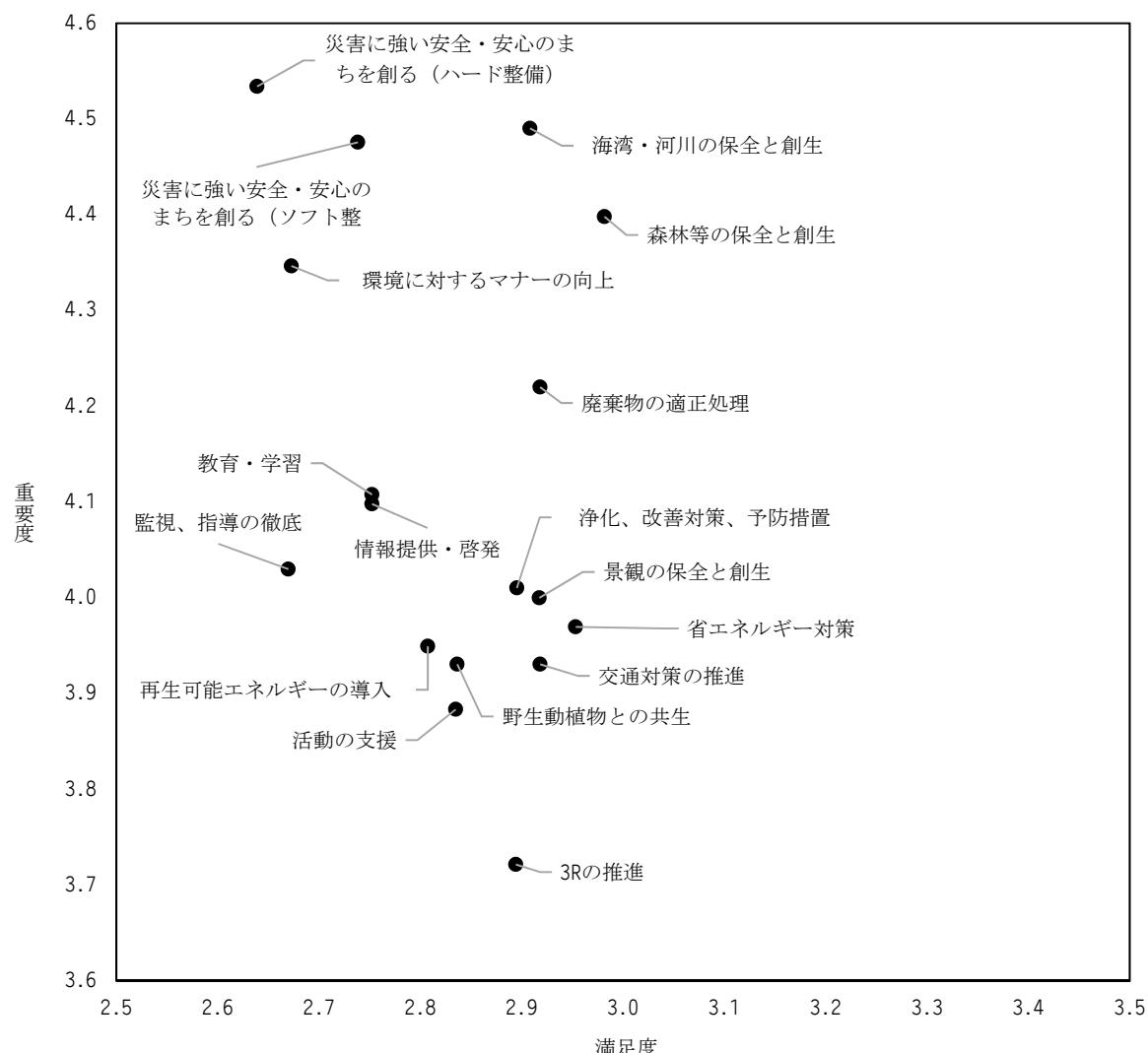


- ・重要度が高いのは「災害に強い安全・安心のまちを創る（ハード整備）」、「海湾・河川の保全と創生」、「災害に強い安全・安心のまちを創る（ソフト整備）」がいずれも4.5点でした。
- ・重要度が低いのは「3Rの推進」で3.7点、「活動の支援」、「野生動植物との共生」、「交通対策の推進」、「再生可能エネルギーの導入」がいずれも3.9点でした。



満足度と重要度を比較しました。

- ・全体的に満足度が低い結果となっています。
- ・重要度が高く、比較的満足度が高いものは「森林等の保全と創生」、「海湾・河川の保全と創生」でした。
- ・重要度が高く、満足度が低いものは、「災害に強い安全・安心のまちを創る（ハード整備）」、「災害に強い安全・安心のまちを創る（ソフト整備）」、「環境に対するマナーの向上」等でした。

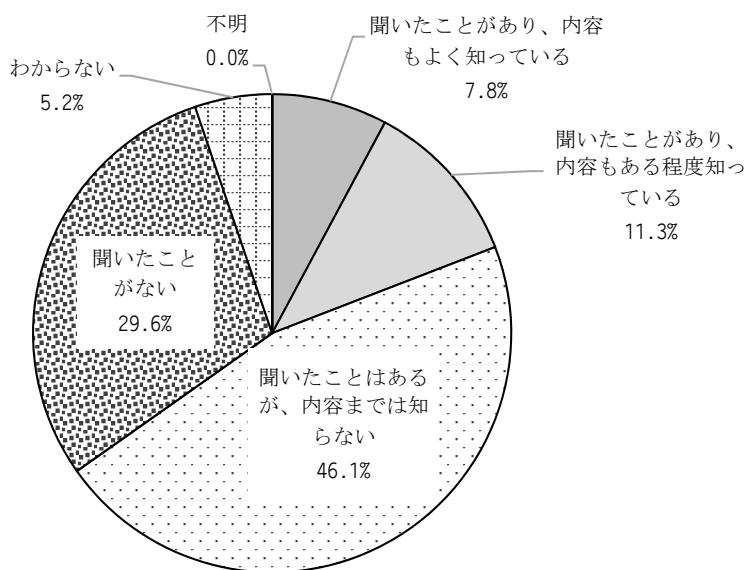


問9.《尾鷲市の脱炭素社会実現に向けた取組みについて》

尾鷲市は今年（令和4年）3月1日、2050年の温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

貴事業所は、尾鷲市が「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」を表明して気候変動対策を推進していることを知っていましたか。次の1～5の中からあてはまるものを1つ選び、その番号に○をつけてください。

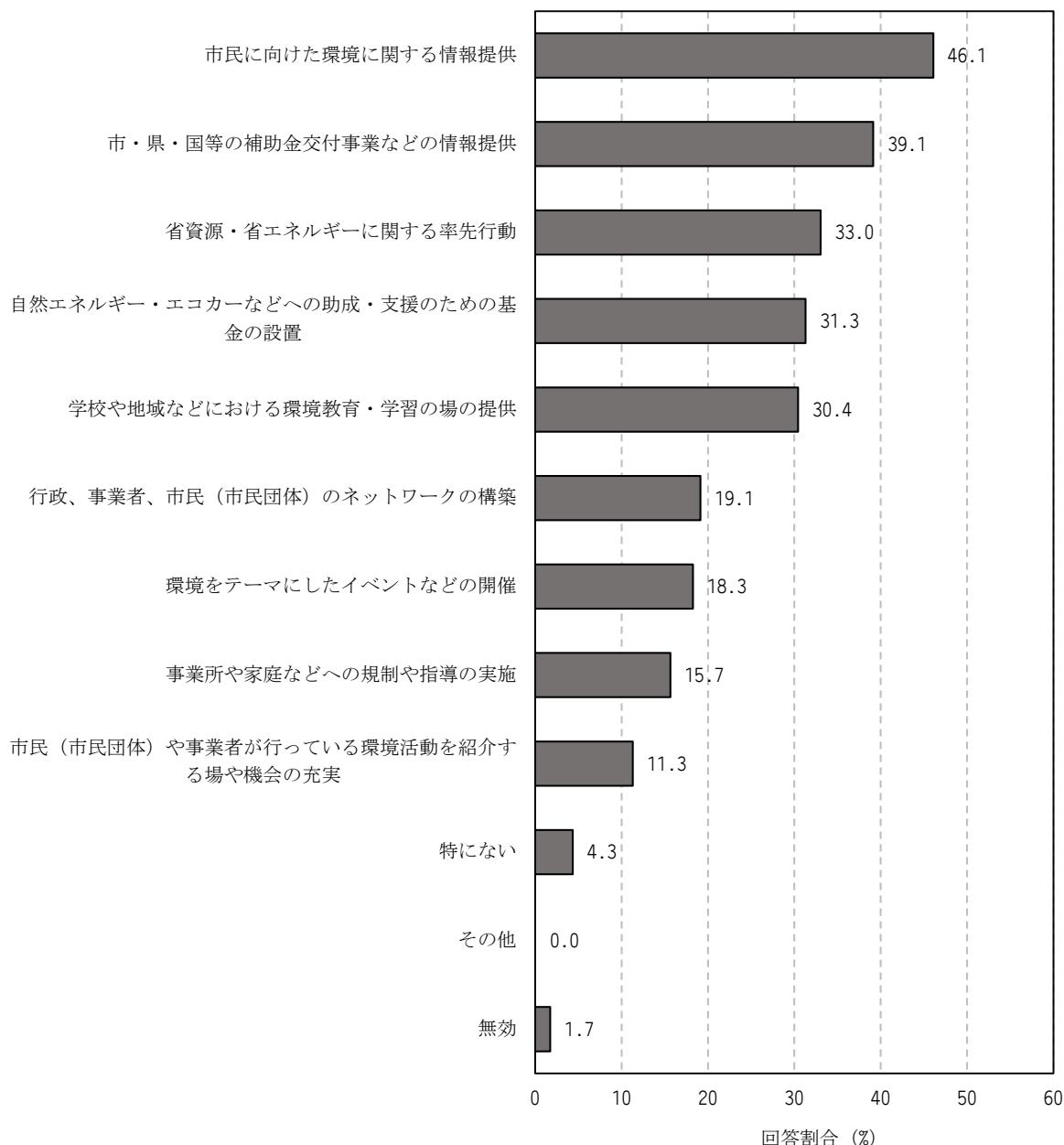
- ・「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が46.1%で最も多く、次いで「聞いたことがない」が29.6%、「聞いたことがあります、内容もある程度知っている」が11.3%でした。



問10.《行政への要望について》

尾鷲市をより良い環境にするためには、行政（尾鷲市）はどのようなことをする必要があると考えますか。優先して行うべきだと思うものを、次の1~11の中から3つまで選び、その番号に○をつけてください。

- 「市民に向けた環境に関する情報提供」が46.1%で最も多く、次いで「市・県・国等の補助金交付事業などの情報提供」が39.1%、「省資源・省エネルギーに関する率先行動」が33.0%でした。

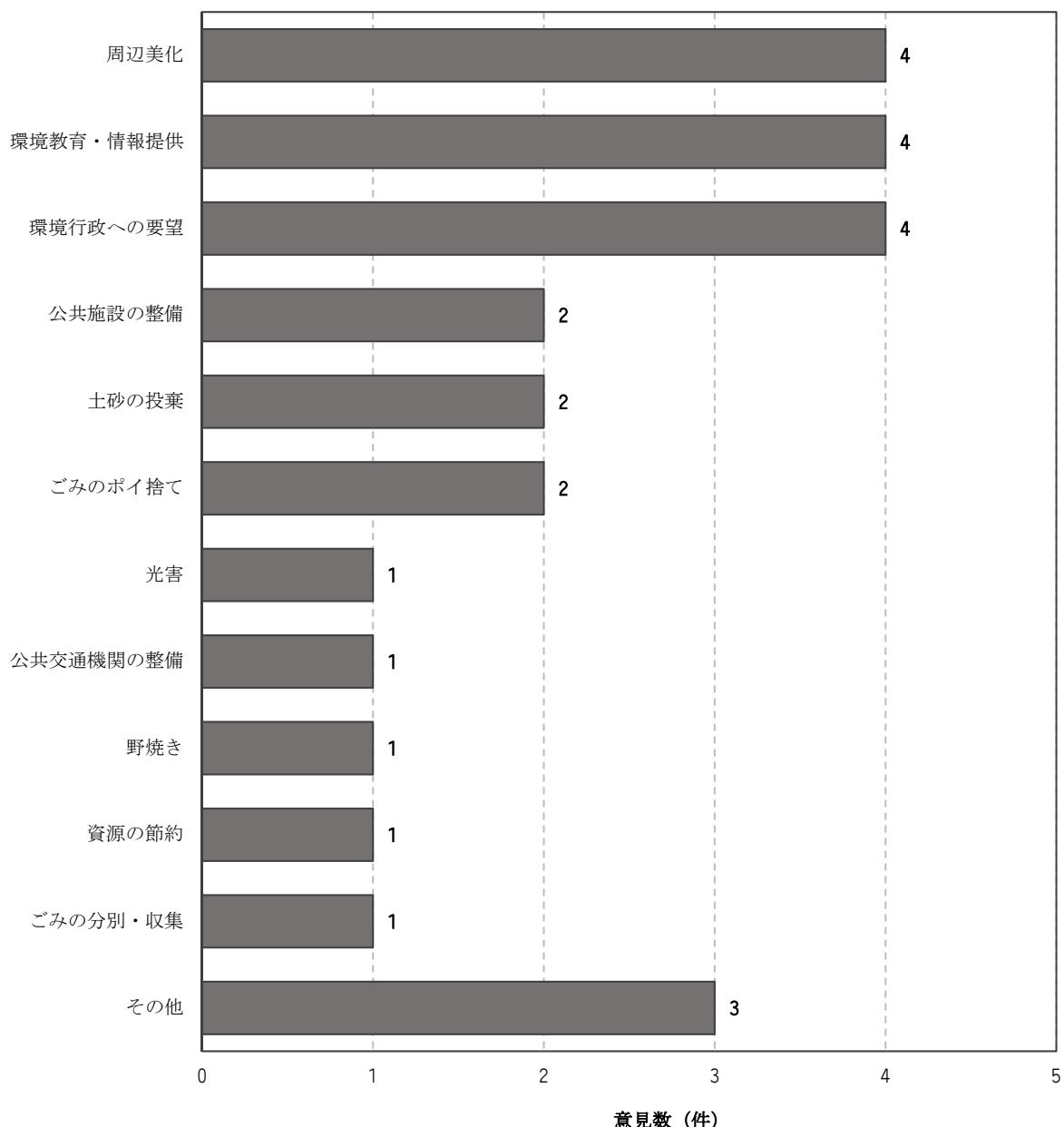


問11. 《市に対するご意見等》

尾鷲市の環境について市に対するご意見、ご要望があれば何でも結構ですからご記入ください。また、貴事業所（またはご回答者様）の環境保全のためのアイデアや課題と考えられることについてもお聞かせください。

26件の意見を頂きました。

- ・「周辺美化」、「環境教育や啓発」、「環境行政への要望」に関する意見が多くありました。



【用語集】

【英数字】

- 3R
廃棄物の発生抑制 (Reduce) 、再使用 (Reuse) 、再生利用 (Recycle) の、資源循環において重要な取組みである3つのRを指す単語。
- AI
「Artificial Intelligence」（人工知能）の略称であり、人が実現するさまざまな知覚や知性を人工的に再現する技術。
- IoT
「Internet of Things」の略。従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ（センサー機器、駆動装置、住宅・建物、車、家電製品、電子機器など）が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組み。
- J-クレジット
省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。
- MaaS
「Mobility as a Service」の略。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となる。
- PRTR制度
PRTRとは「Pollutant Release and Transfer Register」の略。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境(大気、水、土壤)へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度で、2001年度から開始された。
- SDGs
2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。
- Society5.0
狩猟社会 (Society1.0) 、農耕社会 (Society2.0) 、工業社会 (Society3.0) 、情報社会 (Society4.0) に続く、新たな社会を指すもので、2016年1月閣議決定の「第5期科学技術基本計画」において、わが国が目指す未来社会の姿として提唱された。

【あ行】

- エネルギー起源CO₂
燃料の燃焼で発生・排出されるエネルギー起源の二酸化炭素。わが国の温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス)排出量のうち約85%がエネルギー起源CO₂である。

<ul style="list-style-type: none"> ● おわせSEAモデル構想 尾鷲市、尾鷲商工会議所および中部電力が、尾鷲三田火力発電所の跡地を「新たなエネルギー」と「豊かな自然の力」で、産業、観光、市民サービスを融合した拠点として、人々が集い活気あふれる「ふるさと尾鷲」を目指した構想。 ● 尾鷲みどりの基金事業 森林の持つ公益的機能を保持しつつ、地域林業の振興を図るため、尾鷲みどりの基金を活用し、森林組合おわせが行う林業振興事業、林道の改良・維持管理に繋がる事業に要する経費に対し、基金の範囲内で支援する事業。 ● 温度差エネルギー 年間を通じて温度変化の少ない河川水や海水、地下水、中・下水等と外気との温度差や大気中の温度差を利用してヒートポンプの原理等により、冷暖房、給湯等を行う技術であり、未利用エネルギーと呼ばれるもの一つ。 <p>【か行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海岸清掃事業 台風や異常気象等により打ち上げられた流木・塵芥及び海上浮遊物等を除去処理することにより、快適な港湾空間の形成が図られることを目的とした事業。 ● カーボンニュートラル 2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする“カーボンニュートラル”を目指すことを宣言。実質ゼロとは、温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引き、合計を実質的にゼロにすることを意味する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境調査対策事業 採石事業者と賀田区の間で締結した合意書に基づく定例会議の資料とするため、降下ばいじんと騒音の測定を毎月実施している。 ● 環境保全対策資材購入費補助 各家庭の厨芥ごみや庭木の剪定枝、落葉等の排出量削減に向け、環境保全対策資材（生ごみ処理機他）を購入する場合、資材の種類に応じて支給される補助金。2016年4月1日より、補助金額の見直しと補助対象資材の追加が行われた。 <p>【さ行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物対策指針 地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定に資するとともに、自然災害による被害を軽減するための平時の備え、さらには災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、災害廃棄物対策を実施する際に参考となる必要事項をとりまとめたもの。 ● 再生可能エネルギー 太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスなど、枯渇の心配がない資源をエネルギー源として使用できるもの。 ● 循環経済（サーキュラーエコノミー） あらゆる経済活動において、製品やサービスの設計段階から廃棄物の発生や汚染を出さないようデザインするとともに、生産から利用の段階では製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持したまま循環させることで、資源投入量と廃棄物発生量を最小化する経済システム。
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ● 処理槽普及促進事業 合併処理処理槽の設置時の補助を行うことにより、市内の住宅における汲取り便槽や単独処理槽から合併処理処理槽への転換及び住宅新築時の合併処理槽設置の促進を図る事業。 ● 自立分散型エネルギー 各需要家に必要な電力を貢献する小型発電設備を分散配置し、系統電力と効率的に組み合わせたもの。平常時の効率的なエネルギー利用だけでなく、災害や事故などにより系統電力が使用できない停電時においても、分散型電源により安定的に電力を利用することができる。 ● 森林環境創造事業 公益的機能の低下が懸念される森林のうち、環境林としての位置づけを行った森林について、20年間の整備計画に基づいた所有者負担のない公的な森林整備(間伐)を行い、森林の持つ公益的機能を高める事業。 ● 水産多面的機能發揮対策事業 環境・生態系の維持・回復など漁業者等が行う水産業の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援し、水産業の再生・漁村の活性化を図る事業。 ● 生態系サービス 人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材などの「供給サービス」、気候の安定や水質浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や光合成等の「基盤サービス」等がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性 生物に関する多様性を示す概念で、人間などの動植物から菌類などの微生物まで、地球上に生息するすべての「いきもの」が支えあい、バランスを保っている状態。生態系の多様性、種の多様性、遺伝的多様性から構成される。 ● 生物多様性のための30by30アライアンス 2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャー・ポジティブ)というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。 ● ゼロカーボンシティ 2050年までに二酸化炭素(CO₂)の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨(脱炭素化)を、首長もしくは地方公共団体から公表された都道府県又は市町村。 <p>【た行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多自然型工法・多自然型護岸 多自然型工法とは、破壊された自然生態系の復元工法として欧州で誕生したコンセプト。多自然型工法により、従来のコンクリートブロックで固める護岸とは異なり、治水上の安全を確保しつつ植物の良好な育成環境に配慮した水と緑豊かな護岸が多自然型護岸。 ● 地域循環共生圏 各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方で、農山漁村も都市も活かす、わが国の構想。
---	--

<p>【な行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本農業遺産 社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となつた、わが国において重要な伝統的農林水産業を営む地域（農林水産業システム）であり、農林水産大臣により認定される。 <p>【は行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● パリ協定 2015年の国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択された2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みで、2016年11月に発効された。世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2Cより十分低く保つとともに、1.5Cに抑える努力を追求すること」が掲げられている。 ● 非エネルギー起源CO₂ 工業プロセスの化学反応で発生・排出する二酸化炭素や、廃棄物の焼却により発生・排出する二酸化炭素。 	<p>【ま行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 三重県地球温暖化対策総合計画 「三重県環境基本計画」の個別計画として、2030年度における三重県の温室効果ガス排出量について、排出削減・吸収量の確保により、2013年度比で30%削減を目標として掲げているほか、三重県庁における事務・事業の実施により排出される温室効果ガスについて、2030年度までに2013年度比で40%削減することをめざしている。 ● ミッションゼロ 2050 みえ 2040年頃に世界の平均気温が産業革命以前に比べて1.5℃上昇すると予測した「IPCC1.5℃特別報告書」の公表や、パリ協定の取組みが2020年からスタートすることを受け、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指した三重県の脱炭素宣言。
--	--

